

(第九部)

第八十七回  
國會商工委員會會議錄第五號

昭和五十四年四月十日(火曜日)

午前十時五分開會

委員の異動

三月二十三日

安永 英雄君

三月十七日

下条進一郎君

辭任

三月十九日

卷之三

市川正一君

中華

渡辺  
武君

四月九日

井上 計君

卷之三

委員長

五

委員

四庫全書

古賀雷四郎君

安武 洋子君

楠 正俊君

事務局側

説明員

議官

第九部 商工委員會會議錄第五號 昭和五十四年四月十日【參議院】

參議院

しかし、カーター大統領は、今回の事故は世界に与える影響も非常に大きいので、的確にこれを究明すると同時に、世界に向かって明らかにしたい、そのことが今後の原子力発電及び原子力の平和利用にも大きくながることである。こう申しております。したがいまして、私どもその情報を待機すると同時に、國民に向かってもやはりその原因等々について、はつきり説明をし、了解、納得を得ることが必要である、こういうふうに考えております。

通産省としましては、今後原子炉の安全対策を考えてまいります上で、非常な重要な意味があるという受け取り方をいたしております。そこで、本来でありますと、こういう場合は事故原因がはつきりしてから各電力会社などに通達をするということかもしれません、現在キャッチし得た情報をもとにしまして、エネルギー庁長官から関係電力会社等に對して、保安管理についての注意喚起、運転管理体制をどうしておるか、これらについての注意喚起等々、こういった点を中心にして再点検の指示をした次第でございます。

今後さらに、情報の入手、検討に全力を上げることとはただいま申し上げたとおりであります。が、特に原子力安全委員会の意見を踏まえながら、原子力発電の安全確保についてさらに一層万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○森下昭司君 いま安全対策について十分注意を払つていきたいということであります。実は四月六日に、通産省は十五道県の原子力安全対策担当者の会議を通産省で開いているわけであります。そして、当面の、いま大臣からお話のございました保安管理体制でありますとか、住民対策をめぐらまして協議がなされたというふうに聞いておるわけであります。その際、災害時の避難などを盛り込んだ地域防災計画について國の指針を早く示してもらいたい、それから事故や行政の方針についての情報を適確に提供してもらいたいといふような諸点が各地方の関係者から提案、提起を

されたというふうに報道されているわけであります。たまたまきょう、原子力安全委員会はこの防災計画につきまして、國のといいますか、原子力安全委員会の立場からの何らかの指針を明らかにいたしまして、國に勧告という言葉を使っておりました。したがいまして、國に勧告をするといふようなようないかと言われておるが、勧告をするといふような実はきょう報道がなされていましたが、県段階においては、市町村段階のこの防災計画といふものがなかなか具体的になされていないというのが現状ではないかと言われておるのであります。が、原子力安全委員会が國に対しても、通産省としてはいま大臣からお話をありましたように、安全対策を重視するという立場からまいりますれば、積極的にこの市町村の防災計画に対する國の指針というものを明確にしていく必要があります。が、この点についての通産省側の考え方をひとつお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生がおっしゃいました災害対策の問題につきましては、一応万一事故が発生した場合の手続、これはすなわち電力会社から直ちに国及び地方公共団体に連絡するとか、それに基づきまして保安規程及び運転要領に基づく必要な対策を上げる。それからまた、放射性物質の大量放出のような事故が外部に影響を及ぼすおそれがあるようなときには、災害対策基本法で定めるところにより、必要な応急対策をとるということになつておるわけでございます。しかし、先生がいまおっしゃいましたように、実際的な定めがワーカブルに発動できるか、機能するかということについての御疑問であろうかと思ひますが、そういう点につきましてはさらにおわかりであります。その際、災害時の避難などを盛り込んだ地域防災計画について國の指針を早く示してもらいたい、それから事故や行政の方針についての情報を適確に提供してもらいたいといふような点が各地方の関係者から提案、提起を

されたといふように報道されているわけであります。たまたまきょう、原子力安全委員会はこの防災計画につきまして、國のといいますか、原子力安全委員会の立場からの何らかの指針を明らかにいたしまして、國に勧告という言葉を使っておりました。したがいまして、國に勧告をするといふようなようないかと言われておるが、勧告をするといふような実はきょう報道がなされていましたが、県段階においては、市町村段階のこの防災計画といふものがなかなか具体的になされていないというのが現状ではないかと言われておるのであります。が、原子力安全委員会が國に対しても、通産省としてはいま大臣からお話をありましたように、安全対策を重視するという立場からまいりますれば、積極的にこの市町村の防災計画に対する國の指針といふものを明確にしていく必要があります。が、この点についての通産省側の考え方をひとつお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生がおっしゃいました災害対策の問題につきましては、一応万一事故が発生した場合の手續、これはすなわち電力会社から直ちに国及び地方公共団体に連絡するとか、それに基づきまして保安規程及び運転要領に基づく必要な対策を上げる。それからまた、放射性物質の大量放出のような事故が外部に影響を及ぼすおそれがあるようなときには、災害対策基本法で定めるところにより、必要な応急対策をとるということになつておるわけでございます。しかし、先生がいまおっしゃいましたように、実際的な定めがワーカブルに発動できるか、機能するかということについての御疑問であろうかと思ひますが、そういう点につきましてはさらにおわかりであります。その際、災害時の避難などを盛り込んだ地域防災計画について國の指針を早く示してもらいたい、それから事故や行政の方針についての情報を適確に提供してもらいたいといふような点が各地方の関係者から提案、提起を

されたといふように報道されているわけであります。たまたまきょう、原子力安全委員会はこの防災計画につきまして、國のといいますか、原子力安全委員会の立場からの何らかの指針を明らかにいたしまして、國に勧告という言葉を使っておりました。したがいまして、國に勧告をするといふようなようないかと言われておるが、勧告をするといふような実はきょう報道がなされていましたが、県段階においては、市町村段階のこの防災計画といふものがなかなか具体的になされていないというのが現状ではないかと言われておるのであります。が、原子力安全委員会が國に対しても、通産省としてはいま大臣からお話をありましたように、安全対策を重視するという立場からまいりますれば、積極的にこの市町村の防災計画に対する國の指針といふものを明確にしていく必要があります。が、この点についての通産省側の考え方をひとつお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生がおっしゃいました災害対策の問題につきましては、一応万一事故が発生した場合の手續、これはすなわち電力会社から直ちに国及び地方公共団体に連絡するとか、それに基づきまして保安規程及び運転要領に基づく必要な対策を上げる。それからまた、放射性物質の大量放出のような事故が外部に影響を及ぼすおそれがあるようなときには、災害対策基本法で定めるところにより、必要な応急対策をとるということになつておるわけでございます。しかし、先生がいまおっしゃいましたように、実際的な定めがワーカブルに発動できるか、機能するかということについての御疑問であろうかと思ひますが、そういう点につきましてはさらにおわかりであります。その際、災害時の避難などを盛り込んだ地域防災計画について國の指針を早く示してもらいたい、それから事故や行政の方針についての情報を適確に提供してもらいたいといふような点が各地方の関係者から提案、提起を

されたといふように報道されているわけであります。たまたまきょう、原子力安全委員会はこの防災計画につきまして、國のといいますか、原子力安全委員会の立場からの何らかの指針を明らかにいたしまして、國に勧告という言葉を使っておりました。したがいまして、國に勧告をするといふようなようないかと言われておるが、勧告をするといふような実はきょう報道がなされていましたが、県段階においては、市町村段階のこの防災計画といふものがなかなか具体的になされていないというのが現状ではないかと言われておるのであります。が、原子力安全委員会が國に対しても、通産省としてはいま大臣からお話をありましたように、安全対策を重視するという立場からまいりますれば、積極的にこの市町村の防災計画に対する國の指針といふものを明確にしていく必要があります。が、この点についての通産省側の考え方をひとつお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生がおっしゃいました災害対策の問題につきましては、一応万一事故が発生した場合の手續、これはすなわち電力会社から直ちに国及び地方公共団体に連絡するとか、それに基づきまして保安規程及び運転要領に基づく必要な対策を上げる。それからまた、放射性物質の大量放出のような事故が外部に影響を及ぼすおそれがあるようなときには、災害対策基本法で定めるところにより、必要な応急対策をとるということになつておるわけでございます。しかし、先生がいまおっしゃいましたように、実際的な定めがワーカブルに発動できるか、機能するかということについての御疑問であろうかと思ひますが、そういう点につきましてはさらにおわかりであります。その際、災害時の避難などを盛り込んだ地域防災計画について國の指針を早く示してもらいたい、それから事故や行政の方針についての情報を適確に提供してもらいたいといふような点が各地方の関係者から提案、提起を

されたりました。たまたまきょう、原子力安全委員会はそれを見ればどんなことを直ちにしなければならないということが一目瞭然にわかるようになりますが、アメリカの原子力発電所の事故は機械的要因のほかに言つておますが、通産省としては原子力安全委員会のそろいつた勧告を待つて防災計画の指針をいたしましたが、勧告をするといふような実はきょう報道がなされていましたが、県段階においては、市町村段階のこの防災計画といふものがなかなか具体的になされていないというのが現状ではないかと言われておるのであります。が、原子力安全委員会が國に対しても、通産省としてはいま大臣からお話をありましたように、安全対策を重視するという立場からまいりますれば、積極的にこの市町村の防災計画に対する國の指針といふものを明確にしていく必要があります。が、この点についての通産省側の考え方をひとつお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生がおっしゃいました災害対策の問題につきましては、一応万一事故が発生した場合の手續、これはすなわち電力会社から直ちに国及び地方公共団体に連絡するとか、それに基づきまして保安規程及び運転要領に基づく必要な対策を上げる。それからまた、放射性物質の大量放出のような事故が外部に影響を及ぼすおそれがあるようなときには、災害対策基本法で定めるところにより、必要な応急対策をとるということになつておるわけでございます。しかし、先生がいまおっしゃいましたように、実際的な定めがワーカブルに発動できるか、機能するかということについての御疑問であろうかと思ひますが、そういう点につきましてはさらにおわかりであります。その際、災害時の避難などを盛り込んだ地域防災計画について國の指針を早く示してもらいたい、それから事故や行政の方針についての情報を適確に提供してもらいたいといふような点が各地方の関係者から提案、提起を

つたような再教育の問題も含めまして適確な対策

の手を打ちたい、こう考えております。

○森下昭司君 要望いたしておきますが、このほかいろいろな問題点がたくさんあります。たとえば伊方原発の訴訟問題の判決からいたしますと、相当地方安全論争が再燃をするというようなおそれもあります。あるいはまた、通産省としては原

子力発電の稼働率を上げるために、定期検査の期間を短くしようというような動きがありますが、これに対しましても若干の疑問等が出されておりとか、いろんな点で多くの問題点がございますので、いまお話をありましたように適確なひとつ対策といふものを速やかに樹立して、そして安全対策のために努力を払つていただきたいということを希望して議案の質問に入りたいと思います。

そこで、ただいま提案をされました改正案は、五十三年十一月十七日付の織維工業審議会並びに産業構造審議会からの「今後の織維産業の構造改善のあり方」についての答申を受けて、いわばこれを前提として提案されたと理解しているのであります。が、そういう理解でいいかどうか、まずは最初にお尋ねいたします。

○國務大臣(江崎真義君) おっしゃるとおりであります。今回の法改正は昨年十一月の織維工業審議会、それから産業構造審議会の答申に基づいてなされたものであります。

○森下昭司君 この答申は、織維産業業界の現況につきまして次のように述べているわけであります。

需給調整効果の浸透等から一部の製品の市況について、一時の深刻さが薄れてきたが、先行きは依然として不透明な状態である。

このような生産の停滞、市況の低迷等により、企業収益は著しく悪化し、多くの企業が経営面の困難に遭遇することとなつた。

そしてさらに、昭和五十三年に入つても上半期で

七百件台の倒産があり、

高水準となつてある。七月以降については、若干落ち着く傾向もうかがえるが、依然として予

断を許さない情勢となつてゐる。

と答申をされているわけであります。しかし、現在の状況は、織維は構造不況とはいえ、やや好況感を呈しているわけでありまして、いさざか情勢の分析と申しますか、見通しと違つた点が答申されでいると思うのであります。が、この点についてはどう思われますか。

○政府委員(栗原昭平君) 昨年十一月の答申時点と現在とを対比してみると、若干、これは品種によって差はございますけれども、景気の状態について差があることは事実でございます。しかし、いさざか情勢をめぐります内外の諸環境というものが見えますと、やはり一つには近隣諸国の追い上げという問題がございまして、この状況はこの時点あるいはその前の時点と対比いたしましても、全く変わっておらないというふうにまず一つ考えているところでござります。

さらに、これから内需の伸びといったようなものを考えてみましても、低成長への移行に伴いまして急速な伸びといふものもそう期待できないといったような状況は、やはり変わりがないといふふうに考えておりまして、そういうふうに内外の諸環境といふものはやはり今後ともさらに厳しさを増していくような状況にあるのではないかというふうに考えておられる次第でございます。

○森下昭司君 この問題につきましては、後ほど若干お尋ねをしておきたいと思うのであります。が、いわゆる需給の見通しといふのは非常にむずかしい点がある。これは一時的な現在を好況と見るのか、やや先行き明るい継続的な好況と見るのか、いろんな見方が実はあると思うのであります。私どもといたしましては、一応先行きの問題といたしましていま局長がおっしゃつたように、織維の需給協議会という場におきまして通産省も考へておられるわけでございます。実は業界サイドにおきましても、特に綿等につきましては非常に先行きについての不安を持っておりまして、現在、織維の需給協議会といふ場におきまして通産省も入り、紡績業界のみならず、関係の需要業界、商社等も加えまして、先行きについていろいろ議論をいたしておりますが、なかなか現状についてお書きでございませんけれども、なかなかこれについて確固たる見通しが得られないところが現在の状態でございまして、必ずしも現状から見ましても引きわめて不透明だと、この答申に書いてございます様態であろうかといふふうに思っております。なぜ私はこういうことを申し上げるかといふと、この答申の中には、

○森下昭司君 この問題につきましては、後ほど

見ておるということは申せると思います。また、市況につきましても、一部品種を除きまして少しづつよくなっているものが多いと、そういうふうに思っておられる次第でございます。

○森下昭司君 この問題につきましては、後ほど若干お尋ねをしておきたいと思うのであります。が、いわゆる需給の見通しといふのは非常にむずかしい点がある。これは一時的な現在を好況と見るのか、やや先行き明るい継続的な好況と見るのか、いろんな見方が実はあると思うのであります。私どもといたしましては、一応先行きの問題といたしましていま局長がおっしゃつたように、織維の需給協議会といふ場におきまして通産省も入り、紡績業界のみならず、関係の需要業界、商社等も加えまして、先行きについていろいろ議論をいたしておりますが、なかなか現状についてお書きでございませんけれども、なかなかこれについて確固たる見通しが得られないところが現在の状態でございまして、必ずしも現状から見ましても引きわめて不透明だと、この答申に書いてございます様態であろうかといふふうに思っております。

○森下昭司君 私は合纏だけを取り上げて、ある

いは一方的な見解になるかもしれません、こと

しの三月期、旭化成は経常利益で約一百億円、東レは百八十五億円、帝人は百五億円、その他ユニチカ、クラレ、三菱レイヨン等 大手七社は大増益になります。さらに、九月期の見込みも増益基調をたどる

というような観測がなされているわけであります。

○國務大臣(江崎真義君) 私、御指摘の点は非常に重要な点だと思います。大体、業界の自主努力なくして構造改善などといふものは行えるものではありません。が、この点はどうですか。

○森下昭司君 私は御指摘の点は非常

に重要だと思うのです。大体、業界の自主努力なくして構造改善などといふものは行えるものではありません。が、この点はどうですか。

○國務大臣(江崎真義君) 私、御指摘の点は非常

に重要な点だと思います。大体、業界の自主努力なくして構造改善などといふものは行えるものではありません。が、この点はどうですか。

○森下昭司君 私は御指摘の点は非常

はり警告として森下さんのおつしやることはよく業界側も受けとめなければならぬと思います。ただ、問題はいま局長がお答えいたしましたように、中進国の追い上げが厳しくなっています。御承知のようにもう、ただ織機が織布だけというなら織布してくれる時代でございます。紡機が糸を紡いでくれる時代です。そうなると、ここで国民のニーズにこたえた高度な製品をつくって、やはり先進国としての織維産業を今後どう維持、発展させていくかということになりますと、これも大変な大仕事であることに間違はないと思します。知識集約型に切りかえるという、言葉は簡単でございますが、これをいま御指摘の自主努力と相まって急速に実現いたしませんと、これはまた、いまは好況でもまた行き詰まりを生じてしまうということでの延長をお願いしておるわけであります。御指摘の点については、今後とも業界に対して、十分注意喚起をしてまいりたいといふふうに考えます。

○森下昭司君 いま大臣から率直なお答えがあつたであります。この答申はさらずに、

織維産業に対する特別な助成措置を講じていくことに対する国民の厳しい監視の目を謙虚に受けとめ、再びかかる事態を繰り返すことなく積極的に構造改善に取り組むよう強く希望する

う感じがいたします。したがつて、私は、一応の五年の延長はともかくとしたままで、さらに再延長というものが予想されるのかどうか、その点についてちょっと確認をいたしておきたいと思います。

○國務大臣(江崎真澄君) 当然、期限を切つてお願いしておるわけでありますから、延長などといふことは考えておりません。御指摘のように、いまでも、まあ第一次の設備廃棄を伴う構造改善が、業界の必ずしも十分な努力の成果が上がります。知識集約型に切りかえるかと存じておられます。私が今までにも、まあ第一次の設備廃棄を伴う構造改善が、業界の必ずしも十分な努力の成果が上がります。知識集約型に切りかえるかと存じておられます。

○森下昭司君 そこで、最近の織維業界は好況が伝えられているわけあります。これはまあ円高による原料安でありますとか、不況カルテルによる需給調整の結果だといふふうに言われているわけあります。したがつて、そのほかに好況な

たたんであります。この原因といふものが考えられていくべきか、その好況の原因についてお尋ねします。

○政府委員(栗原昭平君) 現時点におきます織維の市況が非常によろしいという原因でござります。しかし、中進諸国、まあ諸外国の競合問題、あるいは内需に余り期待できない、いや輸出も期待できませんよと言いますと、これまた五十九年の期限が参りますと、また延長だと、さらに恒久化していくような傾向を心配するわけであります。が、こういう答申の、積極的に構造改善に取り組むよう強く希望す

る。

それから、国民の批判を謙虚に受けとめる、監視の目を謙虚に受けとめるということを指摘しておるわけありますから、何らかのところでどういった織維産業に対する助成問題については、一応の区切りをつけが必要があるのではないかとい

う感じがいたします。したがつて、私は、一応の五年の延長はともかくとしたままで、さらに再延長というものが予想されるのかどうか、その点についてちょっと確認をいたしておきたいと思います。

○國務大臣(江崎真澄君) うことは、いまもお話をございました円高によります原料安ということは、一つ収益向上の原因として考えられるかと思います。しかし、それ以外にもやはり企業の全体としての、ある意味では減量努力と申しましょか、そういうふうな合意化努力というものも当然あつたと思われますし、それ以外に、さらに現状の金融緩和の状況のもとにおきまして、やはり企業の金利負担というものが非常に軽減されておるといったようなことの理由として挙げられるかと思います。以上

のようなことが主たる理由であろうかと存じております。

○森下昭司君 そういたしますと、先ほどから何回もお答えの中にも出ておりましたけれども、発展途上国との競争でありますとか、あるいは過剰設備の問題でありますとか、あるいは過剰設備の從来原因とされてきた問題はまだ解消されないと、今回の好況はそういつた長年のいわゆる構造不況原因とは別の形で、好況の原因がもたらされてきているというような理解でいいのかどうか。

○政府委員(栗原昭平君) 構造不況としての要件でござりますけれども、そのうちの一つでござい

ます過剰設備の存在と、第一点でございま

すが、につきましては、いまも簡単に申し上げま

したけれども、まず第一は、いま先生おつしやいま

すたように、需給関係がいろいろな理由によりまし

て好転したということがまず第一点挙げられよう

かと思います。この原因といたしましては、やは

り設備の共同廃棄等によります過剰設備の処理と

いうものが進んでおり、あるいはさらに、不

況カルテル等によりまして減産を行つてきておる

といつたような供給面での理由がまず第一に挙げ

られています。さて、そのほかに、不況カルテル等によります過剰設備の処理と、それは相

ういふふうに言つたような現状であるうかと思ひます。

○森下昭司君 そこで、先ほどもちょっとお答え

があつたわけですが、この好況の原因の陰には、減量経営という名のもとに多数の従業員の要するに首切りと申しますか、人減らしと申しますか、そういうふうなものが大きく寄与したのではなく

いかと私ども思つてあります。というのは、需

給関係の調整もさることながら、この減量経営というものが私は今日の好況の大きな原因の一つになつておるのではないだらうかというふうに思うわけであります。試算をいたしてみますと、東証一部上場の織維会社の各社の従業員数は、五十年九月末をピークといたしまして、五十三年九月末では実に四〇%近く減つておる、減少しておる。それから、発展途上国との競争力を失いました綿紡績各社の減量が目立つておりますが、従業員も四十七年以来一貫して減少しております。五十三年までに実に半分以下になつた企業が多いあります。これは明らかに私は好況の原因の中の大きな要素を占めておるのではないかと思うんであります。が、通産省としてはどういう見方をしておみえになりますか。

○國務大臣(江崎直宣君) 必ずしも減量経営だけ

ではないと思ひますが、これはもう時間ととりま

すので申し上げませんが、たとえば綿紡績は、さ

つき局長も答えておりましたように、昨年の夏非

常に暑かったこととか、したがつて天然繊維志向

型になつたとか、化繊の場合には円高差益があつた

とか、いろいろござりますね。いろいろあります

が、やっぱり人員の整理といつたことが大きな原

因をしておることは、これはもう数字が現実に示しております。これは私、率直に肯定いたします。

そこで、先ごろも労働大臣と話しまして、企業

がだんだん好況感が出てきたり回復期に向かえ

ば、雇用の社会的責任というものをやはり十分感

じられ、雇用の維持とか雇用の確保とか、そうい

つたことに十分社会的意義を見出して、安易な整

理などはなさらないようにしていこうとを私ども通

産省側からも、労働大臣にとどまらず、私どもか

らも企業側に要請をした次第でございます。御指

摘の点はごもつともだと思っております。

○森下昭司君 いまの大臣の御所論は私もよその

何かの雑誌で拝見をいたしましたが、景気が立ち

直つた以上は企業も社会的責任で従業員をあやすべきだという何か主張をなさつて、財界が若干通

産大臣に、それはちょっと受けられませんよといふような話があつたことは聞いております。こういった末では、実際に四〇%近く減つておる、減少しておる。それから、発展途上国との競争力を失いました綿紡績各社の減量が目立つておりますが、従業員も四十七年以来一貫して減少しております。五十三年までに実に半分以下になつた企業が多いあります。これは明らかに私は好況の原因の中の大きな要素を占めておるのではないかと思うんであります。が、通産省としてはどういう見方をしておみえになりますか。

○國務大臣(江崎直宣君) 必ずしも減量経営だけ

ではないと思ひますが、これはもう時間ととりま

すので申し上げませんが、たとえば綿紡績は、さ

つき局長も答えておりましたように、昨年の夏非

常に暑かったこととか、したがつて天然繊維志向

型になつたとか、化繊の場合には円高差益があつた

とか、いろいろござりますね。いろいろあります

が、やっぱり人員の整理といつたことが大きな原

因をしておることは、これはもう数字が現実に示しております。これは私、率直に肯定いたします。

そこで、先ごろも労働大臣と話しまして、企業

がだんだん好況感が出てきたり回復期に向かえ

ば、雇用の社会的責任というものをやはり十分感

じられ、雇用の維持とか雇用の確保とか、そうい

つたことに十分社会的意義を見出して、安易な整

理などはなさらないようにしていこうとを私ども通

産省側からも、労働大臣にとどまらず、私どもか

らも企業側に要請をした次第でございます。御指

摘の点はごもつともだと思っております。

○森下昭司君 いまの大臣の御所論は私もよその

何かの雑誌で拝見をいたしましたが、景気が立ち

直つた以上は企業も社会的責任で従業員をあやすべきだという何か主張をなさつて、財界が若干通

そこで、昭和三十一年に織維工業設備臨時措置法というものが制定されましてから、いろんな織維関係の法律が制定をされて、織維産業の振興のための努力がなされてきたわけであります。特に昭和四十二年に初めて特定織維工業構造改善臨時措置法ができるがたわけであります。このとき、紡績の過剰設備を廃棄する計画がありましたが、全くそのときは実効が上がらなかつたというふうに実は伝えられておりました。

○政府委員(栗原昭平君) 特定織維工業構造改善臨時措置法に基づきます過剰設備の処理でございります。ですからちょうどお示しをいただきたいと思います。四十二年当時の計画と実績について、概要でございますが、このままでは、やはりこの期間中、過剰設備の処理は、二百四十万錠以上二百八十万錠という形で最初に基本計画で定められたわけでございます。この計画は、その後事情の変更によりまして目標錠数が百十万錠以上百五十万錠以下というふうに改定をされております。

この計画に對しましての実効の状況でございます。が、まず計画期間中に実績として出てまいりましたのが八十五万錠の設備処理でござります。しかししながら、この八十五万錠に加えましてこの処理以降四十七年から四十八年にかけて対米の輸出自主規制に伴います設備処理でござります。しかしながら、この八十五万錠に加えましてこの処理の減少があるといふとこの数字は私自身出所をよく承知しておりますけれども、ある数字によりますと約九十四万錠の錠数の減少があるという数字が出ております。

○森下昭司君 これは大臣の御出身地であります。が、私は尾西の方へ参りましたときに、かつて設備廃棄をする一方、最新設備をどんどんどんどんおやりになる。たとえば西ドイツの製品で、一台の能力が前の廃棄した台数よりも数倍も能力のあるようなものを設備なさるというような点で、矛盾があるではないかという実はお話を聞いたことがあります。したがつて、あなたがちこの期間中おやりになる。たとえば西ドイツの製品で、一台の能力が前の廃棄した台数よりも数倍も能力のあるようなものを設備なさるというような点で、矛盾があるではないかという実はお話を聞いたことがあります。したがつて、あなたがちこの期間中おやりになる。たとえば西ドイツの製品で、一台の能力が前の廃棄した台数よりも数倍も能力のあるようなものを設備なさるというような点で、矛盾があるではないかという実はお話を聞いたことがあります。

○森下昭司君 いま、そういうお答えがあつたわけです。ところが、この計画が立てられていました。ところが、この計画が建てられました。

○政府委員(栗原昭平君) 特織法時代におきます設備の廃棄の問題でござりますが、もちろん私どもいたしましてはこういった設備廃棄の対象になりました。織機につきましては、登録制というものが、団体法に基づいて施行されておりまして、新設

は制限されておるわけでございます。その中におきまして設備の処理というものは、たとえばこの時期におきまして綿、スフにつきましては二万二千台でありますとか、絹、人絹については一万三千七百台でありますとかいったような、それだけ処理というものが行われておりますと、この限りにおきましては実態は問題はないというふうに考えられるわけでございますけれども、しかしながら、御承知のようにこの業界の中におきまして、必ずしも登録制について十分なエンフォースが行はれていないという実態もございまして、御承知のように無籍の問題といったようなものも一部あつたことは御承知のとおりでございます。これらにつきましても、四十年代の後半におきまして一度きれいに整理をしたということは御承知のとおりでございまして、現時点においてはかような問題は発生はしないだらうというふうに考えておる次第でございます。

○森下昭司君 そこで、今度の構造不況対策法

— 特定不況産業安定臨時措置法に基づきまして、綿紡績業の安定基本計画の概要がほぼ決まりまして、近く織維工業審議会の決定を受けて通産大臣に申告するというような形になるのであります、この概要の中身の中で、本年十月ごろまでに現有設備能力の年間百二十万トン——精紡機ですが、合纖といふやうな設備を廃棄しようというふうなことと並び、その持つておる設備を廃棄しようというふうなことが概要として計画をされているようになります。これは今まで申し上げたような紡績業界の実態等から判断をいたしますと、相当いろんな困難な諸条件があるのでないだらうかというふうに私は思うのであります。この実施の点について、一体見通しとして確信を持てるのかどうか、これをまず最初にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(栗原昭平君) 御指摘の綿等紡績業につきましての安定基本計画づくりを現在行っている次第でございまして、今月の後半の時点において最終的に決定をするようなことにならうかと思っております。そういう段階でございます

ういふなり方でありますれば、必ずしも共同行

したように現在の紡績設備の約六%を自主的に廃棄するというのがその内容になろうかと思います。現在、紡績協会等の内部におきまして十分この内容について詰めておるところでございますけれども、この六%の設備処理というものはこの基本計画が決まった暁におきましては、十分実施可能な処理というものが行われておりますと、この限りにおきましては実態は問題はないというふうに考えられるわけでございますけれども、しかしながら、御承知のようにこの業界の中におきまして、必ずしも登録制について十分なエンフォースが行はれていないという実態もございまして、御承知のように無籍の問題といったようなものも一部あつたことは御承知のとおりでございます。これらにつきましても、四十年代の後半におきまして一度きれいに整理をしたということは御承知のとおりでございまして、現時点においてはかのような問題は発生はしないだらうというふうに考えておる次第でございます。

○森下昭司君 そこで、今度の構造不況対策法

— 特定不況産業安定臨時措置法に基づきまして、綿紡績業の安定基本計画の概要がほぼ決まりまして、近く織維工業審議会の決定を受けて通産大臣に申告するというような形になるのであります、この概要の中身の中で、本年十月ごろまでに現有設備能力の年間百二十万トン——精紡機

が、合纖とか梳毛紡業界に比べればカルテルを必要とすると思うのですが、こういった日清紡あるいは近藤紡績等は、国際競争力を無視した設備廃棄には反対、との態度を実はとつておるわけあります。今回のこの自主的な設備処理に参加をしないものと見られておるのであります。こういった点について、私はむしろ紡績業界などの方が、合纖とか梳毛紡業界に比べればカルテルを必要とすると思うのですが、こういった日清紡あるいは中京地方の都築紡績、近藤紡績等の態度について通産省はどうお考えか、お答えいただきたく思います。

○政府委員(栗原昭平君) たゞいま御指摘になりました企業につきましては具体的な廃棄計画というものは持つておらないんじやないかというふうに私は考えておりますが、ただ、だからと申しまして、紡績業界、現在の紡績協会等の設備処理全体の計画といたしまして、先ほどの六%といった設備

の処理というものができないかと申しますと、これでございます。

○森下昭司君 いまの説明からまいりますと、私は綿紡績関係の方が指示カルテルが実は必要では

ないかという感じを強くいたすわけでありまし

て、というのは、従来綿紡関係というのは足並みでございます。

○森下昭司君 実は、この合纖にいたしましても

梳毛紡にいたしましても、一応構造不況の法の対象として指定を受けて、それぞれ安定基本計画を

でかしているわけあります。この合纖と梳毛紡に

関しましては、通産省の指示カルテルの発動を

実は求めております。ところが、綿紡にいたしま

しては適用をしないで、業界の自主的処理に任せる

というお考え方のようですが、綿紡だけなぜ指示カルテルを発動をしないのか、この理由を

明らかにしてもらいたい。

○政府委員(栗原昭平君) 御指摘のように、合

織、梳毛紡につきましては、業界中の検討過程

におきまして、結局設備処理につきましては各

社、プロラタと申しますか、ある一定の比率でそ

れぞれの持つておる設備を廃棄しようというプロ

ラタ方式で設備処理をやろうという合意の内容になつておるわけでございまして、このプロラタと

いうことで自分の保有設備の一定比率を廃棄して

いくというやり方でございますと、どうしても横

並びという問題がきわめて重要なことになります

し、そういった点を担保するためには、やはりど

うしても共同行為の指示といったことが必要であ

ります。これは今まで申し上げたような紡績業

界の実態等から判断をいたしますと、相当いろんな困難な諸条件があるのでないだらうかというふうに私は思うのであります。この実施の点について、一体見通しとして確信を持てるのかどうか、これをまず最初にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(栗原昭平君) たゞいま御指摘になり

ました企業につきましては、それぞれの企業の理

念というのが実はございまして、昔から、たと

えばお話をございました日清紡につきましては、

そういう業界全体としての設備の処理あるいは

カルテルといったような時点におきましては、そ

れぞれ御異論を持つておられるという企業でござ

います。そういう実態がございまして、今回の設備処理に当たりまして、従来自分たちとして

対しまして今回、綿等紡績業におきましては、そ

れは業界の中の自主的ないろいろな話し合いに基

づいて決まったことでございますけれども、先ほ

ど申し上げましたような自主廃棄とか、各企業が

それぞれ自主的にその過剰設備の分を廃棄してい

ます。たゞそのもとでやっておられますものですか

ら、恐らく今回の廃棄におきまして、これらの

企業につきましては具体的な廃棄計画というものの判断でございまして、また共同行為の指示なくしては現状の業界内の動向から見ますと、この計画の実行は可能であろうかというふうに考えておられる次第でございます。

○森下昭司君 いまの説明からまいりますと、私は綿紡関係の方が指示カルテルが実は必要ではないかという感じを強くいたすわけでありまして、これは現在の積み上げその他によりまして、これはないかという感じを強くいたすわけでありまして、というには、従来綿紡関係というのは足並みでございまして、これが現在の積み上げその他によりまして、これはないかという感じを強くいたすわけでありまして、というには、従来綿紡関係というのは足並みでございまして、これが現在の積み上げその他によりまして、これはないかという感じを強くいたすわけでありまして、

○森下昭司君 これは私、なかなかそういう答弁では理解しがたいのです。いま申し上げた日清紡、都築紡、近藤紡だけ設備能力は全体の六%，先ほど申し上げました百二十万トン、約一千萬錐ですね。一六%の約百六十万錐は所用いたしておるわけあります。これをいま局長からお話をありましたように、具体的にこの廃棄計画はいいものと思う、しかし全体計画は必ず実現できることだということになりますと、百六十万錐の六%，単純計算でまいりまして約十万錐であります。今回のこの自主的な設備処理に参加するには反対、との態度を実はとつておるわけではありません。今回のこの自主的な設備処理に参加をしないものと見られておるのであります。こういった点について、私はむしろ紡績業界などの方が、合纖とか梳毛紡業界に比べればカルテルを必要とすると思うのですが、こういった日清紡あるいは中京地方の都築紡績、近藤紡績等の態勢について通産省はどうお考えか、お答えいただきたく思います。

○政府委員(栗原昭平君) たゞいま御指摘になりました企業につきましては、それぞれの企業の理念というのが実はございまして、昔から、たとえばお話をございました日清紡につきましては、そういう業界全体としての設備の処理あるいはカルテルといったような時点におきましては、それぞれ御異論を持つておられるという企業でござります。そういう実態がございまして、今回の設備処理に当たりまして、従来自分たちとして対しまして今回、綿等紡績業におきましては、それは業界の中の自主的ないろいろな話し合いに基づいて決まったことでございますけれども、先ほど申し上げましたような自主廃棄とか、各企業がそれぞれ自主的にその過剰設備の分を廃棄してい

ます。たゞそのもとでやっておられますものですか



う表現をとり続けておったわけでございます。

○森下昭司君 そこで、通産省は四月一六月期から四半期ごとに合纖の需給見通しを作成するということを決めておみえになるようあります。この需給見通しは、合纖の需給関係についてガイドラインを発表し、業界の生産活動に目安をつけさせるのが目的であると言われておりますが、これは私は事実上の不況カルテルの延長ではないかと思うんですが、この点についてお考えをお尋ねいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 合纖につきましては三月末で不況カルテル切れになりまして、その後のボストカルテルというような点につきましては、特に合纖が輸出比率が非常に高いということから、輸出力の内需還流の問題でありますとか、あるいはいろいろな仮需の発生の問題あるいは石油を原因としたしまして原料価格の高騰問題等々いろいろな問題がございまして、そういう点を踏まえまして、やはり一種のガイドラインと申しますか、需要見通しにつきましての指針を設けるのが適当であるという判断で、四月から需給見通しを作成する、これを公表するという措置をとることにいたしたわけでございます。

しかしながらこれにつきましては、もちろん通産省として業界に対して生産計画を提出をさせ、業界自体の判断におきましてこのガイドボストを参考しながら生産量を自主的に考えていくといふことをございまして、横のカルテル的な連絡は当然あってはならないことでございますし、また私どもいたしましては、この需給見通しについての運用の内容といたしましては、原則的には行政指導もしないという立場で臨んでおりまして、御指摘のようなカルテル同然ということの実態ではないというふうに考えております。

○森下昭司君 三月二十一日の朝日新聞の記事によりますと、篠島義明原料紡績課長の談話といったしまして、「合纖業界のカルテル後の過当競争を防止し、長期的安定化を図るのが目的。原糸の五割以上を占める合纖が安定すれば、織維産業全体

の安定化にも寄与する」というような話からも、

私は事実上の不況カルテルではないかと思うんです。ここで言う「合纖業界のカルテル後の過当競争を防止し」という、この過当競争の防止というのは、独禁法の、たとえば「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」という禁止項目との関係で、具体的にはどういうことを意味しているのか御説明いただきたいんです。

○政府委員(栗原昭平君) 先ほども御説明申し上げましたとおり、これは一種のガイドラインとして、合纖各社が自主的にこのガイドラインを参考にしながら、みずからの生産量を判断していく、考えていくというシステムでございまして、この間には当然カルテル的な構造があつてはならないという前提での問題でございますので、いま御指摘のような心配という点はなかろうというふうに私どもとしては考えております。

○森下昭司君 まあこれは新聞の報道ですから、短い言葉になつておりますから、いまのような局長の御答弁の趣旨はこの短い記事の中にはあらわれてないわけであります。短絡的な理解の仕方かもしれません、が「過当競争を防止し」とあれば、これは独禁法に該当するような印象を受けるのは当然ではないかと思うんです。そのためのガイドラインを設けさせ、自主的に生産量を調整するんだというような実はお話があるわけであります。そういう考え方になりますと、この重要な要素になつてくるのではないかと思うんであります。

○森下昭司君 それでは各社がそれを各自主的にどう判断をしてそれぞれ生産をしていくかという、これは各社自体の御判断の問題であると、かように考えております。

○森下昭司君 そこで、公正取引委員会にお尋ねいたしますが、公正取引委員会は、伝えられるところによりますと、この需給見通し作成のやり方によつては、独禁法第八条第一項に該当するおそれがある、というような見解を持つておみえになると思うのですが、いま局長が言われましたように、通産省がガイドラインをつくる、そのガイドラインの実施は業界の自主的なないわゆる協力と申しますか、そういうことで実施をさしていよいよ、通産省がガイドラインをつくる、そのガ

されます自主的なないわゆるガイドラインを設け

て、自主的にみんなが生産協力をするんだというふうなことになりますれば、局長の諮問機関であります。ここで言う「合纖業界のカルテル後の過当競争を防止し」という、この過当競争の防止の場合は、合纖業界の中に合纏委員会をつくらなければなりません。そこで、合纏委員会をつくらなければ、合纏業界のカルテル後の一時的な混乱防止のためには、独禁法の、たとえば「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」という禁止項目との関係で、具体的にはどういうことを意味しているのか御説明いただきたいんです。

○政府委員(栗原昭平君) 先ほども御説明申し上げましたとおり、これは合纏メジャーの意見を聞くだけではなくて、関連事業者、これは先ほど先生のお話になつたいろいろな意味での関連事業者、これはユーナーを当然含みます事業者の意見も聞きながら通産省が作成をするということでございまして、その意見を聞く場といたしまして需給協議会という場を使っていくということで考えております。したがいまして、需要見通し自体につきましては、そういうプロセスを経まして通産省として決めた

場合に、単に合纏メジャーの意見を聞くだけではなくて、関連事業者、これは先ほど先生のお話になつたいろいろな意味での関連事業者、これはユーナーを当然含みます事業者の意見も聞きながら通産省が作成をするということでございまして、その意見を聞く場といたしまして需給協議会という場を使っていくということで考えております。

○森下昭司君 それで、公正取引委員長にお尋ねいたしますが、公正取引委員会は、伝えられるところによりますと、この需給見通し作成のやり方によつては、独禁法第八条第一項に該当するおそれがある、というような見解を持つておみえになると思うのですが、いま局長が言われましたように、通産省がガイドラインをつくる、そのガ

しておきます。

○政府委員(橋口收君) 合纏業界の共同行為を廃止いたします際に、廃止後の一時的な混乱防止のために何らかの措置が必要ではないかということにつきまして、通産省と公正取引委員会の間に意見の相違は全くございません。

先ほども申し上げましたように、別に検討いたしまして、物によっては不況要件があるものもあらうという可能性もございましたが、そういう立場からやはり申請をすべきではないかという意見

と、全体としてやはりこの際は申請を遠慮した方がいいという意見が合纏業界にあつたよう承知をいたしております。

そういう点から申しまして、いわゆるボストカルテル対策として何らかの措置を求める大いに御意向があり、それに対して私ども基本的に賛成をいたしておつたわけでございます。

したがいまして、問題はそれから先でございまして、私どもが特に申し上げておりますことは、あくまでもボストカルテル対策ということございまして、経過措置でなければならぬということがあります。ぜひ期間を切つてほしい、ということを強く業界にも、また通産省にも申し上げております。

それから、内容の問題でございますが、いまお尋ねがございました需要見通しの作成の方法につきましては、特に問題があるとは考えておりません。通産省の責任において、業界やユーナー等から意見を聞いた上で需要見通しというものを作成され、そのことと自体につきましては全く問題はないと思います。まあ、要是それから先でございまして、その需要見通しに基づきまして各社が生産計画をおつくりになる、その生産計画に対しまして通産省当局が何らかの調整を加えられるといふことは原則的にないということを、栗原局長は先ほど御答弁になつたわけでございますが、仮に調整が行われるということになりますと、それはいささか問題があるのではないか。つまり、基本的にお申しますと、需要の見通しだけをつくるとい

うことにつきましては、これは独禁法上問題がないわけでございまして、また逆に申しまして、供給計画だけをつくるということであれば、これまた問題がないわけでございまして、その需要と供給との出会いがあるというところに実は問題があるわけでございまして、そういう点から申しまして、需要の計画をおづくりになつて、いわゆるガードポストとして業界にお示しになるということ自体は問題がないというふうに考えております。

○森下昭司君 そういういたしますと、いま公正取引委員会も、一時的に混乱を防止するという見地に立たば、必要性については認めているということになりますが、問題は、期間を切れということに

一つ問題がある。いま、伝えられるところによりますれば、通産省は四半期ごとにつくりたいと

いう希望があるわけでありまして、期間を切れと

いうことになりますと、この四半期という期間が

果たして妥当かどうか、また、いわゆる今後一年

なり二年なり三年なりといふうにやつていくこ

とが妥当かどうかという議論になるわけでありま

して、期限を切れという点について、通産省側と

してはこういった期限を切れという公正取引委員会から

会の要望に対しまして、どの程度の期間があ

れば一定の混乱を防止するためには必要だといふことになりますればお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(栗原昭平君) 私どもといたしまして

も、この合纏の需要見通しに基づいての生産計画

の微収といった形でのポストカルテル対策、これ

はまさにポストカルテル対策というふうに考えて

おりまして、いつまでもやっていくべきものでは

ないといふうに了解をいたしております。現在

、その具体的な期間につきましては公正取引委員会と相談中でございます。

○森下昭司君 私は、いわゆる需給の見通しを作成するためには、それぞれ、この場合は化纏協会

が主体になると思うのですが、化纏協会などが作成をすると、これを通産省が化纏協会の作

成したものと見ていいくといふ形になるのではないかと思ひます。そういうような

ことであります。そこで、化纏協会などにおきましては、事業者同士が話し合つてそして実効のある需給見通しをつ

くつしていくということは、なかなかこれはむづかしいのではないだらうかという実は感じがいたす

べくあります。化纏協会が作成する段階で意見

がまとまらないというような場合は、通産省がこ

れを指導して、そしてこういうような形にしてみ

たらどうだらうというような行政指導があるので

はないだらうかという心配がございますが、こう

いうような場合を想定した場合にとる通産省の態

度についてお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(栗原昭平君) この需要見通しの作成

につきましては、あくまで通産省の責任におい

て作成をするということございまして、もちろん

その際に合纏業界の意見を聴取するということ

はあろうかと思ひます。しかし、それはあくまで

一つの参考意見でございまして、これにつきま

してはユーザーも含めた関係者の意見もあわせて

お伺いしております。

○森下昭司君 そういう基本原則は先ほどからお

述べになつておることであります、仮にその基

本原則で需給見通しができましても、先ほどお話

になりましたように行政指導で介入をしないと

か、あるいは公取委員長がお述べになりましたよ

うに調整をすれば独禁法違反の疑いが出てくると

か、いろんな点がありますが、仮に通産省がおつ

くりになりましたこの需給見通しにつきまして、

化纏協会なら化纏協会の中でいわゆる実効のある

実施ができないという状況があるのですか

が、そういうような状況になつても仕方がない

といふふうに思ひますが、その場合

は、通産省といたしましては仕方がない——仕方

がないというのは過当競争になるわけであります

が、そういうような状況になつても仕方がない

といふふうに思ひますが、その場合

は、通産省が行いましたスケジュールの総括に関

する操作勧告を受けまして、日本化学纏協会が

昭和二十七年三、四月の生産量を決定したとい

うことから、仮に産業部局が調整をされまし

て、その調整を受けて業界で話し合いをして生産

量を決定する、個別業者の生産量を決定する

と、こう傍観なさるようなお気持ちがあるんですね

ますから、そういう意味におきまして、まあ言

○政府委員(栗原昭平君) この需要見通しに對し

まして、合纏メークー各社がそれぞれ自主的に御

判断になつてつくられた生産計画自体が、たとえ

ば非常な大きな数字になると、これをそのまま放

置しておきますと合纏業界に混乱を招くだけでな

くて、このユーナーでござりますと、織布業者であ

りますとか、メリヤス業者でありますとか、そり

いとつた関連の事業者にも非常に大きな混乱を生ずる

とか、石油化学の問題等につき

あります。たとえば、石油化学の問題等につき

ましては石油業法を適用するというようなこと

は、前の河本通産大臣時代よくお話をあつたわけ

あります。私は、砂糖ではございませんが、た

またまこういうガイドラインを設けますと、結果

申し上げたわけでござりますが、非常に例外的な

場合におきましてはこれはやはり役所の責任にお

いて何らかの措置を講ずる必要があるのではないか

かと、こういうふうに考えております。

○森下昭司君 そうすると、公正取引委員長、役

所は何らかの行政指導をするしかないというお答

えがいまあつたわけであります。これは独禁法

からいつてどうなんですか。

○政府委員(橋口收君) これは先ほども申し上げ

ましたよろしく、緊急異例の事態に対してもおとり

たい。つまり、期間をできるだけ短くしてお

きたい。つまり、緊急異例の事態に対してもおとり

になる措置であらうといふように理解をいたして

おるわけでござりますから、恒常にそういう措

置をおとりになるということは、これはもう本来

は好ましくないといふことを申し上げたわけでございまして、仮にいまおつしやいますような業界

の混乱が招来されるような異常な事態が生じた場

合にどうするか。問題はこれは昭和四十九年の狂

暴事件と今回のこの需給調整、さつき

ますか、昭和二十八年に、合纏業界に對しまして

通産省が減產を指示したものを、公取委員会は獨

禁法違反事件として摘発をした、みずから公正取

引委員会が摘発なさったという経緯がござります

が、この違反事件と今回この需給調整、さつき

申し上げたように問題点はありますか、とにかく

いま伝えられておる需給調整との相違点とい

うことは具体的にどういふことになるんですか。

○政府委員(橋口收君) 経済部長から御説明申

上げます。

○政府委員(伊庭寛君) 昭和二十八年のケースで

は、通産省が行いましたスケジュールの総括に関

する操作勧告を受けまして、日本化学纏協会が

昭和二十七年三、四月の生産量を決定したとい

うことから、仮に産業部局が調整をされまし

て、その調整を受けて業界で話し合いをして生産

量を決定する、個別業者の生産量を決定する

と、こう傍観なさるようなお気持ちがあるんですね

ますから、そういう意味におきまして、まあ言

のと理解いたしております。

○森下昭司君 そういたしますと、通産省がスフの月産量の総枠を決めたと、今回は需給見通しとして総枠ではなくて一応のガイドラインを設けたという、簡単に言えば、強制的に実施をされるのか、それとも強制的に実施をされない一つの目安として設けたものと、そういう違ひだといふうに理解していいんですか。

○政府委員(橋口收君) これはあくまでも需要サイドの見通しでございますから、おっしゃいますように、大体向こう二カ月間でこの程度の需要があるだらうということを、産業官庁が責任を持つて発表されるわけでございますから、それを受け個々の業者が生産量を決定すると、こういう仕組みであればこれは問題ないわけでございまして、仮にその需要の見通しに基づきまして各社が集まっておののの生産量を決定するということになれば、これはまさに昭和二十八年のスフに関する独禁法違反の事件と同じケースになるわけでございますから、そういうことにならないよう改善をしていただく必要があるもあらんござりますし、またそういう状態になるような方角に行政指導が進むことはぜひ御遠慮願いたいということを申し上げておるわけでございます。

○森下昭司君 一応この問題はこの程度にいたしまして、この答申によりますと、繊維産業の過剰供給・過当競争体质が顕在化しやすく、企業体力の疲弊をもたらすおそれが大であつて、構造改善への積極的取組みの大きな阻害要因となることが懸念される。このため、繊維事業者の自主的判断のもとに、過剰設備の処理、企業の集約化等を進めることにより知識集約化を目指した構造改善の円滑な推進のためその基盤を整備する必要がある。

そこで、五十三年の一月に帝人の大屋社長が、合纖八社を対象にいたしまして四グループへの再編成提案というものを提出をされているわけであります。この問題について通産省がその実現化に私は努力をしなかつたのではないかと思うの

でありますか、なぜこの実現化について努力されないのか、ます、その理由をお尋ねします。

○政府委員(栗原昭平君) 昨年の一月に、いま御指摘のような構想が新聞紙上に発表されたということは御承知のとおりでございます。これにつきましては、やはり現時点に立って考えて見ますと、やはり構想実現につきましてそれをの企業においてまだ解決されるべき問題がいろいろ残つておったというものが実態でございまして、したがつてまだ日の目も見ておらないということである

うかと思ひます。私どもいたしましては、国際競争力の強化という観点から、現在の合纖企業の再編成というものが早急に進められることは望ましいということははつきりしておるわけでございますが、さればと申しまして、じや具体的にどのような再編成の姿が望ましいかということにつきましては、これはやはり政府主導型ではなくて、民間の各社がそれ各自主的に御判断になり、その責任におきまして再編成を行つていただきのが適当であると、かように考えておる次第でございまして、その限度におきまして私どもとしても必要な御支援を申し上げたいと、かように考えておるわけでございます。

○森下昭司君 公正取引委員長にお尋ねいたしましたが、大屋さんの構想とは旭化成と鐘紡あるいは東レとクラレ、帝人とユニチカ、東洋紡と三菱レイヨンというよなことが構想になつておりますが、大屋さんの構想は旭化成と鐘紡が進むことはぜひ御遠慮願いたいということを申し上げておるわけでございます。

○政府委員(橋口收君) これはその事業分野ごとにマーケットシェアを判定するというのが原則でございますから、具体的な問題になりました場合には、合纖業界が非常に好況期を迎えたというような観点からやや後退をしておると、もう大屋さん自身が、伝えられるところによりますすれば、黒字でございますが、これまでに各社がなってきたので、他社とどういわゆる手を組もうかというような気もなくなつてくるといふようなことを語つておみえになるそなうであります。この問題について通産省がその実現化に私は努力をしなかつたのではないかと思うの

外のものもつくつておられますから、そういうものとの関係においてどういうふうに判断するかと

いう問題があると思いますけれども、原則的には市場占拠率が二五%を超えた場合には嚴重な審査を行うという原則がございます。したがいまして、仮に四グループに集約されるということになると、やはり構想実現につきましてそれをの企業においてまだ解決されるべき問題がいろいろ残つておったというものが実態でございまして、したがつてまだ日の目も見ておらないということである

うかと思ひます。私どもいたしましては、いろいろ考え方があるわけでございまして、単にマーケットシェアだけで判断するというのも余りにも機械的ではないかという考え方方がござります。まあ、当該商品の国際競争力の問題、輸出入の関係の問題、商品の代替性の問題等ござりますから、そういうものを総合的に勘案いたしまして、場合によりましては二五%を超えるものでありましてもこれは合併しても差し支えないと判断を下す場合もあり得ると思ひます。そういう点から申しまして商品の性格、性質、将来性、それから国際環境、国際的な企業規模等総合的に判断して結論を出すべきものだというふうに考えておりま

す。

○政府委員(栗原昭平君) 再編成につきまして、政府が余り飛び出した形で政府主導型の編成を行

うということは余り適当ではないかとういう考え方を実は私自身持っております。やはり、お話をございましたように、各社がそれぞれの判断に基づきまして具体的な再編成といふものはそれぞののビジョンに基づいておつくりになつてお話し申上げる、こういった立場で、望ましい御支援申し上げる、こういった立場で、望ましい

けれども支援はそういう限度において行つてい

ます。したがいまして、まだいますぐというわけではございませんが、合併に関しまして二五%といふいわゆるガイドラインが果たして適当かどうか、これはあらゆる角度から検討して、できれば将来は合併についてのある一つの考え方をお示

したいというふうに考えております。

○森下昭司君 そこで、いわゆる再編成論議とい

か、これはあらゆる角度から検討して、できれば

将来は合併についてある一つの考え方をお示

したいといふうに考えております。

○政府委員(橋口收君) これはその事業分野ごと

なつている現状ではないかと思うのであります。いま栗原局長からは、国際競争力等をつける意味からも、再編成問題については望ましいといふうな考え方が出されたわけであります。もちろん業界のいわゆる自主的な協議といふうな形ではなく、通産省がある意味においては火つけ役と申しますか、そういうものが前提になるといふことになるわけですが、こういった点について、業界の自主的な協議といふうな形では比較的問題は少ないのではないかというふうに思います。

ただ、その企業の合併につきましては、いろいろな考え方があるわけでございまして、単にマーケットシェアだけで判断するというのも余りにも機械的ではないかという考え方方がござります。まあ、当該商品の国際競争力の問題、輸出入の関係の問題、商品の代替性の問題等ござりますから、これはやはり政府主導型ではなくて、民間の各社がそれ各自主的に御判断になり、その責任におきまして再編成を行つていただきが適当であると、かように考えておる次第でございまして、その限度におきまして私どもとしても必要な御支援を申し上げたいと、かのように考えておるわけでございます。

○森下昭司君 しかし、最近日本化学纖維協会の会長であります旭化成の宮崎社長は、非常にこの再編成問題に熱念を持っておみえになるといふうに私実は聞いておるわけであります。これは協会会長としての業界まとめ役の立場にある者として当然であると思うのですが、一つには東レ、帝人に対抗いたしまして纖維部門の強化を図らうとする旭化成の戦略がその中に含まれているというふうにも実は伝えられているわけであります。具体的には鐘紡、ユニチカ、三菱化成工業との共同出資によりますボリエステル専業メーカーであります日本エスティールへの参加、そして、ボリエステルで帝人、東レに対抗する第二勢力をこ

の日本エスティルを中心核にいたしましてつくり上げることが実はねらいだというふうに言われておるわけであります。したがつて、これは一つの業界のいろいろな内部事情によるものであります。いまお話をございましたように、大屋さんの四編成問題は好況のためにやや後退を余儀なくされてゐる。しかし、一方においては、業界内のいわゆる競争と申しますか、競合と申しますか、そういうような観点からこういう新しい再編問題が実は提起されている。ですから、私はいま申し上げたように、通産省として再編問題について真剣に取り組み、業界任せではなく、環境づくり等をやつたらどうだということを申し上げたのであります。が、こういった動き等は、通産省として先ほど申し上げた原則的には再編成については国際競争力を増す上において望ましいという立場をおとりになつてゐるのではあります。が、そういう立場からこういった動きについてはどうお考えですか。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま旭化成を中心

といたいろいろな動きについてのお話があつたわけでございます。私どもわざから見ておりましてそういうお気持ちがあるのでないかなどといふことは耳にしたことございました。ただ、私ども立場といたしまして、具体的なケースにつきましてこれを望ましいものとして役所がこれをむしろ引っぱっていく形でブッシュするということにつきましては、役所自体の立場といたしまして望ましくないという考え方を持つております。ういた構想につきましてもそれぞれ各企業それをお立場がござりますますわけでございますので、そういうたいいろいろな問題点といふものの解決のしやあいと、それぞれの各企業としてのお立場といったものも十分踏まえた上で、ある程度具體的に動き出でますといふことを前提にしながらひとつ考えてまいりたいと、こういった一はがゆいとおつしやられるかもしませんけれども、立場をとつてまいりたいとかようく考えております。

○森下昭司君 そこで、私はこの構造改善の実

効、効果を上げるという点からまいりますと、一面においては内需を喚起をする、一面においては輸出を振興する、一面においては輸入がある程度規制をしていくというようなことにならないと、なかなか織維産業の振興ということはむずかしい問題ではないかと思うんであります。産業構造の長期ビジョンによりますれば、内需は昭和五十年に比しまして昭和六十年には二・八%程度の伸びではないか、輸出は逆にマイナス二・四%というふうに非常に減少する。その反面、輸入は八・五%の増加となるというような、いわゆる長期の見通しをお持ちのようございます。ここで答申で言う輸入の増加を余儀なくされるおそれが大きいという指摘からすれば、このようにもう六十年には五十年の八・五%も増加をするということが見通しとして立てられている以上、何らかの私は規制をしていく必要があるのではないかというようなことが言われるわけであります。

○政府委員(栗原昭平君) 二年後は中国である韓国などは最近の統計によりまして賃金は六分の一であります。台湾が五・五分の一ですか、中國大陸はもつと低いというわけですね。ですか

するならば、その輸入量の七〇%は中国である

行政指導の方法もあると思いますが、現在御承知のように輸入が多い対象国は、中進国ないし発展途上国であります。たとえば綿布だけといいま

す。それから、極端に安いものが多量に入つてくる。こういう場合にはその動向を見きわめまして

規制をしていく必要があります。この一連の倒産の原因は一体何なのか、どういうふうにつかんでおみえになるのか、その倒産の原因をまず最初にお尋ねいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 三友ニット、真和ニットあるいはその産元たる豪綿の倒産でございますが、この原因はそれぞれ多少共通した面がございまして、やはり基本的に去年からのそれ

よくガットの二国間の問題だとか、いろんなことがよく韓国問題出たときとか、あるいはその他東南アジアの発展途上国等の追い上げがあつたと

いうことが見通しとして立てられている以上、何らかの私は規制をしていく必要があるのではないかというようなことが言われるわけであります。

○政府委員(栗原昭平君) たとえば名古屋を公式訪問いたしましたときに要望もありましたが、ガイドラインの設定ということはきわめて困難だということを申し上げたわけであります。これは市場攪乱を引き起

こす可能性がある事実の存在がますます第一に必要であります。それから二番目にはそういう品物が国内

市場にどの程度の損害を与えるか、また現にそのおそれが存在するかどうかというこの詳細な

判断及び現実的な資料を要するわけでありまして、きわめて困難であるという方向はお答えをしておいたわけであります。が、そうかといつて極

端に安い商品が入ってきて、先ほど申し上げます

ように市場を攪乱するというような事態があれど、これはやはり行政指導に出なければならぬ

とを考えますが、あらかじめガイドラインを用意するということは、現在の通商関係事情などから申

しますが、あらかじめガイドラインを用意するといふふうに考えておるのでござります。

○森下昭司君 そこで、時間の関係でちょっと残

る余の質問ははしまして、地元の問題を数点お尋ねをいたしておきたいと思います。

それは最近、三月三十一日に、愛知県の岡崎市

におきまして真和ニット協業組合、それから四月三日には三友ニット協同組合、そして四日には産元であります株式会社豪綿というものが連続倒産をいたしていけるわけであります。この一連の倒産の原因は一体何なのか、どういうふうにつかんでおみえになるのか、その倒産の原因をまず最初にお尋ねいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 三友ニット、真和ニットあるいはその産元たる豪綿の倒産でございますが、この原因はそれぞれ多少共通した面がございまして、やはり基本的に去年からのそれ

の組合なり企業の販売活動がなかなかうまくいかないという点があつたわけでございますが、さらに輸入品について不良が多発したというようになりますとか、あるいは暖冬によりまして在庫がふえたというようなことから業況が悪くなっていますとか、あるいは暖冬によりまして在庫がふえたというようなことから業況が悪くなつてきたという一般的な状況があつたわけでございます。

○政府委員(栗原昭平君) 三友ニット、真和ニットの関連企業でございます興南ニットという企業に対しまして、この企業が非常に経営が悪化いたしました非常に不良債権を持つに至つたということが特殊な事情として加わったと、こういったものがこれらの資金繰りの悪化ということにつながりました。そしてそればかりなり多くの融手といつたものを発行せざるを得ないような状況になつたというものが現在に至る倒産の背景であろうかと、いうふうに考えております。

○森下昭司君 そうしますと、一口に言えば融通手形の発行等をおやりになり、あるいは野方岡な組織の拡張を行つたといふふうに伝えられているわけであります。一口に言えばこれは経営者の放漫経営というものが原因だというふうな理解の仕方を、実は現地ではしていけるわけであります。あるいは現地ではしていけるわけであります。こういうふうな倒産が起きるとということは非常に残念なことがあります。いまのような原因の説明に

よりますれば、一応放漫經營による倒産である、いわば經營者の責任だというふうな理解の仕方をしたいんですが、その点はどうですか。

○政府委員(栗原昭平君) これは現在のニット業界全体が、こういった傾向で非常に困つておる状態にあるというわけでは必ずしもございませんで、やはりそれの企業なり組合の特殊事情といたして問題があつたということを一つ有力な原因であろうと思いますし、また不幸なことには、関連企業に非常な不良債権を持つに至つたというございますけれども、企業の經營者としての判断について問題があつたということを一つ有力な原因であると思いますし、また不幸なことには、関連企業に非常な不良債権を持つに至つたといいます。

○森下昭司君 そこで、この三友ニット協同組合につきましては、一応公的な融資を受けておりま

した関係もございまして、毎月一回必ず愛知県が業務状況というものを組合から聞くことにいたし

りますれば、こういった事態を回避できたのではないかという一部の声もあるわけであります。

しかし、結果におきましてはこういうことになりましましたから、このいわゆる営業の状況報告等とい

うのが單に形式的に行われておるんではないだら

いがあったのか、お答えをいただきたいと思いま

す。

○政府委員(栗原昭平君) 御指摘のように、これら

の組合につきましては、県としての診断、指導

というものが毎月行われておりますと、それぞれ

実際の商売ということに関連をいたしましてむず

かしい点があつたんではなかろうかというふうに

思いますが、企業が經營が非常に困難になつてしまつたのが表面化するというのは、二月に入つてから

ございました。二月の末ごろからは愛知県もそれから名古屋の通産局も非常に努力をいたしました

で、関連の金融機関等に對しても働きかけを行つ

とかいつたような御努力をされたところでござい

ます。私ども中央の金融機関に對してはいろいろ

私どもからもお願ひをするといったようなことも

やつております。私どもいたしましてはできるだけのお手伝いをしてきたんではないかという

やうに考えておる次第でございます。

○森下昭司君 次に、この下請関連倒産を防止す

るために、具体的に現在はどのような御処置をな

さつたのか、これをお尋ねいたします。

○政府委員(左近友三郎君) この三友ニット、真

和ニットといふようなものの倒産に伴いまして、下請企業が重大な影響を受けるということでござ

りますので、これは通産局に対策本部を設けて、

県と協調しながらこの下請企業に対する倒産関連

の融資の実施、それから金融機関の援助、それから

までこの三友ニット、真和ニットの関連

の企業について融資を実行したという報告はまだ

受けしておりませんが、これはなるべく早く必要な

融資が実行できるように、関係の三機関にもよく

連絡をとつて処理したいと思います。

○森下昭司君 そこで、政府系三公庫は中小企業

信用保険法に基づく緊急融資、それから愛知県は

倒産防止資金や経営安定資金の融資を行つと、岡

崎市はこの政府系三公庫の融資を受けた人に対し

まして、半年間利子補給をするというようなこと

が通産局を中心にして関係当局者が集まつたとき

に一応決まつたわけであります。これは私に対す

るお話があつたときの中身ですが、いまとえれば

倒産関係緊急融資というような制度の活用を長官

は強調されたわけであります。これが私に対す

るお話を聞いておるわけであります。

○森下昭司君 いま、特定不況業種に指定され

ておきますがね、五月、六日の二日間、岡崎市役所内で岡崎地区ニット産業倒産防止相談所

というものを名古屋通産局が主体になつてお開きになつておる。そこで相当数の業者の方が相談に

お見えになつておる。主にこの融資問題について

の御相談が多かつたと。一件当たり五百萬円から

二千万円程度の希望がありまして、平均一千万円

程度なんですね、融資を希望するという状況であ

つたというふうに聞いておるわけであります。

○森下昭司君 このいわゆる相談の内容の中からいきますと、この

融資がやはり当面の対策として必要ではないか、

こういう私は理解をいたしておりますが、

企業信用保険法の対象にはならない。豪綿の下請

組合の場合はそれができないというようなことが

来ているわけなんです。そういうふうなことがあります。

○森下昭司君 ありますと、後段長官が御説明がございました、

市は、政府系三公庫から融資を受けた人に対しま

して半年間の利子補給をするというふうなことに

なりますと、先ほども申し上げましたように、岡崎

市は、政府系三公庫から融資を受けた人に対しま

して半年間の利子補給をするというふうなことに

なりますと、こう申し上げましても、県の信用保証協

会の保証を得て倒産関連防止の資金を受けるとい

いるんですか。

○政府委員(左近友三郎君) この企業の倒産に伴

いまして、その取引関係にあります関連中小企業

庫、中小企業金融公庫といふようなものの貸し付

けの中に、倒産対策緊急融資という制度がござい

ます。私ども中央の金融機関に對してはいろいろ

うことで金利についても必要があれば配慮をする

という制度ができておりますので、その緊急融資

を活用して必要な資金の供給に努めたいというふ

うに考えております。

○森下昭司君 これは連絡が入つてゐるのかどう

か知りませんが、この緊急融資制度を適用され

て、たとえば融資を実際に行つたという実績はあ

りますか。

○政府委員(左近友三郎君) この融資のあつせん

に、先ほど申しました会合等で努めております

が、現在までこの三友ニット、真和ニットの関連

の企業について融資を実行したという報告はまだ

りますが、この倒産企業の指定に当たつて

おつたというところでありますが、これがある程

度が適用になるということになりますので、今

まして、通産大臣が不況業種として指定した者に

うものは入らないという問題がござります。とこ

ろが、今回の場合につきましては、この倒産関連

保険の適用になる条件のもう一つの条件といたし

まして、通産大臣が不況業種として指定した者に

ついては適用があるということになつております

ので、その方の条項でこのメリヤス製造業等々の

者を不況業種として指定されておりますので、そ

の条項が生きてまいります。倒産関連保険の制

度が適用になるということになりますので、今

回の場合は問題がないかというふうに考えており

ます。

○森下昭司君 いま、特定不況業種に指定され

ておきますがね、五月、六日の二日間、岡崎市役所内で岡崎地区ニット産業倒産防止相談所

というものを名古屋通産局が主体になつてお開きになつておる。そこで相当数の業者の方が相談に

お見えになつておる。主にこの融資問題について

の御相談が多かつたと。一件当たり五百萬円から

二千万円程度の希望がありまして、平均一千万円

程度なんですね、融資を希望するという状況であ

つたというふうに聞いておるわけであります。

○森下昭司君 このいわゆる相談の内容の中からいきますと、この

融資がやはり当面の対策として必要ではないか、

こういう私は理解をいたしておりますが、

企業信用保険法の対象にはならない。豪綿の下請

組合の場合はそれができないというようなことが

来ているわけなんです。そういうふうなことがあります。

○森下昭司君 ありますと、後段長官が御説明がございました、

市は、政府系三公庫から融資を受けた人に対しま

して半年間の利子補給をするというふうなことに

なりますと、先ほども申し上げましたように、岡崎

市は、政府系三公庫から融資を受けた人に対しま

して半年間の利子補給をするというふうなことに

なりますと、こう申し上げましても、県の信用保証協

会の保証を得て倒産関連防止の資金を受けるとい

うことになりますると、これは普通の市中銀行ないしは、細かくいえば信用組合までその対象になるわけでありまして、岡崎市の利子補給の恩典に浴することができないということになるわけであります。これは私はやはり同じ下請でありながら、ただ向こうが会社である、こちらは協業組合または協同組合であつたためにいわゆる三公庫の対象にならない、したがつて利子の補給も受けられないというようなことは、大変私現地の側から言えど問題が残るんじゃないだろうかという感じがいたします。そして私、中小企業信用保険法の中の第一条(定義)の第二項、この中には、「中小企業等協同組合」「特定事業を行なうもの」あるいは「二の二に、「協同組合であつて、特定事業を行なう」といふものは中小企業者といふふうに規定があるわけなんですね。とすれば、私は会社、個人に限定をしないで、広くこういう協同組合、協業組合の下請業者も同じようならいをするとの方が妥当性があるのではないかという感じがいたしましたが、この点についてひとつ御見解を承つておきます。

○政府委員(左近友三郎君) 私の先ほどの説明が

いたしまして、その対象には個人の下請業者と同じような制度のもとで恩典を受けることができる、事実上変わらない、こういう理解の仕方などいいですか。

○政府委員(左近友三郎君) 先生の仰せのとおり

でございますが、はつきり申し上げますと、つまり取引の相手方が倒産をいたした場合にこの保険が適用になりますが、その取引の相手方が会社または個人であることが必要だということでございまます。しかし、そういう条件で倒産関連保険を受けられるといふことは、これはあってはならないわけですが、それはそれ以外の条件としまして、特定の不況業種に属しておれば、これはもう組合も含めて中小企業者は全部倒産関連保険を受けられるということをごさいますので、今回の場合はその第一の理由で全部の恩典を受けられるはかに、別の条件、つまりそれ以外の条件としまして、特定の不況業種に属しておれば、これはもう組合も含めて中小企業者は全部倒産関連保険を受けられるといふことになります。

○森下昭司君 終わりります。

○委員長(福岡田出廣君) 午前の質疑はこの程度

にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時四分休憩

○委員長(福岡田出廣君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

○法律案を議題といたします。

○休憩前に引き続き、質疑を行います。質疑のあ

うことは——ここが私ちょっと先ほど申し上げ

たかったんですが、実は中小企業関係の三機関、商中とか中小公庫の融資も受けられるということになつております。したがいまして、今回の場合は下請の中小企業者は政府系の三機関の金融を受けられますので、したがいまして岡崎市の援助も受けられるということでございますので、今回は支障はないということになつております。

○森下昭司君 念のためにそれじゃちょっと確認をしておきますが、法律上は会社または個人とい

うことになつておるけれども、特定不況業種とし

ての指定を受けておりますと、協同組合、協業

組合の下請業者は、この会社または個人の下請業者と同じような制度のもとで恩典を受けることが

できる、事実上変わらない、こういう理解の仕方は、相当地底してやらなければならない。このよ

うに考へるわけあります、どうも昨今特に糸

をつくる面、紡績面の段階においては、この好況

ということでせつかく通産省の方で御指導なさつ

ていらっしゃるそのような構造改善事業というも

のが一服ぎみである。むしろこのままスクラン

・アンド・ビルトということではなくして、その

まま現生産能力を置いて生産を続けていく方が收

益につながる、日先の収益につながるといふよう

なことで、せつかくの構造改善事業というものが

案外進んでいないんじやないか。こういう例があ

るのですけれども、そういう全体の産業動向に対する、特に織維の産業動向に対する御認識はどうのようになつておりますか。まずそれを伺い

たいと思います。

○政府委員(栗原昭平君) 御指摘のように、織維

産業全般につきましては、一ころに比べましてか

なり景況がよくなってきておるという判断は私ど

もも同様でござります。ただ、これはあくまでも

昨年初来の需給関係が締まつたと申しますか、設

備廃棄なりあるいは不況カルテル等による減産を

背景にいたしました供給の減少ということとあわ

せて、全体の景気の回復に伴いましての需要の増加というのが、たまたまうまくマッチしたと

いう需給関係の好転を背景にいたしました市況の

好転、これはもちろん先生ただいま御指摘になり

ましたように、織維というのはむしろお天気にも

左右されることが非常に大きい産業でございま

す。夏場の需要が非常にえたというような特殊

事情もござりますけれども、いずれにしましても

そういうた靈縛關係の好転を背景にいたしました

好況感といふものが現在に至るまで続いている

う状況だらうかと思います。しかしながら、織

維は非常に足の早い産業でございまして、先行き

はかなり不透明でござります。特に、需要の伸び

ももう大きいものが予想されるわけでもございま

せんし、近隣諸国からの追い上げといった内外市

場におきます競合の激化という問題もござります

し、なかなかむづかしい問題を今後とも抱えてい

く立場にあるといふふうに考えております。そ

れが薄れるというようなことは、これはあってはな

らないわけでございまして、特に今までの業況

を見ますと後ろ向きの構造改善と申しますか、設

備の処理についてはまあある程度は進んでおりま

すけれども、たまたま少し景況がよくなりますと

少し過剰設備の処理、もうちょっと待とうかとい

うような動きもなきにしもあらずということです

いりますので、この辺については私ども十分業界

の自覚、反省を促しまして、そういった一時的な

動きに左右されないような構造改善を進めていた

だきたい。かように要望いたしておる次第でござ

ります。さらに、こういったせつかく景況がよく

なりました時点を一つの踏み台にいたしまして、

前向きの構造改善についても積極的にひとつ踏み

切ついていただきたい。かように考えている次第でござります。

○下条進一郎君 全体的な認識、私も大体同じよ

うな考え方を持っております。しかしながら、い

まの御説明の中にもありましたように、どうも構

造改善が進んでいない。あるいはいま最近はどう

も見送られがちであるというのが現状だと思いま

す。それに関連いたしましてこの法律ができるか

ら約五年でございますが、当初通産省がこの法律

をお出しになつたときの予定から見て、現実に積

み上げてやつた実績というものは私は余り進んで

いないんじやないか、それが私はやはりいまのよ



決してそういうような楽觀は許されないんじやないかと思いますが、その点はどのように最近の状況をつかんでいらっしゃいますか。事務当局で結構でございます。

○政府委員(栗原昭平君) 御指摘もございました  
ように、天然繊維でございます綿あるいは毛につ  
きましては、最近かなり川上の部分がよくなつて  
きております。合纖につきましても、一ころより  
は多少よくなつてきておりますが、これは非常な  
好況というほどではございません、まあまあとい  
う状況でございます。一方、川中の各産地、特に  
機屋さんを抱えているような産地につきまして  
は、これは綿あるいは合纖等見ましても、現在の  
ところ合纖の産地におきましても綿の産地におき  
ましても、多少産地によつて差はございますけれど  
ども、まあかなりいい状態に総括してなるのはは  
ないかというふうに思います。ただ、それ以降の  
段階におきましては、やはり製品にもいろいろそ  
れぞれの特色もございまし、用途も多種多様で  
ございます、扱う品物もそれぞれ差がございます  
ので、すべてがいいというわけにはこれはまいら  
ないということをございまして、特に川下のアペ  
レル部門については非常に數も多うござります  
し、非常に競争も激しいという状態が続いておる  
わけでござります。そういういた状態でございまし  
て、御指摘のように流通段階あるいは川下、アペ  
レル部門につきましてはまだ依然としてかなりの  
競争が残つて、それぞれ濃淡の差があるというふ  
うに考えております。

○政府委員(栗原昭平君) 譲維は、御承知のよう資金を融資するとか、そういったことに対しても考えていらっしゃるかということを伺いたいと思ひます。

原則として自由化というようななかでこうになつておられます、綱糸等については若干ガットの割り当て等ございますけれども、そういう意味において、トヨタの金子、久野周吉が日本で行易う

まずそれに気がついてそこから始めるということは非常に結構なことだ、したがって、さつき申しましたような構造改善事業協会などに簡単に資金を手に入れ、その力を最大限に生かして、つば

に特に製造段階を考えてみますと、従業員が一企業当たり十人平均ということで、全体としてもさわめて小規模な零細な企業の集まりでございます。こういった中小企業をグループ化して知識集約化方向に全体として誘導していくのがこのねらいでございますけれども、御指摘もござりますように、すべての人が、あるいは非常に小さい中でもさらに小規模の方が全部この制度に乗つかりていくことができるかどうかという点は御心配があろうかと思います。私どもいたしましては、この構造改善の制度の中では特に施設の共同化といった観点から、小規模企業者に限りまして要件を非常に緩和いたしまして、別に異業種間連携というようなむずかしい試験を通らなくては、その小規模の方が一緒にになってとにかく設備の近代化をやっていこうという場合には、非常に低利の、二分六厘での高度化資金を貸していくことができ、リース事業として貸していくことができるというような制度を今回もさらに要件を緩和して拡充するということをまず第一点にやつております。

それから、今回、産元、親機を含めましたということの一つには、産元、親機が抱えております貯加工の業者、非常に小さい方が多いわけでございますが、こういう方々がみずからグループを結成するのはなかなかむずかしいという立場におられますので、産元、親機というものをを中心に結集しながらグループ化を図っていくことができるようにして、こういった気持ちも一つあるわけでございまして、構造改善の中でも特にそういった小規模の方々については、できるだけ制度に乗りやすいような方向で考えていいたい、かように考えておる次第でございます。

○下条進一郎君 そこで、いろいろな方策をやつていただくわけでありますけれども、いま貿易は

対して与える影響、これは大変に大きいと思います。その意味においてMFA等の関連、そういうものについてこれからどのように対処していくか、これは中で構造改善をおやりになつても、外からのそういう外圧が相当加わってまいりますと、これはなかなか市場も相当つらいというようなことに当然なるわけでございまして、現在そういう面の問題もたくさん出ているわけでござります。それについては、これからこの調整というものはなかなかむずかしいと思いますけれども、どうのように対処していかれるか、その点の御回答をいただきたい。

○國務大臣(江崎真澄君) これまた非常に重要な御指摘だと思います。MFA、セーフガードの発動に当たりましては、現在わが国が大幅な国際収支黒字国であるということ、特にまたこの織錦製品が単純な製品ほど中進国ないし発展途上国から入りやすいということなどによりまして、これは現実の問題としてはなかなかむずかしい問題だと思ひます。ただ、極端に低廉な物が多量に入つてまいりまして、わが国市場を攪乱するというような場合には、当然これは国際的取り決めによつてMFAを要請することもできますが、いまこの場面ではそういった弊害が大変なことになっておるということには該当しないと思っておるわけですね。したがつて、知識集約型の製品をつくるように、アベル部門の開拓、これが私本当に十数年おくれておると思いますよね、これはしかし今度は人材養成から始めようというわけですから、大変結構のことと、やっぱり基礎づくりから始めなければならないような事態というのは、やっぱり相当なお疲れが現実にあるということですね、しかし、それに目を覆うて知らぬ顔ということではなくて、

り民間の衆知を集め、また、それぞれの大学には学部もないわけじやありません。したがつて、学者その他を動員して急速に効果が上がるような形でいくことが大切で、MFAの規定はあります。が、現在の場面では現実にはこれを適用することはないなかむずかしい、したがつて、大いに対策を急ぐべし、こういうふうに考えております。

○下条進一郎君 最終的な方法だと思います、MFAを利用するということは、その前にいまおっしゃいましたように、基本的には日本の織維産業界の体質を強化するということだと思いますが、いまお話をありましたように、アバレル部門を相当拡充する、強化する、近代化するということは当然だと思いますが、日本の織維産業は——日本は織維産業国と言われて長いわけでござりますけれども、意外に私はそういう脆弱な面をたくさん持っているんだと思います。たとえば高級品については、これまたECにやられる、下級品については後進国にやられる、中級ぐらいが大体何となるということだと思いますが、やはり上級のもの、中級のものにどんどん向かっていけるようになるし、底辺のアバレルもどんどん近代化しなければいかぬ、そういうふうに考えますので、ぜひ相当な決意を持ってこの面に取り組んでいただきたい、このように要望する次第でございます。

なお、こういう貿易関連につきましては、非常にむずかしい問題が絡んでまいりますけれども、これにやはり為替相場の問題というのもやはり大きな影響を持つと思います。けさのテレビにおきまして、現在渡米中の園田外務大臣が向こうの政府当局と会談された場合の三つの問題点、その一つに、円が安い方向に動いていることについて、その反動として輸出がまたドライブがかかるるんじやないかという面の懸念を持たれたやに聞いておりまます。これは大変な問題にまたつながる

思います。その点について、大体現在の為替相場の動き、それからまたそれのこれから先の動向等について、大蔵省の方から最近の一一番新しいところのホットニュースをひとつ御披露いただきたいと思います。

○説明員(大場智満君) ただいま御質問がございました。為替相場の動向についてお答え申し上げます。

けさはかなり落ちついてきておりまして、先ほど午前中の終わり値は二百十三円五十五銭ということになっております。御承知のように、円レートはことしに入りましてから円安の方向になつておるのでございますが、私ども見るところ大体理由が三つぐらいあると思います。一つは、経常収支の黒字がかなり減つてきてることだと思います。特に三月になりますと、三月の上中旬の通関統計しかいま出でないわけですが、この通関統計で見ますと、輸出入がほぼ均衡しているという姿になつております。これが昨年の三月上中旬の数字を見ますと、約九億四千四百万ドルの黒字でございます。これがことしの三月の上中旬が均衡しているというふうになつている、これが第一でございます。それから第二には、石油とかあるいはインフレ問題ということが円の先安感を醸成しているのではないかということが言えるかと思います。それから三番目に、やや技術的な点になりますけれども、最近、これは日本とアメリカの金利差の問題もあるかもしませんが、長期資本、短期資本の流出がかなり大きなサイズで続いております。こういったことが現在の円安をつくづづけています。ただ、先週二百十六円八十銭ぐらいまでいったわけですから、今週になりますと大体二百十四年前後で推移しております。ただし、為替相場の将来を、まあ半年先、一年先となりますと、これはもう非常にむずかしいございまして、軽々に判断できな

いわけでございますが、インフレ率格差あるいはアメリカ、日本双方の経常収支の赤字、黒字がどのようなスピードでどのように減つていくかといふ問題、それからさらに、最近は円の相場のあるいはドルの相場の先行き期待感というものが非常に大きな影響を市場に与えているよう思いますが、そういう要素で決まっていくのだろうと思つております。

○下条進一郎君 相場の動きは、現状は御説明いたいたようなことに私も思ひますけれども、やはり先行きの見通し、そういうものが市場の心理に非常に結びつく。これから先、輸入がふえるあるいは輸出はだんだん安定してくるのだろうといふことはなりますと、やはり輸入予約が非常にふえてくると、こういうことで、どんどん円が落ちていくというかこうになりがちである。その意味合いにおいて、これらの国際収支という問題の見通しも、やはり当初非常に騒がれたような形での私は黒字にはならないんじやないかと、むしろいかつこうに落ちつくんだろう。そういうとくに無理やりして輸入を特別にふやさなきやならないということになるのか、あるいはまた輸出にさらにドライブがかかるのをほったらかしておいていいのかどうかというような問題については、これはむしろ通産省の貿易関係の方の御管掌だと思いますが、どのように見ていらっしゃいますか。

○政府委員(水野上晃章君) 御指摘のように、円が安くなりりますということは、輸出につきましては一応好影響といいますか、輸出を伸ばす競争力をつくりつづけています。ただ、先週二百十六円八十銭ぐらいまでいったわけですから、今週になりますと大体二百十四年前後で推移しております。ただし、為替相場の将来を、まあ半年先、一年先となりますと、これはもう非常にむずかしいございまして、軽々に判断できません。輸出を

いわけでもございますが、インフレ率格差あるいは他の期間がございます。したがいまして、為替レートが安定をいたしましてしばらくそれが続きますと、少しずつ輸出が戻つてくるということが現実的な動きではなかろうかと思います。また輸入につきましては、先生御指摘のようになりますと、これまで原料その他ふえてまいっておりますし、また石油その他の原材料値段も上がってまいっております。また、昨年来製品輸入の増加ということで、アメリカ、ヨーロッパを中心としまして製品輸入もふえてまいっております。したがいまして、私どもは現在のところはつきした見通しは申し上げられませんけれども、政府の当初考えました七十五億ドル経常収支も、政府の黒字といふ線は達成できるのではないかといふように考えております。

○下条進一郎君 いまおっしゃった五十四年度の見通しも、やはり当初非常に騒がれたような形で黒字幅も政府が考えていらっしゃるよりは小さくなるんじゃないかなと、むしろなんとかと思いますね。そういう意味において、だんだん為替がクリーンフローで動いていることによって、自動調整作用がある意味ではない形で動いてるんじやないかと思うんですけど、それに對して私がいま申し上げているのは、国内のいわゆる物価高といふような問題がちらほら問題になりつつあるというときに、あえて通産省の方では、緊急輸入という從来の方策を依然としてお続ける必要があるんだろうかどうか、こういった点でございます。その点いかがですか。

○国務大臣(江崎義義君) 原則的にやはりことしは二十億ドル程度の緊急輸入をやろうと、こう言うふうにしてはまことに厳しい状態でございまして、現在なお前年同期に比べまして輸出は一三%程度下回った水準を一月、二月、三月と続けておるとおりました。したがいまして、円が少し大きくなつたからといいまして、直ちに輸出がふえると、現在の段階でございます。したがいまして、円が少し大きくなつたからといいまして、直ちに輸出がふえると、

さの閣議でも申したことあります。二百五、六円前後だからといって、余り安い安いと言つたのは本来おかしいので、昨年は二百三十九円ぐらゐから始まつたんですね。そしてちょうどいまのところは御承知のとおり二百二十円を割るかどうかといふわけで、二百二十円は日本企業の死活ラインであるなどと言つておつたんですね。したがつて、昨年の場合は、アメリカ側の多少インフレ傾向なども手伝つて、円が高過ぎた、これがほどほどに是正されつつある。第一、物価高を誘うときには、円安円安なんという言葉が余り大きくなりますが、まさに便乗値上げなどにも藉口することになりますし、私は二百二十円が言うところの採算ラインであるなどといふ、去年の上半期のあの言葉などを想起しますにつけても、ほどほどでありますし、私は二百二十円が言うところの採算ラインであるなどといふ、去年の上半期のあの言葉などを想起しますにつけても、ほどほどでありますし、私は二百二十円が言うところの採算

五、六円前後だからといって、余り安い安いと言つたのは本来おかしいので、昨年は二百三十九円ぐらゐから始まつたんですね。そしてちょうどいまのところは御承知のとおり二百二十円を割るかどうかといふわけで、二百二十円は日本企業の死活ラインであるなどと言つておつたんですね。したがつて、昨年の場合は、アメリカ側の多少インフレ傾向なども手伝つて、円が高過ぎた、これがほどほどに是正されつつある。第一、物価高を誘うときには、円安円安なんという言葉が余り大きくなりますが、まさに便乗値上げなどにも藉口することになりますし、私は二百二十円が言うところの採算ラインであるなどといふ、去年の上半期のあの言葉などを想起しますにつけても、ほどほどでありますし、私は二百二十円が言うところの採算

さの閣議でも申したことあります。二百五、六円前後だからといって、余り安い安いと言つたのは本来おかしいので、昨年は二百三十九円ぐらゐから始まつたんですね。そしてちょうどいまのところは御承知のとおり二百二十円を割るかどうかといふわけで、二百二十円は日本企業の死活ラインであるなどと言つておつたんですね。したがつて、昨年の場合は、アメリカ側の多少インフレ傾向なども手伝つて、円が高過ぎた、これがほどほどに是正されつつある。第一、物価高を誘うときには、円安円安なんという言葉が余り大きくなりますが、まさに便乗値上げなどにも藉口することになりますし、私は二百二十円が言うところの採算

五、六円前後だからといって、余り安い安いと言つたのは本来おかしいので、昨年は二百三十九円ぐらゐから始まつたんですね。そしてちょうどいまのところは御承知のとおり二百二十円を割るかどうかといふわけで、二百二十円は日本企業の死活ラインであるなどと言つておつたんですね。したがつて、昨年の場合は、アメリカ側の多少インフレ傾向なども手伝つて、円が高過ぎた、これがほどほどに是正されつつある。第一、物価高を誘うときには、円安円安なんという言葉が余り大きくなりますが、まさに便乗値上げなどにも藉口することになりますし、私は二百二十円が言うところの採算





で、直ちに私設のアウトサイダー工場が、これに類似のもの、あるいは同一のものを作製し、使用するケースがあつて、産地の品質、特徴、伝統が破壊されているが、これについて産地育成保護の方法として、通産省認定のマーク、そういうものはおらないかどうか、この点いかがです。意味わかります。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま御指摘のように、各産地におきまして協同組合なり工業組合が当該産地の産品、たとえば大島つむぎあるいは西陣等につきまして、それぞれ独特のマークをつけおるという実例は私ども承知をいたしておりまます。これらのうち、たとえば大島つむぎの地球印でありますとか、あるいは西陣のめがね印、こういったものにつきましては、御指摘もございましたように、商標法上の認定を受けてやつておるという実態だということを承知しております。

こういった商標法上の手続がおくれるためには、アウトサイダー等がこれに類似のマークをつけるという実態の御指摘かと思いますけれども、私も、商標法上の手続が若干現在おくれていることは承知しておりますが、一方、各産地の実情についてさらにもう少しよく実態を聽取いたしまして、具体的にどういったものについて、どういった実例が出てきておるのかと、その辺についてはよく検討をいたしまして、いま御指摘の点につきましても研究をしたいと、かように考えておりまます。

○中尾辰義君 要するに、商標の認可というもののは、これは特許庁ですが、非常に時間かかっちゃうんですね。その間、このアウトサイダーがこれに似たようなものをつくつてやつておるわけですから、その辺をカバーする意味で、通産省で何か考えられないのかと、こういうことなんですかね。その辺はいまおっしゃったけれども、地元の意見等も聞いてということですが、これ何とか考え方られますか。まあ検討はわかりますけれどもね。この辺、いま即答はむづかしいかもしれません。

んけれども、実際、特許庁のあれ私も見学に行きましたがね。かつて特許法の改定のころでしたけれども、たくさん似たようなものが来ておりまして、時間が相当かかっちゃうですね。その辺ひとつ検討してくれますかな。もう一遍前向きで。

○政府委員(栗原昭平君) この認定制度自体についてもいろいろやり方があると思いますし、また産地の御要望というものもいろいろな形の御要望もあると思いますし、いま少しく実態も含めましてよく研究をさしていただきたいと思います。

○中尾辰義君 次に、繭糸価格安定法が、加工後輸出を前提とした保税生糸の輸入を、生糸輸入制度の適用除外としていることを悪用して、保税加工工場製品が、和装品を製織し、一たん国外へ輸出し、それをまた輸入するという形式をとり、不當行為をして業界を混乱せしめているが、これはどういう業者なのか、その辺いかがです。

○説明員(松岡将君) 現在、繭糸価格安定法の除外規定にいたしまして、保税加工用のものにつきましては、輸出貨物の製造に使用する原材料といふことでございまして、農林水産大臣の認定を受けまして、元輸入の適用対象外、こういう形になつておるわけでございますが、関係いたしますところは、輸入業者、それから保税加工、それから輸出業者、こういう三者構成になっているのが、以後、生糸の一元輸入というものが行われましたのは四十九年の八月一日からでございますが、以後、生糸の一元輸入につきましては、それでこの保税加工用生糸につきまして、一元輸入を適用対象外ということにいたしております。趣旨は、輸入されたものがまた輸出されることは、輸入業者、それから保税加工、それから輸出業者、こういう三者構成になっているのが、以後、生糸の一元輸入というふうに存じておる次第でございます。

○中尾辰義君 ですから、保税生糸が認められたというのは、もちろんこれは税金は保留してあるわけですから、ただし、その糸を加工したものは、外國に輸出をする分、こういうことです。それは日本に逆輸入しちゃいけない、そういうことであります。ただ、御指摘のような点がござりますれば、保税加工用の生糸の適用除外の規定に照らして問題があるというふうに考えられますので、関係機関、通産省とともに実態把握の上、適切に指導をいたしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○中尾辰義君 あなたたべらべらしゃべらぬと、私が聞いたのを答えればいいんです、後で聞きますからな。会議録に残る点もあるんだ。

それから、私は答えるんじゃなしに、国民の業界に答える、そういう意味でやつてくださいよ、いいですか。

それから、保税生糸を認めた経緯は、これはどういうことから成っているのですか。

○説明員(松岡将君) 保税そのものにつきましては、輸出に用いますものについては保税加工といふことでございますが、特に、四十七年に生糸の一元輸入制度というものが導入されまして、現実に生糸の一元輸入というものが行われるに至りましたのは四十九年の八月一日からでございますが、以後、生糸の一元輸入といふものが行われておる。それでこの保税加工用生糸につきましては、最近、じりじりと輸入数量が増加するという傾向がございます。

○中尾辰義君 そのようにふえておるわけですが、そこで、次に、保税工場の認可申請、これも当増加をしておると聞いておるわけですが、数字的に、これを、ひとつ同じように、ここ数年勤きを数字でもつて説明をしていただけます。それが一つと、なぜ保税工場の認可申請が増加をしておるのか、この点お伺いします。これは大蔵省ですか。

○説明員(奥田良彦君) お答え申し上げます。綱の加工を目的としたしました保税工場の数でございますが、現在七十工場ございます。これを年度別に許可をいたしました件数で追つてしまりますと、四十八年まではちょっと後でお答えするといつしまして、四十九年からお答え申し上げます。四十九年に二件ございました。五十年はゼロでございます。さらに五十年には十八件ございました。五十二年に七件。それから五十三年が八件でございます。それで、ことしになりました三月までで三件の許可を行つております。

それで四十八年まででございますが、四十七、四十八とございませんで、それまでの四十年から日本に持つてきておる、それで業界が非常に混乱しておるから、この保険加工業者が外國から安い生糸を買って、それを加工して外国に輸出をする、そこまでいいですよ。それまで日本に持つてきておる、それで業界が非常に混乱しておるから、これは不満の声があるわけです。それで私は聞いているんですよ。いいですか。

その次に、最近の輸入をされる保税糸の年度別の数量ですか、かなり増加をしておるということですが、この点、いかがでしょうか。ここ四、五年の伸びをずっとおっしゃってください。

○説明員(松岡将君) 最近の保税生糸輸入数量について申し上げますと、四十九年、五十年、五十一、五十二、五十三、会計年度でございますが、実績で申し上げますと、四十九年度は千七百七十五俵、それから五十年度が五千十六俵、五十年度が九千四百五俵、それから五一年度が一万五百十七俵、それから五十三年度は二月まででございましたが、一万八百五十六俵というところでございましたが、最近、じりじりと輸入数量が増加するという傾向がございます。

○中尾辰義君 でございます。

○中尾辰義君 あなたたべらべらしゃべらぬと、私が聞いたのを答えればいいんです、後で聞きますからな。会議録に残る点もあるんだ。

それから、私は答えるんじゃなしに、国民の業界に答える、そういう意味でやつてくださいよ、いいですか。

それから、保税生糸を認めた経緯は、これはどういうことから成っているのですか。

○説明員(松岡将君) 保税そのものにつきましては、輸出に用いますものについては保税加工といふことでございますが、特に、四十七年に生糸の一元輸入制度というものが導入されまして、現実に生糸の一元輸入というものが行われるに至りましたのは四十九年の八月一日からでございますが、以後、生糸の一元輸入といふものが行われておる。それでこの保税加工用生糸につきましては、最近、じりじりと輸入数量が増加するという傾向がございます。

○中尾辰義君 そのようにふえておるわけですが、そこで、次に、保税工場の認可申請、これも当増加をしておると聞いておるわけですが、数字的に、これを、ひとつ同じように、ここ数年勤きを数字でもつて説明をしていただけます。それが一つと、なぜ保税工場の認可申請が増加をしておるのか、この点お伺いします。これは大蔵省ですか。

○説明員(奥田良彦君) お答え申し上げます。綱の加工を目的としたしました保税工場の数でございますが、現在七十工場ございます。これを年度別に許可をいたしました件数で追つてしまりますと、四十八年まではちょっと後でお答えするといつしまして、四十九年からお答え申し上げます。四十九年に二件ございました。五十年はゼロでございます。さらに五十年には十八件ございました。五十二年に七件。それから五十三年が八件でございます。それで、ことしになりました三月までで三件の許可を行つております。

それで四十八年まででございますが、四十七、四十八とございませんで、それまでの四十年から日本に持つてきておる、それで業界が非常に混乱しておるから、これは不満の声があるわけです。それで私は聞いているんですよ。いいですか。

その次に、最近の輸入をされる保税糸の年度別の数量ですか、かなり増加をしておるということですが、この点、いかがでしょうか。ここ四、五年の伸びをずっとおっしゃってください。

○説明員(松岡将君) 最近の保税生糸輸入数量について申し上げますと、四十九年、五十年、五十一、五十二、五十三、会計年度でございますが、実績で申し上げますと、四十九年度は千七百七十五俵、それから五十年度が五千十六俵、五十年度が九千四百五俵、それから五一年度が一万五百十七俵、それから五十三年度は二月まででございましたが、一万八百五十六俵というところでございましたが、最近、じりじりと輸入数量が増加するという傾向がございます。

○中尾辰義君 でございます。

十三件、四十二年に八件、四十四年五件、四十五年四件、四十六年一件と、大体こんなふうになつております。

○中尾辰義君 その前に、この保稅系の増加の数字を伺つたんですが、これは国別にわかりませんか、輸入国側の。

○説明員(松岡将君) お答え申し上げます。

先ほど五カ年の数字を申し上げましたが、たとえば、五十三年度総計で一月までで一万八百五十六俵といふように申し上げましたが、そのうち中国が九千三百四十六俵、ブラジルが千三百三十六俵といふように相なつております。

○中尾辰義君 これは通産大臣にお伺いしますが、いまお聞きのよう、保稅生糸、保稅工場もここ数年ずっとウナギ登りにふえておるわけですね。そして、保稅工場認可の趣旨に反して、当然輸出をするべきものが、外国で加工するなりして、輸出したものをまたこっちへ持つてきておる。そういうことで非常に業界が混乱し、産地も不満を持つておる。このことにつきまして、大臣はこれ何とか監視、指導等をする必要はないのかどうか。もちろん貿易は自由でありますけれども、これは法の盲点を、脱法行為みたいなもんでしょう、これは。いかがでしよう。

○國務大臣(江崎真豊君) お説のとおり、これは脱法行為であります。したがって、正当な競争に耐えられなくなるわけでありますから、私どもも関係機関とよく連絡をとりまして、実態がどういうふうになつておるのか、これはいま委員の御指摘になるような問題を含めましてよく実情調査をいたしまして、保稅加工輸出入業者、織物業者等の関係者に対する指導を適確にひとつ行つてしまひまして、こうした脱法行為を絶滅するような努力をいたしたいと思います。

○中尾辰義君 ちよつと質問が後先になりましたけれども、大蔵省、さつきの保稅工場の認可申請につきましては、あなた方はどういうことを審査し、どういう基準に合つておれば許可するのか。

出したものをほんばん許可しておるのか。いま私が質問したようなこういう背景があるわけですかから、申請したもの有何でも許可するというような字を伺つたんですが、これは国別にわかりませんか、輸入国側の。

○説明員(奥田良彦君) お答え申し上げます。

保稅工場の許可に当たりましては、もちろん法令によって審査いたしまして許可をしておるわけですが、ございますが、その許可に当たりまして、私はももできるだけ種々の面から検討して、単に法令に書いてあるばかりでなく、いろいろな面も考慮したいというふうに考えておるわけでございます。ただ、許可の要件といたしまして、法令上にございます要件といたしましては七項ばかりござりますが、欠格になりますのは従来法律違反はやつてないかとかいったようなことでございまして、そのため御趣旨のような何か規制をやるということには法律上はなつております。

○中尾辰義君 私がいま質問しておる趣旨は、いまあなた聞いたおつたでしよう、そういう脱法行為に類するものをどんどんやら、そして保税工場、保税業者がうまい汁を吸つて内地の業者を苦しめておる。そういうことですから、これは大臣、大蔵省の認可是法令に合つておりや幾らでも認可をすると。これはなんでもあえますよ、こういうことでやつたら。この点どういうふうにお考へになつておられますか、通産省としては、それはまあしようがないとおっしゃるのか。ちょっと御意見を伺いたい。

○政府委員(栗原昭平君) 現実に保稅工場の認可を受けた輸出をしておる人の中、非常にまじめをいたしましてよく実情調査を行つてまつた保稅加工をやつておる人というものが的確に保護をされ、仕事もできるという形で運用されることが多いまして、こうした脱法行為を絶滅するような努力をいたしたいと思います。

○中尾辰義君 ちよつと質問が後先になりましたけれども、大蔵省、さつきの保稅工場の認可申請等の関係者に対する指導を適確にひとつ行つてしまひましては、あなた方はどういうことを審査し、どういう基準に合つておれば許可するのか。

して、まだこういう方のやつていることが各産地において問題になつておるということは私どもも聞か及んでいますところでございますので、こういふことが現実に行われないように、ひとつ、先ほど大臣も申しましてけれども、関係機関とも十分連絡をとりまして適切な運用が行われるよう

なことで、私どもいたしましても輸出業者なり、あるいは関連織維業者に対して必要な指導も行ってまいりたいとか、よう存じでおる次第でございます。

○中尾辰義君 そうしますと、一遍大蔵省で保税工場として認可をしたら、もうそれはそのまま放置してあるのか。その間一遍ぐらい、脱法行為につきましてやつておらないかどうか、その辺は全然監督しないわけですか。いかがですか。

○政府委員(栗原昭平君) この保稅関連の手続でございますけれども、私ども通産省といたしましては、農林大臣が生糸一元化輸入の適用除外といふことで認定をされますに際して、その認定を行なう場合の協議を受けたというところで参考をいたしております立場でございまして、実はそれ以上のことはないわけでございますので、なかなか保稅工場におきます輸出関連の実態について把握しにくい実は立場でございます。そういうことでございまして、本当に逆流して、一体どういう形であれば本当に逆流してくるようなそういう輸出というものを抑えられるのか、また、そういうケースが具体的にどこをチェックすればよろしいのか、そういうふうな点につきまして、ひとつ関係の役所とも十分連絡をとつてまいりまして、御指摘のことについて何とかひとつ知恵を出してみたいと

いうふうに考へる次第でございます。

○中尾辰義君 これはこれ以上言いませんけれども、大体あなた、事件が出てからやるということでは遅いんですよ、大臣、これは。

○政府委員(栗原昭平君) 私どもいたしましては、輸入統計の細分化によりまして輸入の実態を把握するという見地から、インボイス統計という形で、輸入インボイスによりまして、たとえば織物につきましては和装あるいは洋装の別、それから組成の織維別、形態別、こういった形で比較的細分した形でのインボイス統計を行つております。

○中尾辰義君 そのインボイス統計は何種類ぐらいいあるのか。これはわかつております……。その主なものだけでもよろしい、数が多ければ、何種類あって、主ものはこういうものがあると。それはいかがですか。

○説明員(村田文男君) インボイス統計におきまして、わが国と韓国との間に織物の数量協定があるんですが、これは現在どうなつておるのか。そういうものをされる方がその中に入つてまいりま

す。おきましては織物に関する二国間取り決めといふもの結んでおります。それによりまして、織物の総体の数量についての取り決めを毎年協議して決めていくということをやつておる次第でございます。

○中尾辰義君 その中身。

○政府委員(栗原昭平君) 韓国との協定の中身でございますが、絹織物に関しては昭和五十三年度の数字といたしましては絹織物千五十五万平方メートルといふ数字が協定の数量と相なつております。

○中尾辰義君 そうしますると、これは絹織物を一括して、それだけという意味でありますか。

○政府委員(栗原昭平君) 総体の数量で決められておるという趣旨でございます。

○中尾辰義君 そうすると、絹織物をなんのものでも、要するにその数量以内であればよろしく、こうしたことですか。これがまたいろいろと問題もあるわけで、しかしあなたの方で、それは韓国との協定はそうなつておりますけれども、実際に輸入される絹織物の種類別の統計はほとんどない。その辺、いかがですか。

○政府委員(栗原昭平君) 私どもいたしましては、輸入統計の細分化によりまして輸入の実態を把握するという見地から、インボイス統計といふ形で、輸入インボイスによりまして、たとえば織物につきましては和装あるいは洋装の別、それから組成の織維別、形態別、こういった形で比較的細分した形でのインボイス統計を行つております。

○中尾辰義君 そのインボイス統計は何種類ぐらいいあるのか。これはわかつております……。その主なものだけでもよろしい、数が多ければ、何種類あって、主ものはこういうものがあると。それはいかがですか。

○説明員(村田文男君) インボイス統計におきまして、織物品全般といたしまして八十品目をとつております。これのうち絹織物につきまして

は、先ほど局長から申し上げましたように、組成別かつ用途別をとつておられますので、何種類——ちょっと計算がなかなかむずかしゅうございますが、通関統計に比べましてはるかに詳しい統計になつております。

○中尾辰義君 これは後でいいですから、そのインボイス統計をひとつ資料を出していただきたい。

それから、これは現地の質問でありますけれども、いまの答弁でわかつたんですが、特に絹織物のしほりというようなものは、これは輸入の総額であれば、幾ら来てもよろしいわけですね。その点が一つと、それから、このしほりというのがインボイス統計にあるのかどうか。それから、そのしほりも、全部しほたのもあれば、一部しほりとか、そういうものもあるわけですね。その辺はどうなつておるのか。ちょっと質問が細かいですけれども、お伺いしたい。

○説明員(村田文男君) インボイス統計にはしほりの分類もございまして、しほりの用途等にも分けて分類いたしております。それで一部しほりといふ御指摘の件、私ども具体的な実例にまだ接しておりませんが、見ておりませんが、これにつきましても、しほりの分類に入るものと理解いたしております。

○中尾辰義君 そうしますと、絹織物全般につきましては梓があるがその梓の中でインボイス統計をとつて、どういう絹織物の種類が日本に輸入されておるか、それはわかるわけですね。それに対する梓内におきまして、多少の行政指導による調整等ができるわけですか、その辺いかがですか。

○説明員(村田文男君) 協定の中で梓を設けておきますのは大島つむぎだけでござります。しほりをつむぎだけでござります。しほりについて困る、そういうことで協定の中ではさらく細分をしてほしいとか、あるいは行政指導をしてほしいうような具体的な要請に接しております。

○中尾辰義君 次に、先ほども少し申し上げましたが、生糸の価格差を悪用して、香港、マカオ、ニューヨーク等の外国に織機を設置して、和装品を生産、輸入する者はどういうような業者、商社であるか、それ、わかつておりましたら、ひとつ挙げていただきたい。こういうような大資本の大手商社によるやり方につきましては、当然これはあります。が、この辺、大臣はどうお考へになっておるのか、その辺いかがですか。

○説明員(村田文男君) 香港からは昨年約四百万平方メートルの絹織物が入っております。これの大半はいわゆる青竹ということでお大日本商業界に影響を与えたものでござりますので、昨年十一月これを事前許可制により規制するということに踏み切つております。

それから、アメリカにつきましては、今まで非常に少なかつたんでございますが、昨年の後半からふえてまいりまして、十二万平米ぐらいのものが入つております。全体から見れば少のうございますが、かなり急カーブにふえております。したがいまして、こういうものが正常な輸入のかどうかにつきまして、いまいろいろ検討中でございます。

それから、御指摘の取扱商社の名前でございましては梓があるがその梓の中でインボイス統計をとつて、どういう絹織物の種類が日本に輸入されておるか、それはわかるわけですね。それに対する梓内におきまして、多少の行政指導による梓等はできるわけですか、その辺いかがですか。

○説明員(村田文男君) 協定の中で梓を設けておきますのは大島つむぎだけでござります。しほりをつむぎだけでござります。しほりについて困る、そういうことで協定の中ではさらく細分をしてほしいとか、あるいは行政指導をしてほしいうような具体的な要請に接しております。

そこで、お伺いしたいんですが、これは日本の国内におきましては、前国会でも法案があつたんですよ。織機が過剰だからそれを廃棄処分する、そのためにお景気も上向いておるわけですね。そこでやつておるわけだ、大臣。それを外国におられた大商社が香港、マカオ、ニューヨークとかに織機を置いて、それをどんどん輸入しているんですけど、しかも、その織機の廃棄処分に対しても、それでやつておるわけだ、大臣。それが国外においておられるわけですよ。そういう点から、どうもこの問題は、これは相当考え方でございませんと、非常にこれは問題がある。まして、織機には登録制というのがあるでしょう。そうすると、外國につくる物は登録はない、幾らでもできるわけでしょう。そういう点につきまして、どうお考えになつておるのか、その辺いかがでしょうか。

○国務大臣(江崎眞登君) 御指摘の点は、私どもも平素から憂慮をしておる点であります。非常に変な構造改善事業を推進しておるというときに、問題がありますね。こちらでは設備廃棄を含む大外國と、これは日本の企業といつよりは合弁会社でしょ、ね、そういう形で入つてくるわけですか。これが貿易のインバランス等によつてとめようがないなどということは、大変これ、困った問題だと思っております。ほかの製品にもたくさんあるわけでございまして、したがつて、そういう問題を引つくるめて、どう対策するか、今後の問題として十分検討したいと思っております。

○中尾辰義君 じゃ、あとは二三、法案につきまして同僚議員からも質問がありましたが

も、若干時間もあるようですからお伺いしたいと思います。

構造不況業種として織維業界はオイルショック、ここら辺に織機を置いているのが、操業つておるのは、これは香港、マカオ、ニューヨーク等の外国に織機を設置して、和装品を生産、輸入する者はどういうような業者、商社であるか、それ、わかつておりましたら、ひとつ挙げていただきたい。こういうような大資本の大手商社によるやり方につきましては、当然これはあります。が、この辺、大臣はどうお考へになっておるのか、その辺いかがですか。

○説明員(村田文男君) 香港からは昨年約四百万平方メートルの絹織物が入っております。これの大半はいわゆる青竹ということでお大日本商業界に影響を与えたものでござりますので、昨年十一月これを事前許可制により規制するということに踏み切つております。

それから、アメリカにつきましては、今まで非常に少なかつたんでございますが、昨年の後半からふえてまいりまして、十二万平米ぐらいのものが入つております。全体から見れば少のうございますが、かなり急カーブにふえております。したがいまして、こういうものが正常な輸入のかどうかにつきまして、いまいろいろ検討中でございます。

それから、御指摘の取扱商社の名前でございましては梓があるがその梓の中でインボイス統計をとつて、どういう絹織物の種類が日本に輸入されておるか、それはわかるわけですね。それに対する梓内におきまして、多少の行政指導による梓等はできるわけですか、その辺いかがですか。

○説明員(村田文男君) 協定の中で梓を設けておきますのは大島つむぎだけでござります。しほりをつむぎだけでござります。しほりについて困る、そういうことで協定の中ではさらく細分をしてほしいとか、あるいは行政指導をしてほしいうような具体的な要請に接しております。

○中尾辰義君 これは、あなたはもうおつしやつたけれども、大体新聞等にもちらほら出でるるわ

けですかね、私も確認したわけじやありませんけれども、名前が出ておるのは、特にうわさに上がつているのは、これは香港、マカオ、ニューヨーク等の外国に織機を設置して、和装品を生産、輸入する者はどういうような業者、商社であるか、それ、わかつておりましたら、ひとつ挙げていただきたい。こういうような大資本の大手商社によるやり方につきましては、当然これはあります。が、この辺、大臣はどうお考へになっておるのか、その辺いかがですか。

○説明員(村田文男君) 香港からは昨年約四百万平方メートルの絹織物が入っております。これの大半はいわゆる青竹ということでござりますので、昨年十一月これを事前許可制により規制するということに踏み切つております。

それから、アメリカにつきましては、今まで非常に少なかつたんでございますが、昨年の後半からふえてまいりまして、十二万平米ぐらいのものが入つております。全体から見れば少のうございますが、かなり急カーブにふえております。したがいまして、こういうものが正常な輸入のかどうかにつきまして、いまいろいろ検討中でございます。

それから、御指摘の取扱商社の名前でございましては梓があるがその梓の中でインボイス統計をとつて、どういう絹織物の種類が日本に輸入されておるか、それはわかるわけですね。それに対する梓内におきまして、多少の行政指導による梓等はできるわけですか、その辺いかがですか。

○説明員(村田文男君) 協定の中で梓を設けておきますのは大島つむぎだけでござります。しほりをつむぎだけでござります。しほりについて困る、そういうことで協定の中ではさらく細分をしてほしいとか、あるいは行政指導をしてほしいうような具体的な要請に接しております。

○中尾辰義君 これは、あなたはもうおつしやつたけれども、大体新聞等にもちらほら出でるるわ

いうふうに考えております。現時点におきまして、もちろん需給がややタイトになつてきています。ということはござりますけれども、これが本当の意味の実需に結びついた需要の拡大であるのか、あるいは纖維特有の仮需と申しますか、そういうものがどのくらい入つておるのかというあたりのことについて、なお定かでないという点が非常に多いございます。ほかの統計を見ますと、纖維の最終需要といふものは必ずしもそろ大きくふえておるわけでもございませんし、一方生産の方もふえていく、あるいは輸入もそれに見合つてふえていく、こういった状況を考えますと、需給のバランスといふものもいつまで現状のようなことです。そういう意味で、先行きについて私はどちら心配をしておるというのが率直な感じでございます。

○中尾辰義君 それから、外国のたとえば韓国なら韓国の賃金等もかなり上がつてきたんじやないかと、採算ベースの点から日本に対しても少し有利になつたと、そういう話を聞いている。その辺どうなつておるんですか。

○政府委員(栗原昭平君) たとえば韓国でございまして、たとえば日本と比べまして賃金水準が六分の二であるというような話もございます。しかし、一方韓国はかなりのインフレでございまして、毎年三割以上も賃金コストがアップしているというような実情にございまして、わが国とその辺においては非常に大きな差があるわけでござります。したがいまして、少し長い目で見た場合に、この絶対的な賃金格差がどうなるかといふことを判断いたしますと、やや私は縮小の方向に行かれておるわけですね。これは景気がよけれども、日本の賃金をつぎ込んでも足りませんよと、これは幾ら金をつぎ込んでも足りませんよ。一体その辺どうお考えになつておるのか。

それと、これで織機廃棄処分、これは何回目ですかね。その点をお伺いしたいんですね。

○政府委員(栗原昭平君) 先生御指摘のとおり、この廃棄は、過去におきまして、たとえば織維の旧法時代に一遍やつております。これは昭和三十一年から三十八年の間でございますが、この間において一回。それから纖維新法時代、これは三十年から四十一年の間にさらに一回やつております。さらに特縫法の時代におきましても行つておりますし、そういうものを数えても数回に及ぶでございまして、これはそういう意味ではやはり構造改善の一環としてきわめて重要なことである

造を持つていく必要があるんではないかというふうに考えておる次第でございます。

○中尾辰義君 次に、綿等紡績業の設備処理につきましてお伺いしますが、綿紡界、紡績業界が需給が好転したので設備処理をこれは中止するといふようなことはないのか、その辺いかがですか。

○政府委員(栗原昭平君) 綿等紡績業につきましては、現在約一千万鍵でございます紡績設備の約六%を自主廃棄しようという内容でございます。

○中尾辰義君 私ども将来の需給を中長期的に考えてみては、やはり内需はそう大きく伸びない、一方、輸出は数量的に減少せざるを得ない、輸入はかなりのスピードでやはりふえざるを得ないであろう。こういった状況を考えますと、過剰度といふものは当然やはり残るということが想定される次第でございまして、したがいまして、そういうことを前提に中長期の見通しのもとにおきましては、やはり過剰設備の処理というものを実施していく必要があります。こういった状況を考えますと、過剰度といふものは当然やはり残るというふうに考えております。

○中尾辰義君 次に、景気が好転ということに伴つて、産地によつては一方では古い設備を処理し、他方では新しい機械を導入するなどしているところ、一方韓国では、ウォータージェットルームという新鋭機を導入して増産をしている。このようないく必要があるというふうに考えております。

○政府委員(栗原昭平君) 現在、特に合織の产地でござります石川県等におきましてはウォータージェットルームというような新鋭設備導入がかなりのスピードで行われておるということを私ども承知いたしております。この導入状況の数字もござりますけれども、こういった新鋭機、革新機の導入によりまして生産性は非常に上がるわけですが、政府はどのように考へておるか。

○中尾辰義君 剰生産を生むことになる。こういうふうに思ひます。したがいまして、少し長い目で見た場合に、この絶対的な賃金格差がどうなるかといふことを判断いたしますと、やや私は縮小の方向に行かれておると思います。したがつて、わが国といしましては知識集約化と申しますか、高級化、多様化を図つていきながら付加価値の高いものに漸次纖維全体の需要構造、供給構造改善の一環としてきわめて重要なことである

というふうに考えますけれども、一面これが仮に古い織機がそのまま残るというようなことになりますと、せつかく共同廃棄等を行つてあるようになります。

現在の事態においてはきわめて問題があるというふうに考えますし、また、この新鋭機一台を入れた場合に古い織機何台をつぶすかというようなことを考えておりまして、今回の設備の共同廃棄をしてお伺いしますが、綿紡業界が需給が好転したので設備処理をこれは中止するといふようなことはないのか、その辺いかがですか。

○中尾辰義君 まだ、やはりこれは業界の自己責任で自己計画を策定中でござります。内容いたしましては、現在約一千万鍵でございます紡績設備の約六%を自主廃棄しようという内容でございます。

○中尾辰義君 私ども将来の需給を中長期的に考えてみては、やはり内需はそう大きく伸びない、一方、輸出は数量的に減少せざるを得ない、輸入はかなりのスピードでやはりふえざるを得ないであろう。こういった状況を考えますと、過剰度といふものは当然やはり残るというふうに考えております。

○中尾辰義君 次に、景気が好転というふうに考えておりましたけれども、ニクソンショックの後だと、オイルショックの後だとかね。それで、たびに買い上げて、あるいは融資をして多額の金を使つておるわけでしょう。私も商工委員会にちょっとおりましたけれども、ニクソンショックの後景気が悪いところの話が出てくるんです。そのたびに高く買つたとしても、ニクソンショックの後景気が悪いところの話が出てくるんでしょ。御存じでしょうか。御存じでしょ。けれども、この織機の廃棄処分というのはいまで何遍もやつたでしょ。私も商工委員会にちょっとおりましたけれども、ニクソンショックの後たびに高く買つたでしょ。これは景気がよければまたふえてくるでしょ。御存じでしょ。けれども、その点をよく考慮しておやりになりませんよと、これは幾ら金をつぎ込んでも足りませんよ。

○中尾辰義君 一体その辺どうお考えになつておるのか。

それと、これで織機廃棄処分、これは何回目ですかね。その点をお伺いしたいんですね。

○政府委員(栗原昭平君) 先生御指摘のとおり、この廃棄は、過去におきまして、たとえば織維の旧法時代に一遍やつております。これは昭和三十一年から三十八年の間でございますが、この間において一回。それから纖維新法時代、これは三十年から四十一年の間にさらに一回やつております。さらに特縫法の時代におきましても行つておりますし、そういうものを数えても数回に及ぶでございまして、これはそういう意味ではやはり構造改善が進まなかつた理由でござりますが、やはり第一に考えられますのが、ちょうど発足直後

に、政府が補助金を出すなり何なりといったかつて政府主導型の買い上げということが過去にござつて行なわれてきたわけでございます。

○中尾辰義君 お伺いしますが、従前よりは私どもともいたしましては、現在の共同廃棄制度といふのは、やはりこれは業界の自己責任で自己の判断でやつてもらいたいということを強く從来とも考えておりまして、今回の設備の共同廃棄におきましては、業界が振興事業団の資金を借り入れて業界の判断でひとつぶしてもらいたい、こういう制度のもとに現在の共同廃棄制度をやつておるわけでございます。

○中尾辰義君 私も織機業界をちょっとと回りたりしますけれども、要するにこの産地で減らしても、こつちでふえたんじゃわれわれ犠牲じゃないか、そういう声もあるわけですな。それで、國全体としてこれ考えてもらいませんと、やっぱり産地主義というものがわかるわけですから。これはそれ以上お伺いしません。

○中尾辰義君 たとえば、これで織機業界をちょっとと回りしたりしますけれども、要するにこの産地で減らしても、こつちでふえたんじゃわれわれ犠牲じゃないか、そういう声もあるわけですな。それで、國全体としてこれ考えてもらいませんと、やっぱり産地主義というものがわかるわけですから。これはそれ以上お伺いしませんから。

○中尾辰義君 それから、先ほどからお話を、質問があつたんですけど、これも構造改善事業、これも今回は延長といふことですが、過去今日まで余り進捗状況がよくないと、これは先ほど承りましたけれども、どういうところにこれ原因があるのか。これは命令でやるわけにはいかない、どこまでも指導でございますから、それとも法案そのものに魅力がないのか、もう一遍ちょっとお伺いしたい。

○政府委員(栗原昭平君) 過去五年間におきます構造改善が進まなかつた理由でございますが、やはり第一に考えられますのが、ちょうど発足直後

にオイルショックがございまして、それ以降織維産業は非常に長い不況の期間が続いたわけでござります。しかも、その後半の時期におきましては、御承知のように円高の発生ということで非常に苦境に立ったという状況でございまして、やはり前向きの構造改善をやるだけの業界あるいは企業としての余力に乏しかったということがまず第一点あつたろうかと思います。

それから、二番目に考えられるのが、やはり今回行いました構造改善というものは縦型と申しますか、異業種間連携というものを中心にいたしました知識集約化ということを中心とした構造改善でございまして、理論的な運用ということに過ぎましたために非常に使いにくい制度になつておつたというようなことが一つ、いろいろ業界からのお意見、要望承つた際に出てきた問題でござります。この点につきましては、今回助成の制度の内容の改善なり、あるいは産元、親機を含めましての制度自体の改善といったようなことも含めまして、できるだけ使いやすいような形への改正ということを心がけている次第でございます。

そのほか、制度のPR等についても多少問題がありましたので、次第でございます。

○中屋辰義君 これは、織維問題には中小零細企業もあるわけですね。たとえば家庭で、狭い家の中に織機を入れて、がちゃがちゃがちゃがちゃやっている。こういう人たちも、いろいろ意見はあるでしょ。けれども、どうも構造改善とか近代化とかいうようにしてもらるのはいかんじらぬけれども、私はこの中で織機三台据えてがちゃがちやついて、働きたいときに働く、寝たいとき寝ると、これでいいんですよ、そういう声も多分にあるんじゃないかなと思います。そういう点はいかがです。聞いていらっしゃると思いますけれども、どう考えています。

○政府委員(栗原昭平君) 織維産業全般としても

非常に零細な規模になるわけでございますが、特に家内労働的に、先生おつしやるような形で土間に織機を置いて、あるいは燃素機を置いて作業をするといった程度の非常に企業形態以前のようないくつかの業界といふものが非常に数多く存在するということは、私も承知しております。これはこれなりに競争力を持つという意味合いも別途あるわけでございますけれども、しかしやはり私どもいたしましては、こういった零細、小規模の企業形態の方もやはり全体としてグループの中でもメリット、そういう方にもメリットのあるようなグループづくりということをやっていただきましても、小企業は小企業なりにこういった制度も活用していくだくよなことをひとつぜひ考えていただきたい、かように考へておる次第であります。

○中尾辰義君 これで終わりますけれども、そこでいまグルーブの話が出たわけですから、産元と親機を構造改善事業の担い手に含め、産地におけるグループ形成を容易にしたこと、これが今度の改正案の主な問題点でありますけれども、これまで多少はグループ形成もスムーズいくと思ひますけれども、これによつて産元、親機が比較的優越した地位を利用して下請への支配を強める必要があるんじゃないかなと思います。いかがでしょ。

○政府委員(栗原昭平君) 御指摘のとおりだといふように私どもも考へております。グループづくりに当たりましては、全体としてグループの中の零細の方にも十分メリットが行き渡るような形でのグループづくりあるいはグループの運用ということが望ましいというふうに考へております。し

て、私がいまして、この構造改善に当たりまして、したがいまして、この構造改善に当たりまして、小企業のためだけの制度ではございませんけれども、考え方としてはその大宗を占めます中小零細企業についての制度であるといふふうに考へております。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま御指摘がございましたように織維産業、これは一企業当たりの従業員は十人前後ということになります。きわめて中小零細規模の企業の多い産業でございまして、したがいまして、この構造改善に当たりまして、小企業のためだけの制度ではございませんけれども、考え方としてはその大宗を占めます中小零細企業についての制度であるといふふうに考へております。

○政府委員(栗原昭平君) お尋ねのとおり、この制度によつては、構造改善計画の承認の際あるいは承認以降におきましても必要なチェックを行いまして、場合によっては取り消し等も含めた措置も頭に置きました。十分そういったことのないような運用にかかる程度の非常に企業形態以前のようないくつかの業界といふものが非常に数多く存在するということは、私も承知しております。

○中尾辰義君 じゃ時間が来ましたので、これで終わります。

○安武洋子君 法案の一部改正が提案されておりますけれども、現行法によりまして構造改善事業、その中でも特に中小零細企業の知識集約グループの育成、これが所期の目的を達成されずに終わらうといたしております。

〔委員長退席、理事古賀雷四郎君着席〕 これはことしの六月までが構造改善の最後の機会と、こういうふうに言われていたのです。そこで、まず原点に立ち返りまして、この構造改善事業を推進することによつて日本の織維産業というものをどのようなものにしようとしておられたのか、それが一点です。

そして、織維産業は中小零細企業が大部分を占めています。こういう中小零細企業を主な対象としながら、中小零細企業の地位向上等をどのようにして図ろうとされていたのか。あるべき織維中小企業、中小零細企業ですね、その中小零細企業像をどう考へておられたのか、まず基本的なところを最初にお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま御指摘がございましたように織維産業、これは一企業当たりの従業員は十人前後ということになります。きわめて中小零細規模の企業の多い産業でございまして、したがいまして、この構造改善に当たりまして、小企業のためだけの制度ではございませんけれども、考え方としてはその大宗を占めます中小零細企業についての制度であるといふふうに考へております。

○政府委員(栗原昭平君) わが国の織維産業の発展の歴史を考へてみると、御承知のように二つ特徴があつらかと思います。一つは、糸、綿といいますか、天然織維については特に紡績段階――

糸の段階でござります、こういったところに非常に頭でつかの形で成立をしていました。それから、新しく出てきました合織産業につきまして、この綿の段階の設備能力が非常に大きいという意味で、やはり頭でつかの形になつております。そういう形態でございまして、さらに輸出に対する依存度が高かつたということでござります。これからのが我が国の織維産業を考えてみた場合に、そういった量的な輸出だけを頭に置いた織維産業といふものは、やはり生存がだんだん困難になつていくというふうに考へますし、やはり

できるだけ付加価値の高い、バランスのとれた、川上だけでなく川中、川下についても、十分幅のある形での織維産業というものに全体を移り変わつていいかないと、わが国の織維産業としてはなかなかこれから中進国等の追い上げにも対抗できないというふうに考えておりまして、そういうた形式の流れを進めるためにも、知識集約化と申しますが、製品を高級化し、多様化し、高付加価値化する、こういった形での構造改善というものを進めていく必要があるのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○安武洋子君 一九七六年十二月に織工審の提言が出されております。織維産地の大部分を占めております中小零細企業だけではなく構造改善が進まない、やはり商社や産元の持つ商品企画力を活用しよう、こういうふうな方向転換をされているんではないかと思います。構造改善の進め方の発想、考え方の転換を図らなければならなくなつた背景というのは、一体どういうことをお考えなのでしょうか。また、この提言を受けて、通産省はどういう措置を講じてこられたのでしょうか。そういう点をお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) まず第一点の、産元、親機等の関連のこととございますが、一つは、現在の構造改善のやり方におきまして、とかくやはり地域の実態なり、業種、業態に即さないような形での構造改善のやり方が中心ではないかという御批判をかねていただきしております。それによると、第一でございます。それにこたえるために、産元、親機等を含めた構造改善グループも、一定要件のもとに構造改善の対象にし得るという今回の改正の一つのポイントが出てきた背景があるわけございますが、いま一つ、この背景をいたしましてはやはりそういった産元、親機を含めたグループといふもののは、現在産地におきましてたグループといふものは、現在産地におきまして非常に多い質機形態の方もそのグループの中で応

考えておる次第でございます。

○安武洋子君 一九七六年十二月に織工審の提言が出されておりました。織維産地の大部分を占めております中小零細企業だけではなく構造改善が進まない、やはり商社や産元の持つ商品企画力を活用しよう、こういうふうな方向転換をされているんではないかと思います。構造改善の進め方の発想、考え方の転換を図らなければならなくなつた背景というのは、一体どういうことをお考えなのでしょうか。また、この提言を受けて、通産省はどういう措置を講じてこられたのでしょうか。そういう点をお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) まず第一点の、産元、親機等の関連のこととございますが、一つは、現在の構造改善のやり方におきまして、とかくやはり地域の実態なり、業種、業態に即さないような形での構造改善のやり方が中心ではないかといふことがでございます。そこで、産元、親機等を含めた構造改善グループも、一定要件のもとに構造改善の対象にし得るという今

年のメリットを受けられるようなグループづくりと、こういう意味合いで含めまして産元、親機をいかないかと、わが国の織維産業としてはなかなかこれから中進国等の追い上げにも対抗できないというふうに考えておりまして、そういうた形式の流れを進めるためにも、知識集約化と申しますが、製品を高級化し、多様化し、高付加価値化する、こういった形での構造改善というものを進めていく必要があるのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○安武洋子君 私は、提言以来発想の転換、すなわち商社とか産元の商品の企画力とかあるいは情報の収集力、それから販売力、こういうものを活用しようという考え方はずっと貫かれてきていると思うんです。昨年の織工審・産構審答申、これを拝見しますと、中堅、大企業を積極的に活用していくのも有効な方法である、こういうふうに思っています。四十八年の答申と比べてみますと、中小零細、これが消えまして、中堅、大企業、これが非常に目につくわけですね。何といって私はここに発想の一つの転換があると思うわけですが、これもまたまだ産地の中小零細企業というのが大きな商社の食い物にされてしまう企業の食い物にされてしまふに考へるわけなんです。だから、私はこの、効果の上がるものではあります。ですから、私はこの、効果の上がるものではあります。でもこれは、もう少しうまくやつておられるといふふうにお考へなんでしょうか。その点をお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 数字的に申し上げますと、中小零細、これが消えまして、中堅、大企業、これが非常に目につくわけですね。何といって私はここに発想の一つの転換があると思うわけですが、これもまたまだ産地の中小零細企業といふのが大きな商社の食い物にされてしまう企業の食い物にされてしまふに考へるわけなんです。だから、私はこの、効果の上がるものではあります。でもこれは、もう少しうまくやつておられるといふふうにお考へなんでしょうか。その点をお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 構造改善事業が一体どれくらい促進されていくのを実施主体に加えるということによって、この構造改善事業が一体どれくらい促進されるのか、というふうにお考へなんでしょうか。その点をお伺いいたしました。

○政府委員(栗原昭平君) まず第一点の、産元、親機等を含めた構造改善グループも、一定要件のもとに構造改善の対象にし得るという今

年のメリットを受けられるようになりますけれども、こういう発想というのはどうもいただけないと思うんです。合織の大手メーカー、商社など、こういう意味合いで含めまして産元、親機をいかないかと、わが国の織維産業はあるのかどうかと、今回政策の対象にし得るような改正を考えたわけでもあります。これは御指摘のように五十年提言にも触れておりますし、今回の五十三年十一月の織工審・産構審の答申の際にも十分検討を行つてはどうかという御指摘をいただいたところでございます。

○安武洋子君 私は、提言以来発想の転換、すなわち商社とか産元の商品の企画力とかあるいは情報の収集力、それから販売力、こういうものを活用しようという考え方はずっと貫かれてきていました。昨年の織工審・産構審答申、これを拝見しますと、中堅、大企業を積極的に活用していくのも有効な方法である、こういうふうに思っています。四十八年の答申と比べてみますと、中小零細、これが消えまして、中堅、大企業、これが非常に目につくわけですね。何といって私はここに発想の一つの転換があると思うわけですが、これもまたまだ産地の中小零細企業といふのが大きな商社の食い物にされてしまう企業の食い物にされてしまふに考へるわけなんです。だから、私はこの、効果の上がるものではあります。でもこれは、もう少しうまくやつておられるといふふうにお考へなんでしょうか。その点をお伺いいたしました。

○政府委員(栗原昭平君) もとより零細企業の多い織維産業であります。大手企業ももとよりあります、この対策はやはり中小企業、零細企業に向けですけれども、これはひとつ大臣の考え方をお伺いいたしとどうぞります。

○国務大臣(江崎義宣君) もとより零細企業の多い織維産業であります。大手企業ももとよりあります、この対策はやはり中小企業、零細企業に向けですけれども、これはひとつ大臣の考え方をお伺いいたしとどうぞります。

○安武洋子君 御答弁が一つ抜けたんですけれども、やっぱり合織の大手メーカーとか商社とか、そういう力を本当に活用していくような中小零細業者が本当にあるのかどうかという点を、非常に私は疑問に思ひわけなんです。

それで、これは後で御答弁と一緒にいただくと、いふことにいたしまして、次、実際問題のことをちょっとお伺いいたしますけれども、現行法に基いて構造改善グループ、まあ大臣の承認を受けた事業を行つているものはこれは五十六でございまますね。その他に承認を受けていないながらその後事業をやめたグループがあると思うんです。その事

例

と事業をやめた理由、これを簡単に説明してい

ただきたいんです。先ほどのとつけ加えて、いまの分を御答弁いただきます。

○政府委員(栗原昭平君) まず、いまお尋ねの構造改善計画の承認を受けた後やめたような事例と

いうことでございますが、数字といたしまして現存するもの五十六グループでございますが、それ以外に中途で構造改善事業の中止、計画の承認取り消しということを行つた事例が現在までに三件ござります。これらについては、当該グループが必ずしも考へるわけなんです。こういう中小零細企

業の繁栄がなくては私は構造改善、これはまたまた産地の中小零細企業といふのが大きな商社の食い物にされてしまう企業の食い物にされてしまふに考へるわけなんです。だから、私はこの、効果の上がるものではあります。ですから、私はこの、効果の上がるものではあります。でもこれは、もう少しうまくやつておられるといふふうにお考へなんですか。それでは、この対策はやはり中小企業、零細企業に向けですけれども、これはひとつ大臣の考え方をお伺いいたしとどうぞります。

○国務大臣(江崎義宣君) まだ、いまお尋ねの構造改善計画の承認を受けた後やめたような事例と

いうことでございますが、数字といたしまして現存するもの五十六グループでございますが、それ

以外に中途で構造改善事業の中止、計画の承認取り消しということを行つた事例が現在までに三件ござります。これらについては、当該グループが必ずしも考へるわけなんです。こういう中小零細企

業の繁栄がなくては私は構造改善、これはまたまた産地の中小零細企業といふのが大きな商社の食い物にされてしまう企業の食い物にされてしまふに考へるわけなんです。だから、私はこの、効果の上がるものではあります。ですから、私はこの、効果の上がるものではあります。でもこれは、もう少しうまくやつておられるといふふうにお考へなんですか。それでは、この対策はやはり中小企業、零細企業に向けですけれども、これはひとつ大臣の考え方をお伺いいたしとどうぞります。

○国務大臣(江崎義宣君) まだ、いまお尋ねの構造改善計画の承認を受けた後やめたような事例と

いうことでございますが、数字といたしまして現存するもの五十六グループでございますが、それ

以外に中途で構造改善事業の中止、計画の承認取り消しということを行つた事例が現在までに三件ござります。これらについては、当該グループが必ずしも考へるわけなんです。こういう中小零細企

業の繁栄がなくては私は構造改善、これはまたまた産地の中小零細企業といふのが大きな商社の食い物にされてしまう企業の食い物にされてしまふに考へるわけなんです。だから、私はこの、効果の上がるものではあります。ですから、私はこの、効果の上がるものではあります。でもこれは、もう少しうまくやつておられるといふふうにお考へなんですか。それでは、この対策はやはり中小企業、零細企業に向けですけれども、これはひとつ大臣の考え方をお伺いいたしとどうぞります。

○国務大臣(江崎義宣君) まだ、いまお尋ねの構造改善計画の承認を受けた後やめたような事例と

いうことでございますが、数字といたしまして現存するもの五十六グループでございますが、それ

以外に中途で構造改善事業の中止、計画の承認取り消しということを行つた事例が現在までに三件ござります。これらについては、当該グループが必ずしも考へるわけなんです。こういう中小零細企

業の繁栄がなくては私は構造改善、これはまたまた産地の中小零細企業といふのが大きな商社の食い物にされてしまう企業の食い物にされてしまふに考へるわけ 겁니다。だから、私はこの、効果の上がるものではあります。ですから、私はこの、効果の上がるものではあります。でもこれは、もう少しうまくやつておられるといふふうにお考へなんですか。それでは、この対策はやはり中小企業、零細企業に向けですけれども、これはひとつ大臣の考え方をお伺いいたしとどうぞります。

○国務大臣(江崎義宣君) まだ、いまお尋ねの構造改善計画の承認を受けた後やめたような事例と

いうことでございますが、数字といたしまして現存するもの五十六グループでございますが、それ

以外に中途で構造改善事業の中止、計画の承認取り消しということを行つた事例が現在までに三件ござります。これらについては、当該グループが必ずしも考へるわけなんです。こういう中小零細企



よということを申し上げているわけです。しかも構改、これを進めてきたわけです、大臣の承認を受けて。その中でこういう不當なことが行われてゐるから私は問題にしています。市新は企業閉鎖の直前の五年間にわたりて二十五億円の設備投資を行つております。そして、染色業界でも最先端を行つておられます。そして、公害防止についても優秀な設備を備えております。したがつて、企業閉鎖になるような状態では本来なかつた。これは前のときにも市川議員も申し上げておられますけれども、私も重ねて申し上げたいんです。いま二年たつておりますけれども、設備には油も差すあるいは覆いもかけてちゃんと保管もやつていて。いつでも操業再開して稼働できる、そういう状態になつてゐるんです。そして債権のはとんどが丸紅、三陽、こういうところが持つてゐる。それで労働組合と三者が合意すれば企業の再開は容易なんだと、こういう状態が出ておりますよと、だから今後こういうふうな構造改善を進めると。大臣に御答弁いただきましたけれども、これに沿つたような指導をいましていただかなくちやいけないんじやありませんかということを御質問申し上げております。大臣、いかがでございますか。

○國務大臣(江崎真澄君) 私も現実に細かいことはよく知りませんが、お話を承る範囲ではどういふことであるか、はなはだ疑問に思うわけです。何かほかに、いまお示しのなかつたような点で、再開に至らないような難問題でもあるのではなかろうか。労働組合とうまくいっておれば、これ、何よりなことですが、そういう点で何か経营者側とのギャップ、また親企業とのギャップ、何かトラブルがあるのではなくらうかなというようなことを思ひながら承つておるんですが、実情に即しましてよく調査をいたします。

○安武洋子君 これは市川議員のときも大臣からそういう御答弁をいたしてありますので、そのときは、こういう構造改善のグループに参加しているということは申し上げておりませんけれども

よといふことを申し上げているわけです。しかも構改、これを進めてきたわけです、大臣の承認を受けて。その中でこういう不當なことが行われてゐるから私は問題にしています。市新は企業閉鎖の直前の五年間にわたりて二十五億円の設備投資を行つております。そして、染色業界でも最先端を行つておられます。また、公害防止についても優秀な設備を備えております。したがつて、企業閉鎖になるような状態では本来なかつた。これは前のときにも市川議員も申し上げておられますけれども、私も重ねて申し上げたいんです。いま二年たつておりますけれども、設備には油も差すあるいは覆いもかけてちゃんと保管もやつていて。いつでも操業再開して稼働できる、そういう状態になつてゐるんです。そして債権のはとんどが丸紅、三陽、こういうところが持つてゐる。それで労働組合と三者が合意すれば企業の再開は容易なんだと、こういう状態が出ておりますよと、だから今後こういうふうな構造改善を進めると。大臣に御答弁いただきましたけれども、これに沿つたような指導をいましていただかなくちやいけないんじやありませんかということを御質問申し上げております。大臣、いかがでございますか。

○國務大臣(江崎真澄君) わかりました。

○安武洋子君 これは二月の十五日でござりますので、ひとつぜひもう一度お願ひいたします。

○國務大臣(江崎真澄君) よくわかりました。

○安武洋子君 いま申し上げましたのは、一つの例を申し上げたんです。やっぱり産元等が構造改善グループに加えられることになりますけれども、

○安武洋子君 産元とそれから産地、それから商業は、というふうなことが起らぬように、私はこの商社とか大企業などに、 参加してくるといふ問題につきましては厳しいチェックが必要だと

○安武洋子君 産元とそれから産地、それから商業と合織メーカーの関係についてお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 具体的なチェックの方でございますが、まず計画承認の段階におきましても、これは各都道府県あるいは通産局に置かれます指導援助委員会の場におきまして、この

○政府委員(栗原昭平君) 産元につきましては、あるいは親機につきましては特にこの構造改善に

○政府委員(栗原昭平君) 産元につきましては、あるいは親機につきましては特にこの構造改善に

○政府委員(栗原昭平君) 産元につきましては、あるいは親機につきましては特にこの構造改善に

○政府委員(栗原昭平君) 産元につきましては、あるいは親機につきましては特にこの構造改善に

○政府委員(栗原昭平君) 産元につきましては、あるいは親機につきましては特にこの構造改善に

○政府委員(栗原昭平君) 産元につきましては、あるいは親機につきましては特にこの構造改善に

も、一般的な商社活動、これはどんなことを商社、大企業はしてもいいよということではなくて、やはり社会的な一つの規制があるわけなんですよ。ですから、そういう活動として、市川議員も申し上げ、大臣もそのときに調査をして適切な処置をしようというお約束をいたしておりますので、急いでやはりやりただきどうございます。

○國務大臣(江崎真澄君) わかりました。

○安武洋子君 産元とそれから産地、それから商業は、というふうなことが起らぬように、私はこの商社とか大企業などに、 参加してくるといふ問題につきましては厳しいチェックが必要だと

○安武洋子君 産元とそれから産地、それから商業と合織メーカーの関係についてお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 非常に明確な資料ではございませんけれども、私どもの承知しているところでは、この賃織り、平均約六〇%の賃織りの

○政府委員(栗原昭平君) 産元商社を経由していると、こういうふうになります。全国で賃機の比率といいますのは六〇%ぐらいと、こういうふうに言われておりますけれども、産元や商社はこれらの賃機にどれぐらい発注しているものなんでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 非常に明確な資料ではございませんけれども、私どもの承知しているところでは、この賃織り、平均約六〇%の賃織りの

○政府委員(栗原昭平君) 産元商社から委託にかかる分といふものが、うち産元商社からの委託にかかる分といふものは、これは毛織物はちょっと別といたしまして、これは親機からの委託が非常に多いものがございりますので、毛織物を別といたしますと、産元商社からの委託というものは約七〇%前後といふように

○政府委員(栗原昭平君) 産元は商社とか合織メーカーとかいうところで取引上に密接な関係がございまして、それから、通産省の調査でも産地によります。それから、輸出の多いところでは産地全体

○政府委員(栗原昭平君) 産元は商社とか合織メーカーとかいうところで取引上に密接な関係がございまして、それから、通産省の調査でも産地によります。それから、輸出の多いところでは産地全体

○政府委員(栗原昭平君) 産元は商社とか合織メーカーとかいうところで取引上に密接な関係がございまして、それから、通産省の調査でも産地によります。それから、輸出の多いところでは産地全体

○政府委員(栗原昭平君) 産元は商社とか合織メーカーとかいうところで取引上に密接な関係がございまして、それから、通産省の調査でも産地によります。それから、輸出の多いところでは産地全体

○政府委員(栗原昭平君) 産元は商社とか合織メーカーとかいうところで取引上に密接な関係がございまして、それから、通産省の調査でも産地によります。それから、輸出の多いところでは産地全体

○政府委員(栗原昭平君) 産元は商社とか合織メーカーとかいうところで取引上に密接な関係がございまして、それから、通産省の調査でも産地によります。それから、輸出の多いところでは産地全体

し、非常に大きな影響力を持つてゐるといふことになりますと、いろんな私がいま申し上げたような形態もあるわけです。ですから、生産と流通の協調と、そんなのんきなことだけは言っておれない事態が起くるのではないかというふうに危惧をいたしますけれども、この点いかがお考えでござりますか。

○政府委員（栗原昭平君） この産元の機能、果たすべき役割につきましては、産地によつてさまざま、いま幾つかの御事例がありましたが、さまでございますが、まあ私どもこの産元、日本全国で約九百六十ぐらいあるんだろうといふうに思いますが、そのうちいわゆる大企業と言われるようなものは二十程度ということございまして、まあ比較的大企業である産元といふのは数が少ないのでござりますが、まあ、いずれにしましてもかなり大きくなエートを占め、優越した地位というものを持つておる企業も多いわけでございますので、そういう立場の中で具体的な構造改善グループづくりというものは、特定の企業のそいつた支配力の強化に役立つというだけのものに終わらないような、全体としての運用といふものをやはり私どもとしても心がけていきたいと、かように考えております。

○安武洋子君 そう望みたいわけなんですが、そして私も産元とか商社の現実を全部否定するものではございませんけれども、しかしながら日本化学織維協会ですか、ここでは構造改善に対して親企業、子会社が入った集約化が認められないと現実的でない、こういう態度を再三表明なさつておられます。それからまた一通産省の产地調査でも化学織維協会ですね、ここは構造改善が進歩しない理由、問題点を挙げておられますけれども、資本金十五億超の企業並びにそのダミーをグループ内に含むものは助成対象から外したこととか、あるいは産元、商社が中心となるグループが助成の対象外になつて、こういうことなどを挙げておられるわけです。それから、日本紡績協会も大・中堅企業の下請系列的な企業グ

ループも助成の対象になつてゐない、このことが制度運用上の問題といふうに挙げておられますが、力の大手メーカーからは以前からこういう声が上がつているわけです。ダミーも入りにくく、何か下請系列的な企業も入りにくいと、しかしながら、大手メーカーはアバカル産業への進出を考えられないけれども、何らかの形で入ろうとしているといふうな動きがずっととあつたこと、これはこういうことからもうかがえることなんですね。商社、大手メーカーはアバカル産業への進出とかファッショーン化とか高級化、これをを目指して、これまでも産地が築き上げてきた技術とか施設とか、こういうものを利用して自分たちの利益目的のために産地内の産元とか各業種、これを再編成しようとなさつてゐるわけです。こういう大手メーカーとか商社の行動にどのように本当に対処なさいしていくのか、中小零細企業の経営はこうじますと私がお伺いたいとございます。

○政府委員（栗原昭平君） 現在の構造改善制度の中におきまして、いわゆる大企業が入った場合にその助成の内容といふものがどうなるかというところでございますが、その当該大企業に直接メリットのあるような制度には余りなつておらないと、たとえば、この大企業が入った場合に現行の金利体系の中ではそれほど大きなメリットがあるわけではありません。そういう意味におきましては、それは御承知のとおりでござります。主たる助成の対象というのはやはり振興事業団を通じますところの非常にきわめて低利な融資というものが中心になつておりますが、当該大企業については開銀等の助成といふものもありますけれども、これは現在の金利体系の中ではそれほど大きなメリットがあるのではございません。そういう意味におきましては、私は股に大企業が入ったグループがつくるられた場合を想定いたしましても、メリットを確保する。ジェットルームなんかは償却していく。この受注を確保しようと思えば大変なことなんですけれども、それだけの力を持つ機屋といふことになりますと、限られてくるということで、機屋のなかで格差が大きくなるといふうな状態も生じます。

○政府委員（栗原昭平君） 特に、北陸産地におきまして、ただいまお話をジョーゼットブームといふものが起きております。これの背景を考えみてみると、やはり合纖メーカーにとりまして、糸な

業が仮に入つておりますが、それが知識集約化に役立つよなグループづくりであります。これはやはり推進すべきであらうと、こういった立場であります。ただ、先ほど申してお話をうかがつておられたことから申しますと、この分は産業が假に必要とするほど当然工賃も下がるといふことは、これは目に見えております。それから、導入があればかかるほど自然工賃も下がるといふようになります。またこのジエットといふ利用ということによります支配力の強化というのが行き過ぎないように、そういうチェック、歯止めといふものは、これはぜひとも必要でありますし、そういう体制はとるつもりであります。○安武洋子君 いまの問題の具体例を申し上げると、日本が誇るファッショーンの主流の位置を占めるようになつております。薄地のジョーゼットといふものは輸出も伸びしております。しかし、そのほとんどを生産しておりますのは、これは先ほど出ておりました北陸産地でございますが、これは日本の誇るファッショーンの主流の位置を占めるよ

り綿なりといふ付加価値のない輸出なりなんなり  
では、とても赤字でやつていけない。やはり、ど  
うしてもこれをつぶしまして、付加価値の高い商  
品に切りかえていくことが、これからは進  
むべき道である。これはまあ私どもも当然川上  
の頭でつかちの態勢というものを少しずつならし  
ていくと、川中なり川下なりの体質を強化してい  
くと、こういう姿になつていくことは望ましいと  
思いますし、まあジョーゼットというのはそういう  
う知識集約化商品の最近における一つの典型的な  
例だというふうに思いますけれども、そういうた  
形で、合織メーカー自体も付加価値の高いものに  
切りかわっていくという中での一つの現象であ  
るというふうに思つております。その企業として  
の戦略というものは、御指摘のようにいろいろあ  
るうかと思いますけれども、現実に産地の機屋さ  
んの立場からしますと、加工費は非常に高い水準  
になつておりますして、これは合織メーカーのスペ  
ース獲得競争というものが、やはり非常に激烈に  
なつております。まあ現在のところは受注も満杯  
ということで非常に潤つておるという状況だらう  
かと思ひます。したがいまして、私もといたし  
ましてはこういった状況というものが少しでも長  
く続くようなことをやはり考へざるを得ない、こ  
れが一番合織メーカーにとっても、またその下  
請である機屋さんにとってもメリットのあること  
であるうと、いうふうに考えておりまして、実は合  
織不況カルテルを廃止しましたけれども、その後  
の大きな混乱のないようにして、このことを配慮して  
おりますのも、やはりそういう機屋さんの段階で  
の大きな混乱があることが非常に問題であるとい  
うことを念頭に置いておるわけでございまして、  
まず全体の需給の中で大きな混乱が生じないよう  
にするということが一つあらうかと思います。(ま  
たような段階で機屋さんが非常に大騒ぎになつた  
た、仮に不幸にいたしましてそういう問題が生ず  
るような場合には、これは昭和四十年不況といつ  
わけでございまして、そういったことにならない  
ように注意いたしたいとは思いますけれども、そ

ういった問題、仮に生ずるようなことがあれば、その中におきまして通産省としては当然かかるべき措置をとらざるを得ない、かように考えていて次第でございます。

○安武洋子君　いまの状況が長く続くようになるとおっしゃいましたけれども、私が御質問申し上げたのは、いまの状況は非常に不安定要素が多くて長く続かない、混乱を起こすと、そのための歯止めをどうなさいますかということを私は御質問申し上げたつもりです。

それでさらに、それも含めて御答弁いただきたいのですが、質問を進めますが、大手合織メーカーとか商社と申しますのは、編み物、それから染色、織物の各分野で二次の加工とかアパレルに準出して、知識集約化、高級化、ファンクション化、こういうことで各分野で激しい競争を展開しております。私は産元もこの例外でないと思うんですね。原糸メーカーのこのような動きの中で、産業がいま岐路に立たされております。と申しますのは、現に整理淘汰は進んでおりますけれども、合織メーカーは、産元を産地の二極分化体制推進の中核というふうにしようとしているわけです。大手メーカーの方針に基づいて生産されておりますが

人かん、めり原うね選ハガ日

「理事古賀雷四郎君退席、委員長着席」  
で、産元が織維工業の中に位置づけられるのは結構なことなんですかけれども、商社や大手メーカーのねらいというのは私は明らかだと思うのです。これまででもそうでございますけれども、産元の系列化が一層進んで、産地がますます商社やメーカーのまる抱えになってしまふというふうに思うのです。構造改善を実施する適格性のチェックだけでは大企業の不当な支配が食いとめられないというふうに思います。大企業の不当な支配につながらないようになると、答申には書いてござりますけれども、不正当な支配につながらないようになると、具体的にどういうふうな措置をなさるのか、先ほどから非常にいろいろお答えでござりますけれども、私が具体的な例を挙げておりますけれども、本当にそういう問題に対してはこういう措置を講じていただくんだという、もう一つ具体性に欠けた御質問しかいただけでないのです、いまこういう例を挙げましたが、その点を御質問申し上げます。

○政府委員(栗原昭平君) 先ほどもお答えしたと

Digitized by srujanika@gmail.com

改善を行つております。ここに、今度の法改正によりまして産元を主体とするグループ形成をするということが可能になるわけです。整経とかのりづけとか織布とか染色と整理、こういうものが一體となつてしまつて構造改善を行つてきたわけなんですけれども、産元を中心として整経とか染色とか織布とか、個別の企業をピックアップするというふうなことで新たなグループというものがつくられる可能性があるわけです。いわば産地としてまとまりを持って産地組合をつくつていてる中に、産元別に縦割りのグループができるということがあるわけなんです。こういうことは、他の産地でもグループづくりの方法はいろいろとありますけれども、こういう問題が出てくるのはないかと予想をされるわけです。せっかく苦労をして産地組合を運営して、これまで構造改善事業をやってきたのに、産元グループごとに分断されてしまう、こういう危険性というのがこれで私は出てくるのではないかと思うんです。これではいままで苦労してきた産地組合の役割りを軽視する事になりますし、それからまた、それに組み込まれております貨機などの工賃なども厳しい条件に追い込まれてしまうというふうなことにもなりますし、これまで進めてきた構造改善との関係、これの問題については一体どう対処をなさるのかというこの点をお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) いま挙げられました播州産地の構造改善は、御指摘のように五つの工業組合が一体になりまして構造改善を行つておるという非常に産地ぐるみの珍しい例かと思います。この中で新しい産元グループ等が新しく構改グルーブを結成するというような場合の考え方でござりますけれども、一つの考え方といたしましては、現在のこの五組合からなります構改事業の中には、産元も入つていただくといふことは一つありますけれども、一つの考え方といたしましては、現在のこの五組合からなります構改事業の中には、産元も入つていただくといふことは一つありますけれども、一つの考え方といたしましては、それはそれなりに問題はないと思います。いやり方であらうかと思ひますが、いま一つの方の法といったしましては、産元が新しく組合をつくる

場合でございますけれども、この場合には、現状の五つの組合の構成事業というのは商品開発センターをつくり、共同施設をつくるといった形での集約化事業を行っているわけでございますが、やつておらない構成事業もあるわけでござります。これはたとえば設備リースといったような事業はやつておらないということございりますので、仮に新しい産元のグループが構成を行うような場合には、いまある組合の構成事業といふものを補完するようなかつこうで、施設をつくるにしましても仮に現在あるものと重複しないようなやり方でやりますとか、あるいは事業を行いうに当たりましても、いまやつておらない設備リース事業をやるとか、そいつた形で全体として補完できるような、産地としては重複のないような形での構成グループづくりというのも考えられるのではないかと、かようにも存する次第でございます。

○安武洋子君 大手合織メーカーとか商社は高付加価値、それからファッショナ化ということでアパレル部門に積極的に進出しております。織維産地で競争を繰り広げているというのは、先ほどから私再三繰り返して申し上げております。今回の法改正ではこういう大企業の行動というのが、これが規制されるというよりはより一層活動の場を提供する、中小零細企業とか産地の経営努力の芽を摘んでしまうということになりかねない一面を持つております。法の運用というのが私は非常に大切だと思うんです。

私が先ほどから再三いろいろの例を挙げて申し上げてきたわけなんですねけれども、この法の運用というのが非常に大事になってきているときに、運用に当たって私は大臣の決意をひとつここでお伺いたいとどうぞさいます。

○国務大臣(江崎真澄君) 運用に当たりましては、いま御指摘になつたような弊害を生じませんように、やはり親企業を入れる以上は当然そのメリットが中小企業、零細企業の集まりであるグループに対して十分反映するよう努めをしていきたいというふうに思ひます。そしてまた、弊害を

生ずるような極端な例がありますときには、法に照らしてそれぞれ行政指導をすることは可能であります。それからドビーカロスで五十二年七月六十円です。五十四年の三月の実勢は八十三円から八十五円ということでこれは二十円の差が出ております。それからジャカードでは五十二年七月六十円、五十四年の三月の実勢で百五円から百二十円で四十円の差。それからドビー朱子のハンカチで七十五円です、五十二年は。それが五十四年の三月の実勢は百十五円ということで、これも四十円の差が出る。一例を申し上げましたけれども、やはり少しでも実情に合わせていくたためには、できるだけ改正を早くやる必要があると思うんです。労働省ではこの点についてどう対応なさっておられますでしょうか。

○説明員(花田達郎君) お答え申し上げます。  
最低工賃につきましては、先生御指摘のとおりに、決めましてから一定の時日が経過いたしましたので、場合によつては実効性を失うという場合が間々ございます。したがいまして、一定の時日が経過いたしましたときの諸事情が変わってきますので、できるだけ改定を急ぎたいというふうに考えております。ただ、賃金と連いまして変化が非常に多くござります。したがいまして、しかも標準工賃を決めましたときの御案内のとおり最低工賃を決めますときに作業工程別に、しかも商品別に決めるということでございまして、しかも標準工賃との格差が非常に大きいわけなんです。ですから、私は特段の措置がいま必要ではないかといふふうに思いますが、その点をお伺いいたします。

○説明員(花田達郎君) 一般的に申し上げますと、最低工賃でございますので実際の工賃がそれから私たしましてはならないでございますけれども、上があるということは間々あることでございまして、ただ、最低工賃を決めましたときに調査いたしました工賃の実態から動くということになりますと、御指摘のとおり実効を失うということになります。ただ、最低工賃でございますので、それを決めてはならないでございますけれども、上があるということは間々あることでございまして、ただ、最低工賃を決めましたときに調査いたしました工賃の実態から動くということになりますと、御指摘のとおり実効を失うということになります。ただ、最低工賃でございますので、それを決めてはならないでございますけれども、上があるということは間々あることでございまして、ただ、最低工賃を決めましたときに調査いたしました工賃の実態から動くということになりますと、御指摘のとおり実効を失うということになりますので、そういう場合には速やかに改定したいと存しております。

先生、実例に挙げられました例につきましては、近々改定のための諸問題が審議会の方に労働基準局長からなされるということを聞いております。そこで、通産省に最初にお聞きするわけですが、織維取引近代化推進協議会といふものが提言の線に沿つてつくられておるわけですが、これまでどのような動きをし、どれほどの実効を上げておるか、まず、このことについてお聞きいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 五十年の提言にも触れられておりますように、織維の取引流通近代化推進協議会といふものが五十一年に設置をされまして以降、織維取引憲章の制定、特にその中でも書面契約の推進といったことに力を入れてまいります。さらに最近におきましては、地域別、業種別に、たとえば毛製品なら毛製品というようなものにつきましての取引改善指針といったようなものを検討しております。少しずつ具体的な地域別、業種別の問題にもアプローチをしていくことと、こういった形で作業を進めておるという段階でございます。

なお、この取引改善につきましては、この推進協議会を通じまして、毎年推進月間というようなものも設けまして、近代的取引慣行の制定というのにも努力をいたしておるわけでございます。私もいたしましては、取引近代化ということは非常に織維産業におきましては特に古い歴史を持つなかなかむずかしい問題でござりますけれども、こういった協議会といふ形での業界の総意を結集した形での場といふものを通じまして、取引

月は三十二円です。そして五十四年の三月の実勢は四十三円から四十七円で十五円の差が出ております。

すが、織維産業の場合、川上から川下、そして小売に至るまでその流通がきわめて迂回的であり、引関係の改善について述べております。もうすこ

に非近代的である。それがゆえにかなり中間におけるそれぞれの高次加工段階での適正な付加

価値が付与されていない。何とかこれを短縮する

ことが大切であり、そのことはむしろ構造改善事

業以上に織維産業にとって、それぞれのポジシ

ョンにメリットを及ぼすであろうと言われておる

し、私もそう思ひます。

そこで、通産省に最初にお聞きするわけですが、織維取引近代化推進協議会といふものが提言の線に沿つてつくられておるわけですが、これまでどのような動きをし、どれほどの実効を上げておるか、まず、このことについてお聞きいたします。

改善といった問題に取り組んでまいりたい、かように考へておられる次第でござります。

○藤井恒男君 きょうは時間がありませんから、私は全体的な織維の流通の問題じゃなく、少し的をしづつて染色業界における取引の問題について質問してみたいと思うんです。

通産省も把握しておられることだとは思うが、

これは大臣も選挙区が一宮で、あそこには中小の

染色がたくさんあるのですから御存じだと思いま

すが、公取として見た場合にどのような問題が指摘

できるか、これ一遍お聞きします。

まず、この染色の取引の場合の実態は発注者が白生地ですね、いわゆる原反を染色業界に持ち込

みます。そして持ち込んでから、現在時点では大

体二ヶ月ぐらいは染色業者がこれを保管するのが

通例です。一たん不況になりますと、それが三カ

月ぐらいたびます。その間、染色業者はその白

生地を自分の工場の敷地内に保管せざるを得な

い。もちろん、その保管料は一切支払われること

はありません。大体二ないし三ヶ月、長ければも

つになりますが。その後染めについての指図書

が来るわけです。そこで一週間とか三週間かかっ

て指図書に基づいて染色業者がそれを染め上げ

る。今度染め上がった後、この染めた後の生地で

すね、それはなおその染色会社においてみずから

の敷地内に保管せしめられる。そして今度は出荷

指図書が来て初めて出荷することになり、そのと

きに代金決済を行う。これがまあ大体中小染色メ

ーターの取引の実態です。

こうした場合の倉庫料の問題、保管料の問題あるいは決済方法ですね、これは私は優越的地位の乱用だと思う。しかし現実には、これがもう全国的に行われておる実態なんで、このために業界は泣いておるわけです。この間もちろん業界としては労働者に対する賃金を払わなければならぬ、それだけのスペースを確保しなければ発注の機会は与えられない。その土地代ももちろん要るわけですわね。

まあこういう不合理なことがあるんだけれども、これについて公取としては今までこれを調べたことがあるか、あるいはこういうことが現に

行わたったときに、それは最近三越などいろいろな例をごらんになっておられるようだけれども、そ

れらに従してどのように判断するかお聞きしたい

と思う。

○政府委員(橋口收君) いまお話をございました染色業者と発注者、主として商社等との関係であるうかと思いますけれども、われわれ從来下請關係のありますケースにつきましてはいろいろ調査を行なっておりまますし、それから下請代金支払遅延等防止法等防止法は從来はどちらかと申しますと、支払い条件とかあるいは決済条件を中心として行政をやつておったわけでござりますけれども、この二、三年円高に伴うものもろの問題の一環としまして、支払い条件の問題とか決済条件の問題ではなくて、支払い条件の問題とが決済の問題ではないかと思ひます。それで、これが親事業者と下請事業者の関係であれば、これは下請代金支払遅延等防止法によりまして、たとえば受領の遅滞であるとかあつておったわけでござりますけれども、この二、三年円高に伴うものもろの問題の一環としまして、支払い条件の問題とが決済の問題ではないかと思ひます。

私が申したような例が現にあつた場合には、これは原点に戻りまして独禁法による不公正な取引に該当するかどうかという問題になるわけでございまして、仮に親会社と下請事業者の関係者からの苦情というものが大変強く公取に訴えられて、支払い条件の問題とが決済の問題ではないかと思ひます。

私はもとより行政の重点を漸次実際の契約の取引の状態、条件について移しておるわけでございまして、いろいろな調査もいたしております。昨年の三月にはそれらの調査に基づきまして、関係団体に対しまして織維製品の取引の公正化について、いろいろな調査もいたしておりますし、昨年の三月にはそれらの調査に基づきまして、関係団体の主な内容を申し上げますと、第一には、取引条件の書面による明確化という問題でござります。

それからあとは、いわゆる一般的な慣行として歩

引きという制度がござります。これを廢止するべ

きでございます。

○藤井恒男君 だから、いま私が挙げたような例

が現にあつた場合には、これは不公正な取引とい

うことになりますね。いま挙げたような、先ほど

私が申したような例が現にあつた場合には、

さあこういう事例があるんだけれども、これによ

りますと、これはちゃんと契約書に明らかにうたわれ

ているということになりますと、これはちょっと

むずかしいのではないかという感じがいたしま

す。しかしながら、恐らくはそういうことがはつ

きり契約にうたわれておるわけではないと思いま

すし、仮に契約にありました実態に即して明ら

かに強者と弱者の間のバランスがとれていないと

いうことであれば、これは当然独禁法の問題とし

て検討する余地は十分にあるんじゃないかと考え

ております。

○政府委員(橋口收君) いまお話をございました染色業者と発注者、主として商社等との関係であるうかと思いますけれども、われわれ從来下請關係のありますケースにつきましてはいろいろ調査を行なっておりまますし、それから下請代金支払遅延等防止法等防止法は從来はどちらかと申しますと、支払い条件とかあるいは決済条件を中心として行政をやつておったわけでござりますけれども、この二、三年円高に伴うものもろの問題の一環としまして、支払い条件の問題とが決済の問題ではないかと思ひます。

本來であれば発注者が保管すべきものを染色業者が保管せられるといったような問題につきましては、これは何よりも取引条件の書面による明確化ということが一番大切ではないかと思うわけ

ただ、おっしゃいましたような事例、たとえば本來であれば発注者が保管すべきものを染色業者が保管せられるといったような問題につきましては、これは何よりも取引条件の書面による明確化ということが一番大切ではないかと思うわけではありませんけれども、仮に契約書に明らかにうたわれたことがあるか、あるいはこうなことが現に

あることになりますと、これはちゃんと契約書に明らかにうたわれておるわけではないと思いま

す。しかしながら、恐らくはそういうことがはつきり契約にうたわれておるわけではないと思いま

すし、仮に契約にありました実態に即して明らかに強者と弱者の間のバランスがとれていないと

いうことであれば、これは当然独禁法の問題として検討する余地は十分にあるんじゃないかと考えております。

○藤井恒男君 書面契約というものを促そうと努力しても、なかなかそれができないというのが実態なんで、書面契約があるなしの問題でなく、実際の商取引、それが弱者が本来泣いておるだけど、相手が強者なるがゆえに、受注機会を確保するがために泣かされておるという状態が現にあります。だから支払遅延防止法にして本人が申告しなかつたら何にもないということでは公取の存在価値もない。だからこの辺のところはよく調べていただいて、いまおっしゃる委員長のお話では、これは十分検討の余地があると、あるいは疑わしい問題だということなんで、一遍これは取の存在価値もない。だからこの辺のところはよく調べてもらいたい。いずれにしても出荷主義ですかから、現金決済が出荷主義現金じゃない、これは全部手形なんだけど。その間かなりの時間眠つちゃうということになるわけですから、それを強調してもらいたい。

それからいま一つ、染色業界で同じようなことを言えるんだけれども、先ほど言ったそれで出荷

すると、商社が再び染め上がった反物を買取る

わけです。買い取つてその後これをアパレル、縫製業者に持つて行つてそして縫製させるわけ

です。再び商社がそれを買取つて問屋を促して地

方で卸していく。そこで売れなかつた場合に、も

うすでに縫製品になり上がりつて売れなかつた場合にこれを返品する。その返品も染色クレームとし

ておりましても、明らかに優越的地位の乱用行為で

あれば、これは当然対象になるわけだと思います



いて御答弁なすつて、市場攪乱という立証は非常にむずかしい。局長も衆議院の商工委員会で同じようにおっしゃつておる。ところが、いま言つた状態、これはどう見るのか。さきに日米織維戦争と言わされたとき、わが国はアメリカに泣く泣く二国間協定を結ばされたわけなんだけど、そのときのわが国とアメリカとの関係、果たしてわが国がアメリカに輸出しておる輸出内容が、輸出の実態及ぼしておつたかどうか、われわれはこれは反対したんだけど、政局は強引にこれを押し切つたわけなんだけど、たとえばアメリカはわが国に対し昭和三十六年のSTA、三十七年のLTA、早くから日本の対米輸入を規制しておつたんだけど、そのときの化合繊の輸入量はアメリカの国内消費量に対して一・六%ですよ。そしてその後一番ふくらんだときでも六・二%ですよ。そうでしょう。そういう状況にありながら、わが国に對していろいろな制度で二国間協定を結んでおるわけでしょ。わが国の現在の輸入量というのはいま申したように二ないし七倍です、特定品目についても、そのときの輸入量はアメリカの国内消費量に対しても、その倒産件数などで目を覆うばかりのものでしょ。先ほども御質問があつたけど、四十三年九月から五十三年四月までの間、織維産業で職を失つた人間は一千三百四十四名、一二三・八名の減少でしょ。ひどいところなんかになると、化学織維なんていふたけど、五〇・五%減つてますよ。半分ですわ。そういう状況をもつてもなお大臣はわが国に被害がないといふなんになると、化学織維なんといふなんだろう、何だということになりますよ。どう

○國務大臣(江崎眞澄君) 私は被害がないとは決して言つてない。被害があることはもう現実によく理解しておるつもりあります。アメリカとの場合はあの場面でも織維がまたま交渉の対象になつたわけであります。が、高度成長を遂げながら大変な日本のやっぱり対米貿易におけるインバランスがあつた、そこで織維製品について目を向

けられた、必ずしもあの当時の製品ばかりがアメリカ市場を圧迫したんじやなくて、むしろワンドラーブラウスその他中進国の製品が相当アメリカ市場を圧迫したことは、これはもう御承知のとおりでござります。ところが、貿易インバランスに基づいて織維製品がやはり交渉の対象になつた、ちょうど今度のガットに基づく政府調達コードを決めるに当たつて、電電公社の調達物資の開放などが組上に上がつたと同じような傾向があつたことは否めないと思いますが、もちろん内容的にはそれぞれ違つた事情がありますが、大まかに言えばそういう背景があつたというふうに私ども理解しておるわけであります。そういう場合に、いましかば韓国を取り上げてみましても、昨年、一昨年ともに三十億ドルないし五十億ドル近いわが方にインバランスがある、黒字があるといふことのためになかなかこれを規制していく状況になれば、これは状況をしさいに注視いたしまして国内の業者に行政指導をする、あるいは韓国側にも申し入れをするなどなど方法はないわけではあります。これが状況では相当むづかしいといふことのためになかなかこれを規制していく状況になれば、これは状況をしさいに注視いたしまして国内の業者に行政指導をする、あるいは韓国側にも申し入れをするなどなど方法はないわけではあります。これが状況では相当むづかしいといふことのためになかなかこれを規制していく状況になれば、これは状況をしさいに注視いたしまして国内の業者に行政指導をする、あるいは韓国側にも申し入れをするなどなど方法はないわけではあります。これが状況では相当むづかしいといふことのためになかなかこれを規制していく状況になれば、これは状況をしさいに注視いたしまして国内の業者に行政指導をする、あるいは韓国側にも申し入れをするなどなど方法はないわけではあります。

○藤井恒男君 これは大臣一遍よく勉強してもらいたいんですがね、私は日韓議員連盟の幹事としてこの間には交錯するものなんだ、だからこそガットのものにMFAという制度が設けられておるわけなんです。そして、工業先進国が全部それを適用しておるんでしょう。ところが、私は日本は単細胞だと思うんですよ。わが国は自由貿易なんだから、自由貿易を志向する日本が輸入規制するのはおかしい、そんな論理は一つも成り立たぬですよ。だから、問題はMFAも言うごとく、その品目について明らかに市場を攪乱し、あるいは攪乱するおそれがあるその品目については、ガットの精神に基づいて二国間協定を持つべしということなんですかね。だから、わが国が輸出しておるもの、たとえばわが国がアメリカに弱電を輸出する、あるいは鐵鋼を輸出する、そのことによつて鐵鋼なり弱電が失業者を招くといふんであれば、それはわが国は織維製品もなお輸出産業じやないか、みずからも輸出しておるながら輸入規制するのはおかしいというけど、しかし、わが国が織維製品を輸出することによつて、相手国がそのことによつていわゆるガットの精神に基づく被害立証があるのかと、あれば自主規制したらい。また現にわが国はその意味において過去も自主規制はしてきた。だから、輸出産業であろうとも品目によって現に被害があるなら、その品目についても輸入規制をガットの精神に基づいて取り行うこと

つくると、要するに、わが国で構造改善を行つて、価格競争力をつけよといつても、この輸入品との競合に對してこんな構造改善やつたって勝てません。どうしようもないのであります。これでいいのかどうかという問題ですわね。だから、大体世界のどの国にあっても、どの国も自由贸易は認めておる。わが国ももちろん認めておる。しかし、そういう中にあっても織維品は例外だと、それは必然的に先進工業国と発展途上国との間には交錯するものなんだ、だからこそガットのものにMFAという制度が設けられておるわけなんですね。そして、工業先進国が全部それを適用しておるんでしょう。ところが、私は日本は單細胞だと思うんですよ。わが国は自由貿易なんだから、問題はMFAも言うごとく、その品目について明らかに市場を攪乱し、あるいは攪乱するおそれがあるその品目については、ガットの精神に基づいて二国間協定を持つべしといふことなんですかね。だから、わが国が輸出しておるもの、たとえばわが国がアメリカに弱電を輸出する、あるいは鐵鋼を輸出する、そのことによつて鐵鋼なり弱電が失業者を招くといふんであれば、それはわが国が輸出産業じやないか。ほつたらかしなんですよ。これで大臣がいま答弁されるようなことといふのはこれはとんでもない話で、大臣のこれは所管事項ですからね、だからこの辺はやっぱり所管大臣として、しかも織維産業、選舉地盤でしょ。これはもつとほつつきりしなきやだめですよ、それは。どうなんですか。

○國務大臣(江崎眞澄君) 御指摘の点はよく私も理解しておるつもりなんです。しかし、日本が現在、韓国一国をとつてみましても、その貿易インバランスの額の大きさ等々から見て、なかなか問題がある。それで、これはやっぱり全般で判断するわけですから問題があると思います。

それから、七八年は大変な輸入増であったあります。先ほど来生活産業局長もお答えしておりますが、これが果たして本年も続いているが、私はおかしくない。それは国際的に認められておるところなんです。かかるがゆえに、私は各党の御同意をいただいて五十三年十月二十日の本院商工委員会で附帯決議、特別決議をしておる。これもやお忘れじやないと思うんですよ、これが院の決議ですからね。だから、輸入急増によつて被害を受けている品目について、MFAに基づく二国間協定の締結を促進する、あるいは織維品輸入税の国際水準並み引き上げを図る、輸入関税率に対し政府の行政指導を強化し、輸入の秩序化を進め、織維輸出国の政府、業界に対しわが国織維衣料産業の現状、雇用、失業の実態を訴え、理解を求める、この趣旨に基づいて、

くであらうかといふ点については多分に疑問もあるわけでありまして、まだ規制措置をするというのにはいささか距離がある。したがつて、そんなことを言えば日本はつぶれてしまうんじやないか。という御指摘は私も痛いほど、おっしゃるよう選挙区を控えておりまするだけに、よくわかります。したがつて、やや遅ぎに失したが、やはり付加価値の高いもの、知識集約型のものに日本も転換をしてまいりませんと、これはたとえきょう制限をすることができるても、あすの日にはもうやはり立つていけない産業になつてしまふ。したがつて、この好況感のある今日の時代のうちにぜひひとつ付加価値の高い知識集約型の製品をつくるような努力をしてもらひ。これはやっぱりどうもそないうことが先進国の中間入りをした日本には求められておるというふうに思ひます。先ほどもお話の出ておりましたジョーゼットなど、ああいつたものならば十分競争にたえるし、世界の市場からも進んで輸出を求められておる。ですから、そういう努力をやはりこの機会にやらなければならぬので、ただ規制をして安易につくといふことで当面は糊塗することができるかも知れませんが、わが国の織維産業の将来といふ長期視点に立てば、やっぱり自主努力が必要だと考えます。それをできるだけわれわれ担当省においても側面協力をしていく、指導の誤りなきを期したい、こういうふうに考えます。

○藤井恒男君 これは時間がないからまた後で次の委員会でひとつ大臣と少し討論さしてもらいたいと思うんだけど、ガットのもとにMFAというものができたのは、発展途上国における工業化の初步的段階が織維産業に集中する、そして先進国との間に必ずこれは交錯する、しかも交錯するんだけど、そこに先進国といえども、あるいは発展途上国といえども、やっぱり織維産業といふのは、いかに知識集約化を図らうとも、膨大な労働者がそこに存在する。だから、社会問題だと。アメリカでもそうだったんだじやう。アメリカでも日本に——沖縄との関連があつたかもしらぬけ

く、ど、やっぱり社会問題化する。それが政治問題化していつておるわけですよ。わが国もこれ同じなのにはいささか距離がある。したがつて、そんなことを言ひます。だから、そいつは代替品としておるわけでしょう。だから、そいつは代替品にかえて、代替品にかえて、おまえらやめちまえんですよ。いまでも現に二百七十万人織維で飯食つておるわけでしょう。だから、そいつは代替品といふわけにいかぬのですよ。だから、政治家はそこを見なきやいかぬ。しかもそれは产地性を持つておる、零細である。われわれが言つておるのも、現在そういう状況ではいけないから、構造改善によつて高付加価値の品種に転換していこうと、あるいは産業それ自体も縮小し、または場合によつては業種転換も図ろうと。そこで出るはみ出し人間については、別な職業訓練をして、そして雇用保険制度を適用してそして路頭に迷わぬようによつては業種転換も図ろうと。そこで出るはみ出しこそ見なきやいかぬ。しかもそれは产地性を持つておるわけでしょう。だから、そいつは代替品といふわけにいかぬ。まあこの方向は、昨年十一月の織工審、懸命韓国のことと香港のことも台湾のこととでも、臺灣、中国のこととも思つて、こつちは自分の体を変えておつた。その間は一部センシティブな品目についてですよ。永久じゃないんですよ。いま一生懸命の構造改善の基本的な姿勢だつたと思いましての間ですよ。永九年度以降実施をいたしてきました。まあこの方向は、昨年十一月の織工審、懸命韓国のことと香港のことも台湾のこととでも、臺灣、中国のこととも思つて、こつちは自分の体を変えておつた。その間は一部センシティブな品目についてですよ。全部じゃないですよ。その品目についてはもつとオーダーリーにやつたらどうですかといふことが、私は何も自由貿易主義を阻害するものではない。元来、世界全体がフリーマーケットではないわけですよ。フュアなマーケット、要するに友好競争しましょうということなんだから。フリーを阻害するんじゃないですよ、フュアにいきましょうということですよ。そのためのフュアなルールというのがガットにおいてMFAといふルールが決まつとるんだから。それだつてECAは破るわけでしよう、合理的な逸脱だと。われわれはそんなこと言つてない。そのルールに基づく

○政府委員(栗原昭平君) ただいま御指摘のございましたように、昭和四十二年来の特織法の時代におきましては、国際競争力の強化という観点から、主として同業種間の構型の設備の近代化、合理化ということをねらいにした構造改善が行われてきたわけでござります。しかしながら、その後四十年代の後半に至りまして発展途上国なり中進の輸出市場あるいは国内市場におきます統合と理化といふことをねらいにした構造改善が行われてきたわけでござります。しかしながら、その後の十年間にかけては、わが国がだんだん激化をしてまいりました。私どもがその時点で考えましたことは、結局特にこの十兆円に及ぶ国内市場というものを中心に物を考えておきます場合に、現在の消費者のニーズといふもののが、よく言われます高級化、多様化、個性化すると、そういった消費者のニーズに即したひとつの検討いただきたい。残念ながら時間が来ましたのでこれでやめます。

どうもありがとうございました。

○國務大臣(江崎眞澄君) 御意見はよく承りました。

た。

○柿沢弘治君 藤井委員からの大演説もありました。(笑音)もういろいろと質問が出ておりますので、最後ですから若干法律について伺つていただきたいと思います。大臣もし所用がありましたら……。

○國務大臣(江崎眞澄君) ちょっと恐縮です、それじゃ……。

○柿沢弘治君 まあ私どもも織維工業の構造改善臨時措置法の延長ということに基本的に反対ではございませんけれども、考え方をひとつ確かめておきたいと思うわけです。

現在の法律ができました四十九年までは、特織法によるいわゆる横型の合併、統合といふものが纖維の構造改善の基本的な姿勢だつたと思います。それが現在の法律によって異業種提携とか垂直統合といふ考え方を取り入れられて、法律的にといいますか基本的な考え方方が変わつたわけですね。それが現在の法律によって異業種提携とか垂直統合を中心と考えておきたいというふうに思います。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま御指摘のございましたように、昭和四十二年来の特織法の時代におきましては、国際競争力の強化といふ観点から、主として同業種間の構型の設備の近代化、合理化といふことをねらいにした構造改善が行われてきたわけでござります。しかしながら、その後の十年間にかけては、わが国がだんだん激化をしてまいりました。私どもがその時点で考えましたことは、結局特にこの十兆円に及ぶ国内市場というものを中心に物を考えておきます場合に、現在の消費者のニーズといふもののが、よく言われます高級化、多様化、個性化すると、そういった消費者のニーズに即したひとつの進捗状況でございますが、構造改善計画、これは一般的の計画でございますが、につきましては、この五年間に件数として五十六件、参加企業としては三千三百七十六社ということに相なつております。またこれ以外に、小規模企業者を中心にして

て行われます施設共同化事業計画につきましては十九件、参加企業といたしまして千五十四という数字に相なっております。この件数あるいは予算の使用実績等を見ました場合に、特に予算との対比におきましてはかなりの使い残しを毎年見ておるという状況でございまして、私どもとしても満足すべき達成率であるとは考えておりません。

○柿沢弘治君 大体、予算で計画した金額の三分の一ぐらいと聞きましたけれども、そんなところでございましょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 一、三割、三分の一、その程度の数字でございます。

○柿沢弘治君 まあ今度はその縦型だけではなかなかむずかしいということで、改めて産元、親機等を入れて横型的なものを含めているわけですねども、そういう意味では、また特縦法時代への逆戻りというふうに考へるんでしょうか、それとあくまでも十分承知しておりますけれども、やはり一つにはこれからの内外情勢、特に織維をめぐります内外情勢は先ほども御指摘のありましたように非常に厳しいものもござります。そういったことを踏まえまして、これ以外に織維産業として本当に存続していく道はないんだという意味での業界内の認識というのも最近きわめて高まっておりまして、またかたがた先ほど下条委員からお話をございましたように、業界の景況全体も設備処理率その他の進捗も踏まえまして基礎づくりができておると、こういった少しそくなつた時点にありますし、またかたがた先ほど下条委員からお話をございましたように、業界の景況全体も設備処理率その他の進捗も踏まえまして基礎づくりができたことも含めまして、さらに制度上の改善等もあわせ考へますと、私どもとしましては、今回はひとつ新しいこの形での構造改善と、いうものを業界のバイタリティによって実行していただける件が備わるというふうにも考へられますし、そういうふうに考へて、いらっしゃるわけですか。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま御指摘のありました後段の考え方でございまして、私どもとしては、縦型の際に考へました情報収集機能あるいは商品開発機能といったものを中心にして異業種間連携と申しますか、そういう考へ方に基づきます知識集約化路線といふものを考へ、変えるつもりはございません。ただ、一部同業者のグループの中でもそろいつた知識集約化の機能を備えるようなグループがあるならば、それを排除する必要はない。むしろ、そろいつた情報収集機能なり商品開発機能を持つたグループが同業種のか。

○政府委員(栗原昭平君) 私どもといたしましては、五十四年度予算で二百五十億円という金額ベースのめどはござりますけれども、件数等につきましての数量的な目標は特段に立ててはおりません。

○柿沢弘治君 二百五十億円というのは五十三年度、五十二年度等と比べるとどのくらいになるわ

れで果たして今度大丈夫だ、現在の法律のようない形で計画に対して達成率が一、三割だということにはならないでうまくやれますという自信はお持ちでしようか。

○政府委員(栗原昭平君) この知識集約化路線、これはなかなか簡単なものではないということは私どもも十分承知しておりますけれども、やはり一つにはこれからの内外情勢、特に織維をめぐります内外情勢は先ほども御指摘のありましたように非常に厳しいものもござります。そういったことを踏まえまして、これ以外に織維産業として本当に存続していく道はないんだという意味での業界内の認識というのも最近きわめて高まっておりまして、またかたがた先ほど下条委員からお話をございましたように、業界の景況全体も設備

○政府委員(栗原昭平君) 五十三年度予算におきましては五百億円強の金額でございましたけれども、若干今回はこの規模が縮小されております。○柿沢弘治君 私は、通産省の大変御苦心というか、苦労がとってもよくわかるんです。というの

は、従来の高度成長型の時期の助成策というのには、これまでの高度成長型の時期の助成策といふことは、規模を拡大していく、生産設備の合理化を図つていくということでコストダウンをしていけば競争力がついてきた、助成の効果が上がったということがなるわけですから、これからまさに文

○政府委員(栗原昭平君) その意味では、今度新しく法律の中にとりますが、施策として導入をされます人材育成というものは、その点では新しい手法といふことがあります。内閣府が一億五千万、さらに民間の出捐を一億五千万依頼をして三億で人材育成をやると言つておりますけれども、この民間の出捐について具体的に少しお聞きしたいわけですから、それが大体めどがついているんでしようか。それから具体的に何をやろうとしていらっしゃるんで

○柿沢弘治君 その意味では、今度新しく法律の中にとりますが、施策として導入をされます人材育成といふことがあります。内閣府が一億五千万、さらに民間の出捐を一億五千万依頼をして三億で人材育成をやると言つておりますけれども、この民間の出捐について具体的に少しお聞きしたいわけですから、それが大体めどがついているんでしようか。それから具体的に何をやろうとしていらっしゃるんで

○政府委員(栗原昭平君) この三億円の基金に基づいて行います具体的な事業でござりますが、まず人材育成に必要な情報の収集、分析、提供、あるいはこの人材育成に必要な教材、教育技法、カリキュラムの開発、こういったものに対する調査研究、それからいま一つは人材育成機関とか民間の現在行つておられます人材育成機関に対しまして講師費用等に係る助成金の交付、こういったようなことがとります。ですが、そういうたるものに対する調査研究、それからいま一つは人材育成機関とか民間の現在行つておられます人材育成機関に対しまして講師費用等に係る助成金の交付、こういったようなことがとります。なお、この民間出捐分一億五千万円につきましては、現在私どもとしても、アペレル業界がもちろんメーンになりますけれども、これに限らず川上の中の化合織分野あるいは紡績業界、あるいは川中の織布の業界、染色の業界、さらには広く小売業の業界、流通業界等も含めて幅広くひとつ出捐をお願いしようと、かよろに考えておりまして、目標達成は可能であろうというふうに存じております。

○柿沢弘治君 この一億五千万という政府の出資は一年限りですか。それとも五年間毎年出しても

らえるんでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 昭和五十四年度限りと  
いう一億五千万でございます。

○国務大臣(江崎眞澄君) これはいまお答えした  
ところですがね、私先ほどどなたかの御質問にも  
お答えしたように、織維工業構造改善事業協会と  
いうものに委託し、民間からもということで、人  
材養成やいろいろな計画を推進するわけですね。  
その計画がですね、これ実際おくれているんです  
からね。ですから、その実効が上がるということ  
でこの予算措置をしておるわけですが、相当成果  
が上がるというめどがつけば、当然これは継続  
的にまた予算要求していいものだというふうに私  
ども考えております。またそして、織維業界全体  
の生きる道がもうここにあるんですね、集約して  
物を言えば。ですから、やはりこれは今後とも大  
いに力を入れたい。局長とも話しておるんですけど  
が、ただ構造改善事業協会というものに渡しち放  
しで、さあそっちでやれと言つたって、これよう  
やりませんよ。ですから、この予算を有効適切に  
使うためには民間の衆知を集めたり、学会の衆知  
を集めたりして、やり方はいろいろあると思いま  
す。構想すれば一億や三億で足りるものじゃござ  
いません。これは大いに力を入れて今後伸ばして  
いきたいと私は考えております。

○柿沢弘治君 通産大臣の問題意識というのは私  
も大変賛成でございます。いま大臣がおいでにな  
る前に申し上げていたのですけれども、從来の織  
維工業、特に織維工業に限らず、すべての産業政  
策というのは規模を拡大をして、合理化をして、  
生産性を上げてコストダウンをする。そうすれば  
必ず競争力がつくし消費者に喜ばれると、こうい  
うことだつたわけですけれども、特織法までの織  
維工業もそうだつたわけですが、それではもう消  
費の拡大とか収益の上昇を望めないという事態に  
なつていて。つまり高付加価値化、ある意味では  
文化の時代の中で、どういう形で物に価値、物質  
的な価値ではなくて精神的な価値といいますか、  
そういうものをつけていくかということにな  
な

つくると、なかなか産業政策の手法、今までの手  
法になじまないわけです。現在の法律がうまく  
機能しなかった点も、もちろん外的な条件が恵まれなかつたことがあると思いますけれども、あ  
く対する助成として、金利の安い金を貸しますだ  
けではうまくいかないんじゃないだろうか。です  
から、計画に対して実績が二、三割という状況が  
続いている。今後ももしその手法をずっと続けて  
いくのであれば、余り政府から織維工業に対する  
援助の手というのは期待できないというふうに事  
実上考へざるを得ないと思うのです。その意味で  
もう少し知識集約化型の産業、産業の高付加価値  
化を進めていく場合の産業政策としての手法とい  
うものを思い切って転換をしていく必要がある。

つまり物でなくて、物に見えない価値とい  
うものをどうやってつくり上げていくかというこ  
とですから、一つは人材育成などがそうちした手法に  
なるんじゃないだろうかという気がするわけです。  
ただし、私が伺いたかったのは、この一億五  
千万もしくは三億という金額の中で、これ全部  
使うわけじゃないなくて、それの果実でやるわけです  
から、そうすると三億として二千万ぐらいです  
か、年間二千万ぐらいになりますね。もう少しに  
なりますか、どのくらいですか。

○政府委員(栗原昭平君) 現在の金利水準を考え  
ますと、いま御指摘のような数字であらうかと思  
います。

○柿沢弘治君 そうすると、結局これもまた申し  
わけに何か政府がやつてますというだけになつて  
しまおそれがある。それで、協会に、まさにお  
の通産省のスタッフが中心になってやはり民間の  
創意工夫を生かしながら、民間はやつてているんで  
すから、アペレル部門の研究や開発努力は、です  
から、民間はもう相当進んでいるんですよ。し  
たがつて、そういうやはり組織の知恵を導入しな  
がらやつていかなければならぬ。これは私が言う  
意味は速記録ぐらいは見るでしようから、構造改  
善事業協会といふものは私ががみがみ言わなくつ  
てもよほど自覚をして、大臣こういうふうにや  
つて思ひますといふような提案ぐらいをされて  
いるのではないか。今までの構造改善事業でこ  
の人たちはすいぶん金使つてゐるんですから、した  
がつてそれくらいの創意工夫がなければいかぬと  
思ひます。ここへ傍聴に来るぐらゐの……来て  
ますか、来てないか。ここへ傍聴に来るくらゐ  
の熱意と努力がなければ、どんな法律を延長して  
つてメリットを受ける、研修を受ける人たち、こ

れによって育成される人材といふものが全体の業  
界の人材の中でごくわずかというのでは、これは  
衝撃効果もインパクトもないと思うのです。あ  
る程度の数がそうちした形で新しく養成されて業界  
に散らばつて、業界全体を引き上げる効果が  
なけれいけない。呼び水効果といふものもわざ  
かに使つたのではポンプも呼び水にならないわけ  
で、ある程度の思い切つた金を入れていくとい  
う意味では、実際の呼び水効果として効果の上がる  
ことが必要になるのではないだろうか。そういう  
ことから、こういう人材育成という、まず基礎

規模というのほどのくらいだという見通しを立て  
ながらやつていかないと、単に予算折衝の過程で  
若干つけさせていただきましたということだと、結局  
は協会に対する一つの、やりましたよといふかつ  
こうだけになつてしまふじゃないかということを  
恐れるわけですけれども、その辺はどうでしよう。  
○国務大臣(江崎眞澄君) おつやるとおりだと  
思うのです。それで織維工業構造改善事業協会の  
役員が私のところへ表敬に来ましたよ。一にらみ  
しこときましたが、これは儀礼的なものですから黙  
つてごあいさつを承つただけですが、あの人たち  
に任しておいたのでは大した期待はできないなあ  
と思った。したがつて、これは局長を初め、いま  
の通産省のスタッフが中心になってやはり民間の  
創意工夫を生かしながら、民間はやつてているんで  
すから、アペレル部門の研究や開発努力は、です  
から、民間はもう相当進んでいるんですよ。し  
たがつて、そういうやはり組織の知恵を導入しな  
がらやつていかなければならぬ。これは私が言う  
意味は速記録ぐらいは見るでしようから、構造改  
善事業協会といふものは私ががみがみ言わなくつ  
てもよほど自覚をして、大臣こういうふうにや  
つて思ひますといふような提案ぐらいをされて  
いるのではないか。今までの構造改善事業でこ  
の人たちはすいぶん金使つてゐるんですから、した  
がつてそれくらいの創意工夫がなければいかぬと  
思ひます。ここへ傍聴に来るぐらゐの……来て  
ますか、来てないか。ここへ傍聴に来るくらゐ  
の熱意と努力がなければ、どんな法律を延長して  
つてメリットを受ける、研修を受ける人たち、こ

も私ども政治家の立場から言うならば、これは成  
果は上がらないといふふうに思います。したがつ  
て私はこれ責任感じております。

それから、こういう人材育成という、まず基礎  
の手法になじまないわけです。現在の法律が今まで  
の機能しなかつた点も、もちろん外的な条件が恵まれなかつた点も、もちろん外的な条件が恵まれなかつた点もあると思うのです。それが、あく対する助成として、金利の安い金を貸しますだけではうまくいかないんじゃないだろうか。です  
から、計画に対して実績が二、三割と続けて  
いくのであれば、余り政府から織維工業に対する  
援助の手というのは期待できないというふうに事  
実上考へざるを得ないと思うのです。その意味で  
もう少し知識集約化型の産業、産業の高付加価値  
化を進めていく場合の産業政策としての手法とい  
うものを思い切って転換をしていく必要がある。

つまり物でなくて、物に見えない価値といふ  
もののもどうやってつくり上げていくかというこ  
とですから、一つは人材育成などがそうちした手法に  
なるんじゃないだろうかという気がするわけです。  
ただし、私が伺いたかったのは、この一億五  
千万もしくは三億という金額の中で、これ全部  
使うわけじゃないくて、それの果実でやるわけです  
から、そうすると三億として二千万ぐらいです  
か、年間二千万ぐらいになりますね。もう少しに  
なりますか、どのくらいですか。

○政府委員(栗原昭平君) 現在の金利水準を考え  
ますと、いま御指摘のような数字であらうかと思  
います。

○柿沢弘治君 そうすると、結局これもまた申し  
わけに何か政府がやつてますというだけになつて  
しまおそれがある。それで、協会に、まさにお  
の通産省のスタッフが中心になってやはり民間の  
創意工夫を生かしながら、民間はやつてているんで  
すから、アペレル部門の研究や開発努力は、です  
から、民間はもう相当進んでいるんですよ。し  
たがつて、そういうやはり組織の知恵を導入しな  
がらやつていかなければならぬ。これは私が言う  
意味は速記録ぐらいは見るでしようから、構造改  
善事業協会といふものは私ががみがみ言わなくつ  
てもよほど自覚をして、大臣こういうふうにや  
つて思ひますといふような提案ぐらいをされて  
いるのではないか。今までの構造改善事業でこ  
の人たちはすいぶん金使つてゐるんですから、した  
がつてそれくらいの創意工夫がなければいかぬと  
思ひます。ここへ傍聴に来るぐらゐの……来て  
ますか、来てないか。ここへ傍聴に来るくらゐ  
の熱意と努力がなければ、どんな法律を延長して  
つてメリットを受ける、研修を受ける人たち、こ

○政府委員(栗原昭平君) 役員の増加等はございません。

○柿沢弘治君 そういう意味で公務員のO.B.の人たちの老後の世話をする機関になるというものをつくっていくのは、これは国民は納得しないと思思いますし、税金の使い道として必ずしも有効とは言えないということだと思いますので、その点はぜひ監督官庁としても御配慮いただきたいと思います。

それから、先ほど通産大臣からお話がありましたように、まさに民間業界でもこうしたファッシヨン化といいますか知識集約化はどんどんやっているわけですから、それに対してお役所仕事というものが果たして競争力があるかどうか。それに役立つものができるかどうかをふやしてそれで終わりということにならないよう、ぜひ衆知を集められるような機構をぜひお考えをいただきたいというふうに思います。これは先ほど申しましたように、これからは産業政策の手法、文化の時代、文化産業論というものが言われながら、それに対応する政策手法がどうも開発されていないという点が、日ごろ私どもも気づいている点でございますし、もちろん当局の方は十分お気づきである。しかし、なかなかうまくその点が発見されないと、新しい政策手法が見出せないというところに悩みがあるということはよくわかりますけれども、新しい芽が出ましたらぜひ民間の創意と工夫、活力を利用しながら、それを伸ばしていくという形でお願いをいたしました。

あと、この織工審の答申の中では、新法を取り巻く基盤といいますか、背景として幾つかの問題が取り上げられております。先ほど藤井委員から指摘されました取引改善の問題、これも私伺いたかったんですが、先ほどお話を出ましたので、一つだけ伺つておきますが、この中で織維工業構造改善事業協会の債務保証制度の充実等を検討するところでありますけれども、この点については何ら

かの施策が考えられているんでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 今年度特に拡大したこととはございませんが、昨年度保証基金の増額を行つておるという事実はございます。

なお、この取引改善に関連しましての信用保証の関係の資金需要に対しまして、信用保証協会とございまして、取引改善に関連しまして共販事業を実施いたしますとかそのほか取引関係の改善を実施いたしますとかそのほかの資金需要に対する実績はございます。

○柿沢弘治君 それからだんだん話が小さくなるかもしませんが、小規模事業者に対する技術指導の推進を図る。

中の中でも、小規模事業者が、製品の高級化、品種転換等に円滑に対応していくよう、商工組合等による技術指導の推進を図ることについて、これがこの一億二千五百萬の予算と考えてよろしいわけでしょうか。それは従来のベースに比べてふえているんでしょか。それとも同額なんでしょうか。対象、中身の充実が図られているんでしょか。

○政府委員(栗原昭平君) この技術指導の関連の予算でございますが、名称といたしましては織維工業振興指導費補助金という名称でございまして、今年度の予算といたしましては七千七百万と

いう内容になつております。これは昨年度よりも約四百万ほど増加になつておるというものでござります。内容といたしまして昨年と異なりますのは、従来、巡回指導方式分としてだけ考え方られておりましたものに対しまして、今回は特にアパレルにつきましては、講習会方式といたことで、各産地ごとに技術に関しましての講習会を行うという形での予算が若干追加をされているという点がございます。

○柿沢弘治君 この辺についても、むしろいろいろな充実強化といいますか、新しいアイデアをつけて加えていただけたらというふうに思います。そ

うしますと七千五百万というお話をしたけれども、この通産省からいただいた一枚紙の方で

〔④ 小規模事業者に対する技術指導事業補助の充実等〕一億二千五百萬とございますけれども、この一億二千五百萬というのはまた別なんですか。

○政府委員(栗原昭平君) 輸入の問題は、藤井委員がお触れになりましたので、私も伺ったのですがやはり一つの問題としての過剰設備の処理の問題、紡績については先ほど別の委員からも御質問がありましたけれども、昨年、一昨年と行なわれてまいりましたメリヤス、くつ下、綿製品その他の設備廃棄の問題、これは順調に計画どおり進行しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 中小企業振興事業団の設備共同廃棄の実施の状況でございますが、織維に関する件についてお詫びいたします。織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正するの共同廃棄事業の問題、これは順調に計画どおり実行しております。この実施の状況については、おおむね二割前後の過剰率を頭におきまして、その廃棄を行なうということが主たる内容になつております。この実施の状況については、たとえば綿織物等については八十数%の計画に対する実行率であつたと思います。それから、綿織物につきましてはやはり八〇%前後の遂行率であつたと思いますが、その中で若干おくれておりますのが化繊織物の織物の廃棄が現在遂行率が五割前後というふうにおくれております。これはやはり北陸産地等におきます現在の産地の好況と申しますが、そういう実態を反映しまして若干おくれておるということがあります。全体としてはおおむね順調に進んでおるものというふ

うに考えております。

○柿沢弘治君 そうしますと、今後この構造改善事業のための基盤整備として、さらに設備の廃棄をする、もしくは縮小するというような業種はない、一応終わったというふうに考えてよろしくございます。

○政府委員(栗原昭平君) 現在、若干の業種が新しく手を挙げてこの共同廃棄事業を行いたいといふ申請もござります。そのほかの金額は事務的経費等が残でございます。

○柿沢弘治君 輸入の問題は、藤井委員がお觸れになりましたので、私も伺ったのですがやはり一つの問題としての過剰設備の処理の問題、紡績については先ほど別の委員からも御質問がありましたけれども、昨年、一昨年と行なわれてまいりましたメリヤス、くつ下、綿製品その他の設備廃棄の問題、これは順調に計画どおり進行しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。法律案の審査のため、次回の委員会に参考人の出席を求める、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(福岡日出磨君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(福岡日出磨君) 御異議ないと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(福岡日出磨君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十八分散会

三月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、出版物再版制の廢止反対に関する請願(第一二二四号)(第一二二五号)(第一二三一号)  
(第一二三九号)(第一二四〇号)(第一二四一号)(第一二四一号)(第一二四二号)(第一二四三号)(第一二四四号)(第一二四五号)(第一二四八号)(第一二五四号)



紹介議員 井上 吉夫君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二六二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 沖縄県那覇市松尾一二一 安仁屋  
紹介議員 伊江 朝雄君  
雅一外六百五十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二六三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 鳥取市二階町一一七 永井伸和外  
紹介議員 石破 二朗君  
八百四十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二六四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市脇田町一ノ三松堂  
紹介議員 糸山英太郎君  
内山誠外六百十六名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二六五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 沖縄県那覇市泉崎一ノ四ノ六 仲  
紹介議員 稲嶺 一郎君  
田清栄外八百十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二六六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡茨城町大戸九三  
紹介議員 岩上 二郎君  
木村賢外七百五十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 鹿児島市東千石町一五ノ二 小鷗  
紹介議員 岩上 二郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二六七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市峰町三六一 亀田  
澄子外六百九十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二六八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市峰町三六一 亀田  
利三外三百六十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二六九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(一通)  
紹介議員 大島 友治君  
一鯨井正紀外一千五十七名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市児島味野二ノ二ノ六  
紹介議員 加藤 武徳君  
一片岡恭一外四百二十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 川瀬光和外八百十名  
紹介議員 金井 元彦君  
浪花剛外二千三百八十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 兵庫県宝塚市仁川北三ノ七ノ三  
紹介議員 北 修一君  
一外千六十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 宮崎市江平東一ノ二ノ一 一本田書  
店内 本田次男外千百二十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 島根県松江市西川津町三、五八二  
福田和夫外四百六十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 亀井 久興君  
外千百五十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市中央区南一条東二丁目和興  
ビル内北海道書店商業組合理事長  
浪花剛外二千三百八十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 徳島市助任橋一ノ三三 森住博外  
紹介議員 北 修一君  
秋田市中通五ノ一ノ二 渡辺栄  
一外千六十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 秋田市中通五ノ一ノ二 渡辺栄  
佐々木 満君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 立男外九百四十名  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都文京区本郷六ノ一七ノ一〇  
大橋智信外一千三百二十名

紹介議員 楠 正俊君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二七九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 静岡県浜松市蓮尺町二六有限会社  
谷島屋書店社長 斎藤和雄外千三  
百八十名

紹介議員 熊谷 弘君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二八〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(一通)  
請願者 佐賀県鳥栖市土井町二一四 藤江  
幸男外六百八十五名

紹介議員 古賀雷四郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二八一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 泽田正実外千六十名

紹介議員 一ノ一 泽田正実外千六十名  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二八二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 茨城県水戸市河和田一ノ一、五八  
一ノ一 泽田正実外千六十名

紹介議員 郡 祐一君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一二八三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 秋田市中通五ノ一ノ二 渡辺栄  
佐々木 満君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二八三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 宮崎県都城市上町二ノ七 田中昇

外千二百二十名

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二八四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 石川県金沢市片町二ノ三一ノ一二

辰巳丑之助外千百六十名

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二八五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 長野県松本市城東一ノ四二ノ二 小

松愛治外九百五十五名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 長野県松本市城東一ノ四二ノ二 小

松愛治外九百五十五名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 千葉市宮野木町三一五ノ五一 坂

井信子外千二百名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二八六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 千葉市宮野木町三一五ノ五一 坂

井信子外千二百名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二八七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 福島市本町四ノ二三 鈴木嘉吉外

千百九十名

紹介議員 鈴木 正一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二八八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 福島県須賀川市八幡町二二ノ一六

請願者 福島県須賀川市八幡町二二ノ一六

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二八九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 宮崎県都城市上町二ノ七 田中昇

外千二百二十名

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二九〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 熊本市上通町金龍堂内 樋口欣一

外四百二十名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二九一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 鹿児島県揖宿郡頬町牧之内三、

○〇〇 瀬川繁外千名

紹介議員 田原 武雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二九二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 千葉県市川市市川一ノ四ノ一六株

式会社大杉書店内 大杉稀一郎外

九百九十九名

紹介議員 高橋 誉富君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 青森県八戸市旭ヶ丘五ノ一ノ五四

伊藤明外八百十四名

紹介議員 寺下 岩威君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二九三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 埼玉県朝霞市本町二ノ五ノ二九有

限会社一進堂代表取締役 山崎一

郎外千四百十九名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二九四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 新潟市古町通六番町株式会社北光

社取締役社長 斎藤敬治外千六百

名

紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二九五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 埼玉県春日部市柏壁四、四七七有

限会社後藤書店内 後藤平蔵外千

六百名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二九六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 青森県八戸市旭ヶ丘五ノ一ノ五四

外七百名

紹介議員 中村 植二君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二九七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 兵庫県揖保郡新宮町新宮 木南義

夫外八百八十名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二九八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 佐賀県杵島郡白石町福田秀津 小

野益次郎外二千二十一名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 玉置 和郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 中村 啓一君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 中村 太郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 島根県松江市殿町二八六 今井彰 外三百二十名

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三〇五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 兵庫県竜野市竜野町川原一ノ一七 三ノ一 竹内伊八郎外九百十名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三〇六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 秋田市泉管野四三ノ四 小西健子 外千百六十名

紹介議員 野呂田芳成君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三〇七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 新潟県長岡市千手三ノ八ノ一七 潤沢御代護郎外九百九十名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 埼玉県本庄市千代田一ノ六ノ一五 一松堂書店内 茂木孝一外千五百名

紹介議員 平井 駿志君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 香川県坂出市府中町四四七 薫外七百名

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 香川県高松市旅篭町三ノ二ノ一一 赤沢 薫夫外六百四十九名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 山梨県甲府市中央四ノ二ノ一八 大塚篤郎外九百五十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 香川県三豊郡仁尾町仁尾丁六四五 佐々木昌之外六百四十名

紹介議員 真鍋 賢一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 岩手県盛岡市館向町四一ノ一五 沼宮内節夫外千九十九名

紹介議員 泰野 章君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 愛知県安城市御幸本町一四ノ一七 増田 盛君

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 長崎市浜町八ノ二九合資会社好文堂書店内 中山清外七百七十名

紹介議員 初村滝一郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 大阪市住之江区西加賀屋四ノ七ノ二一 児玉操子外千名

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 香川県坂出市府中町四四七 赤沢 薫夫外六百四十九名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 山形市旅篭町三ノ二ノ一一 高橋 倫之助外九百十名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 山梨県甲府市中央四ノ二ノ一八 大塚篤郎外九百五十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 香川県三豊郡仁尾町仁尾丁六四五 佐々木昌之外六百四十名

紹介議員 真鍋 賢一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三一九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 大阪府池田市栄町三ノ一一 春江 耕作外千名

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三二〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市東区苗穂町四ノ三八五ノ一 渡辺満外三千三百五十名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三二一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 山口県宇部市常盤町三ノ六 末広 二外七百三十名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三二二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市請地町一一 井上良 二外七百三十名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

有限会社日新堂書店内 加藤政男 有  
外千四百九十六名

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三二三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市東区苗穂町四ノ三八五ノ一 渡辺満外三千三百五十名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三二四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 滋賀県草津市大路二ノ一六ノ三〇 鈴木克巳外六百七十五名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三二五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三二六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三二七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三二八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三二九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一三三二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県高崎市石原町一〇八一 二外七百三十名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 愛知県豊橋市呉服町四〇 高須元

紹介議員 八木一郎君

治外二千五百六十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三六号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 石川県金沢市泉野出町三〇一四〇

二四 佐藤恒身外千二百二十四名

紹介議員 安田隆明君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三七号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 青森市堤町一ノ九ノ八 鈴木康生

外三百八十名

紹介議員 山崎竜男君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三八号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 富山県西礪波郡福光町七、三六七

片村力外二千名

紹介議員 吉田実君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三九号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市東区北四十二条東一丁目

一戸幹雄外二千三百三十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三〇号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市足代二ノ二九ヒバ

リヤ書店内 森川勝敏外千三百七

十九名

紹介議員 市川正一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三三号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川五ノ四四ノ九

桜井光昭外千八百五十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三四一号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ七

三若林正治外千九百三十三名

紹介議員 河田賢治君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三四五号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 酒井古志男外千九百九十九名

山中郁子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三五〇号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 京都市伏見区京町南八ノ一〇一

三外一千四百三十六名

紹介議員 植木光教君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三五一号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(百四十六通)

請願者 神戸市長田区梅ヶ香町一ノ一六ノ

一二 藤吉正外六百四十九名

紹介議員 渡部通子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三五二号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(百四十六通)

請願者 会社オーム社書店京都支店内木島弘晴外千四百三十九名

紹介議員 上田稔君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三五三号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都品川区西大井三ノ一四ノ八

小宮俊幸外九名

紹介議員 多田省吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三四八号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町曾根佐藤善

店内佐藤直治外十名

紹介議員 志苦裕君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三五四号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 熊本市東子飼町八ノ四〇ホテイ書

林内布袋鶴彦外五百一十九名

紹介議員 國田清充君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三五五号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 静岡市西草深町二二ノ二一三上

益弘外千八百二十四名

紹介議員 戸塚進也君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三五六号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 長野県松本市城東一ノ二ノ二一

金岩博司外八百七十一名

紹介議員 夏目忠雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三五七号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(十一通)

請願者 福井県大飯郡高浜町三明一ノ二

常田幸平外六百三十八名

紹介議員 山内一郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三五二号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町寄居九八〇

田中正夫外七百四十名

紹介議員 上原正吉君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三五八号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 新井慶子外七百六十六名

紹介議員 山本富雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三五九号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大分県中津市新博多町野依須磨

子外九百十名

紹介議員 後藤正天君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都江東区木場五ノ三九・杉

本真幸外千九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三六三号 昭和五十四年三月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都杉並区本天沼二ノ五ノ一

奥川礼三外三千三百三十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三六九号 昭和五十四年三月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阿倍野筋一ノ三ニヨ

一ゴ一書店内 高岸常一外一千三百五十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三七〇号 昭和五十四年三月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 北海道江別市向ヶ丘一 小林基雄

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三九二号 昭和五十四年三月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 岡山県笠岡市二番町二ノ一一井笠

紹介議員 木村 誠男君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三九三号 昭和五十四年三月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 中尾喜代志外八百三十一名

紹介議員 原田 武眞築君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三七四号 昭和五十四年三月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 沖縄県那覇市樋川五七 仲本正明

紹介議員 喜屋武眞築君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三九四号 昭和五十四年三月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区生麦町一ノ一〇ノ三

紹介議員 万納昭一郎外千六百七十五名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三九五号 昭和五十四年三月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 増岡 康治君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四一七号 昭和五十四年三月十三日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 福井市古市二ノ五ノ一五 辻田富志外五十名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三九〇号 昭和五十四年三月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(二通)

請願者 洋堂内 坂口充外千三百五十一名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四二八号 昭和五十四年三月十三日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 吉田力外千九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四〇二号 昭和五十四年三月十三日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市山本町南一ノ三ノ四十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四一〇号 昭和五十四年三月十三日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 埼玉県大宮市宮町一ノ一八 押田 謙次郎外十名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四五七号 昭和五十四年三月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 埼玉県大里郡花園村小前田一、六一七 吉田茂外千八十八名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四五八号 昭和五十四年三月十五日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪市住之江区北加賀屋五ノ八ノ六六 山本治一外五百九十九名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四五九号 昭和五十四年三月十六日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 滋賀県大津市中央一ノ五ノ一 沢 和枝外千五十二名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四六〇号 昭和五十四年三月十七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪市住之江区北加賀屋五ノ八ノ二二 中村島子外九百九十九名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四六一号 昭和五十四年三月十八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大分県宇佐市南宇佐 穴瀬直文外九百四十名

紹介議員 衛藤征士郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四六二号 昭和五十四年三月十九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市南桜塚三ノ一三ノ二二

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四六七号 昭和五十四年三月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市花園西町一ノ一二

紹介議員 増岡 康治君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四六八号 昭和五十四年三月二十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

請願者 札幌市西区手稻富丘二二一 田村  
則夫外二千三百三十名  
紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四八五号 昭和五十四年三月十五日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 熊本市帶山三ノ二〇ノ一七ブック  
スベストセラーズ内 立石英子外  
四百名

紹介議員 塩出 啓典君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四九〇号 昭和五十四年三月十五日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 岩手県水沢市中町一ノ一七 松田  
英三外八百三十二名

紹介議員 岩動 道行君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、石炭鉱業復興基本法案（小笠原貞子君外三  
名発議）

石炭鉱業復興基本法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）  
第二章 石炭鉱業復興計画（第六条～第七条）

第三章 石炭鉱業復興のための措置（第八条～  
第十一条）

第四章 石炭鉱業復興公社（第十七条）  
第五章 石炭鉱業復興審議会（第十八条～第一  
十一条）

附則 第一章 総則  
（目的）

第一条 この法律は、石炭鉱業が置かれている現  
況とわが国に豊富に存する石炭のエネルギー資  
源又は各種製品の原料資源としての将来性にか  
んがみ、石炭資源を活用し、石炭鉱業の復興を  
図るため、石炭資源の開発、石炭の需要の拡  
充、石炭鉱業の近代化等の石炭鉱業の復興のた  
めに必要な施策を総合的かつ計画的に講じ、も  
つてエネルギー資源等の自給度を高め、国民経  
済の発展と国民生活の向上とに寄与することを  
目的とする。

#### （石炭鉱業の復興に関する施策）

第二条 石炭鉱業の復興に関する施策は、前条の  
目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に  
ついて推進されなければならない。

一 未開発炭田等の開発及び再開発、遊休鉱区  
の買収、埋蔵鉱量等の総合的な調査等を行う  
ことにより石炭資源の開発及び再開発を図る  
こと。

三 石炭の有効利用のための研究及び技術の開  
発並びにこれらの成果の普及を行うこと等に  
より石炭の利用の多元化と需要の拡充を図る  
こと。

#### （石炭の有効利用のための研究及び技術の開 発）

四 石炭の販売価格につき標準価格を定めると  
ともに石炭の輸入の調整を行うことにより石  
炭鉱業の生産基盤の確立を図ること。

五 炭鉱労働者の養成を行うとともにその労働  
条件の改善と福祉の向上を推進することによ  
り炭鉱労働者の確保を図ること。

六 石炭鉱業に関する専門技術者及び研究者を  
養成し、及び確保することにより石炭鉱業に  
関する技術の水準の向上を図ること。

七 石炭鉱山における保安施設の整備と保安要  
員の確保を促進することにより炭鉱労働者に  
対する危害の防止、石炭鉱山の施設の保全及  
び石炭資源の保護を図ること。

八 石炭鉱業による鉛害の防止に関する施設の  
整備等鉛害の防止に関する事業を推進するこ  
とにより生活環境と自然環境の保全を図ること。

整備等鉛害の防止に関する事業を推進するこ  
とにより生活環境と自然環境の保全を図ること。

第三条 国は、第一条に掲げる目的を達成するた  
め、石炭鉱業の復興に関する施策を総合的かつ  
計画的に講ずるものとする。

（石炭鉱業を営む者等の責務）

第四条 石炭鉱業を営む者は、石炭鉱業の経営基  
盤の強化を図るとともに、国が実施する石炭鉱  
業の復興に関する施策に協力する等石炭鉱業の  
復興に寄与するよう努めなければならない。

2 電気事業者、ガス事業者等は、国が実施する  
石炭の需要の拡充に関する施策に協力する等石  
炭鉱業の復興に寄与するよう努めなければならない。  
（年次報告）

第五条 政府は、毎年度、国会に対し、石炭鉱業  
の復興に関する計画に基づく施策の実施に関する  
状況を報告するとともに、その概要を公表し  
なければならない。

（石炭鉱業復興計画）

第六条 通商産業大臣は、石炭鉱業復興審議会の  
議を経て、昭和五十四年度以降の毎五箇年を一  
期とする石炭鉱業の復興に関する計画（以下「基  
本計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を  
求めなければならない。

2 政府は、前項の規定により基本計画を決定し  
たときは、これを国会に提出して、その承認を  
求めなければならない。

3 基本計画には、五箇年間における石炭鉱業の  
復興に関する施策の目標を定めなければならない  
い。この場合においては、当該基本計画の最終  
年度における石炭の生産数量及び生産能率の目  
標並びに石炭の需要量の見通し（産業別の石炭  
の需要量の見通しを含む。）を明示しなければな  
らない。

4 基本計画は、自然環境の保全及び公害の防止  
について適切な考慮が払われたものでなければ  
ならない。

5 前各項の規定は、基本計画を変更しようとす  
る場合に準用する。

#### （実施計画）

第七条 通商産業大臣は、石炭鉱業復興審議会の  
議を経て、毎年度、基本計画の実施のため必要  
な事業で政令で定めるものについての計画（以  
下「実施計画」という。）の案を作成し、閣議の  
決定を求めなければならない。

2 実施計画は、石炭鉱業を営む中小規模の事業  
者がその事業を継続して営むことができるよう  
特に配慮されたものでなければならない。

3 前二項の規定は、実施計画を変更しようとす  
る場合に準用する。

（石炭生産計画）

第八条 石炭鉱業を営む者は、通商産業省令で定  
めるところにより、石炭の生産に関する計画  
(以下「石炭生産計画」という。)を作成し、通  
商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、実施計画を達成するため特  
に必要があると認めるときは、前項の規定によ  
る届出をした石炭鉱業を営む者に対し、その届  
出に係る石炭生産計画を変更すべきことを勧告  
することができる。

3 石炭鉱業を営む者は、通商産業省令で定める  
ところにより、石炭生産計画に基づく事業の実  
施状況及び石炭の生産費その他事業の経理の内  
容を、定期的に、通商産業大臣に報告しなければ  
ならない。

（標準価格の決定）

第九条 通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で  
定めるところにより、石炭鉱業復興審議会の議  
を経て、石炭の生産費を基準とし、石炭の輸入  
価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情  
を考慮して、石炭鉱業を営む者及び石炭の販売  
の事業を営む者の石炭の販売価格につき、標準  
価格を定めなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の標準価格を定めるに当たつては、石炭鉱業の生産基盤の確立に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により石炭の標準価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(標準価格の変更)

第十一条 通商産業大臣は、石炭の生産費又は輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情に著しい変動があつたため特に必要があると認めるとときは、石炭鉱業復興審議会の議を経て、

前条第一項の規定により定めた石炭の標準価格を変更しなければならない。

2 前条第一項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(需要拡充のための勧告)

第十二条 通商産業大臣は、基本計画において定められた石炭の需要の拡充に関する施策の目標を達成するため必要があると認めるときは、電気事業、ガス事業、製鉄業、窯業、熱供給事業その他の政令で定める事業を営む者のうちその資本の額又は出資の総額が政令で定める額以上であるものに対し、石炭を使用すべきこと又は石炭の使用量を増加すべきことを勧告することができる。

(輸入の調整)

第十三条 政府は、石炭の輸入により、国内において生産される石炭の国内における需要の維持拡充に重大な支障が生ずると認められる場合には、石炭の輸入に関し、輸入割当、関税率の引上げその他の必要な措置を講じなければならない。

(鉱区の調整等)

第十四条 国は、石炭鉱床の完全な開発と合理的な石炭の採掘を図るため、採掘権の譲渡又は採掘鉱区の増減についての協議のあせん、裁定等による鉱区の調整等必要な措置を講じなければならない。

(炭鉱労働者に対する施策)

第十五条 国は、炭鉱労働者の確保と福祉の向上を図るため、労働条件の改善、福祉施設の整備、社会保障の充実、炭鉱労働者の養成、技術教育の充実等必要な措置を講じなければならない。

(石炭鉱業に関する研究体制の整備等)

第十六条 国は、石炭鉱業を営む者に対し、未開発炭田の開発、炭鉱の坑道の延長等の石炭採掘のための施設の整備又は技術の改良、石炭鉱山の保安のための施設の整備又は技術の改良、炭鉱労働者の生活環境の改善等に必要な資金の一部の補助、資金の融通、機械の譲渡又は貸付け、技術的な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第十七条 石炭鉱業の復興に関する施策を推進するため、その施策を実施する機関として、別に法律で定めるところにより、石炭鉱業復興公社を設置する。

第四章 石炭鉱業復興公社

第十八条 石炭鉱業の復興に関する施策を推進するため、その施策を実施する機関として、別に法律で定めるところにより、石炭鉱業復興公社を設置する。

(設置)

第十九条 総理府に、石炭鉱業復興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律五百五十六号)

二 石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十九号)

(経過措置等)

第三条 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他のことについては、別に法律で定める。

第十九条 審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、石炭鉱業の復興に関する重要な事項を調査審議する。

2 審議会は、石炭鉱業の復興に関する重要な事項について、自ら調査審議して内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を申し出ることができる。

(組織)

第二十条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員四十人で組織する。

一 当該区域内に石炭産出地域が存する市町村の市町村長を代表する者 三人

二 当該区域内に石炭産出地域が存する市町村の議会の議長を代表する者 三人

三 石炭鉱業に従事する労働者が組織する労働組合を代表する者 七人

四 石炭鉱業を営む者を代表する者 七人

五 石炭の需要者を代表する者 三人

六 石炭鉱業復興公社を代表する者 十人

七 日本学術会議の推薦する者 十人

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、非常勤とする。

4 前二項に定めるものほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律五百五十六号)

二 石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十九号)

(経過措置等)

第三条 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他のことについては、別に法律で定める。

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、企業管理士法制定に関する請願(第一五二〇号)(第一五二二号)

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一五四六号)(第一五四七号)(第一五四八号)

(第一五四九号)(第一五九一号)(第一五九二号)(第一五九三号)(第一五九四号)(第一六〇号)

○号)(第一六〇一号)

一、石岡アルコール工場の現行体制維持存続に関する請願(第一六〇五号)

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一六〇九号)(第一六一〇号)(第一六一七号)

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一六一九号)(第一六九四号)(第一六九五号)(第一九三号)(第一六九四号)(第一六一九号)(第一六二一八号)(第一六二一九号)(第一六二三六号)(第一六二三七号)(第一六三八号)(第一六七二号)(第一六七三号)(第一六九二号)(第一六九三号)(第一七三三号)(第一七三四号)

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一七一九号)(第一七一〇号)(第一七一八号)(第一七〇九号)(第一七一〇号)(第一七一七号)(第一七一九号)(第一七三五号)(第一七五一号)(第一七五二号)(第一七五三号)

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一七一九号)(第一七三三号)(第一七三四号)(第一七三五号)(第一七五一号)(第一七五二号)(第一七五三号)

企業管理士法制定に関する請願(三通)

請願者 北九州市小倉北区若富士町二ノ一

中小企業管理協会内 酒井重治外三百名

紹介議員 桑名 義治君

中小企業が、眞に日本經濟の基盤として確固たる企業体質を構築するため、一、市場動向の調査、二、デザイン開発、三、研究・技術開発、四、製品の高級化・高度加工化、五、新製品の企画・開発等の能力と、一、製品及び商品についての責任、二、価格についての責任、三、サービスについての責任、四、情報・広告についての責任、五、公害についての責任、六、従業員に対する責任、七、福祉社会建設についての責任、八、人間として信頼される責任を有する者を企業管理士とする「企業管理士法」を制定されたい。

理由

今日の中小企業は、全事業所の九十九パーセント、従業員にして六十七パーセント、出荷額にして四十九パーセントを占め、日本經濟を支える大きな基盤となつてゐる。しかしながら、中小企業は労働集約型産業が多い上、資本設備率を向上さ

せる等その体質の改善に努めつつもなお、生産性において大企業との間に四十ペーセントの格差が存在するなど、物価政策の見地からも中小企業の体質改善は、緊要な課題となつてゐる。このようなかつて、近年、大企業による中小企業分野への進出、市場の急速なる広域化、貿易市場での発展途上国製品との競争の激化等中小企業を取り巻く環境は、ますます厳しく倒産が増加している現状にある。これまで中小企業近代化促進法等によつて中小企業の協業化・共同化等その体質改善策が推進されたが、中小企業における人的資源の限界等により、必ずしも十分に所期の目的は達せられていない。

第一五二一号 昭和五十四年三月十七日受理  
企業管理士法制定に関する請願  
請願者 石川県珠洲郡内浦町越坂五ノ三五  
九十九閑治朗外四百四十九名

この請願の趣旨は、第一五二〇号と同じである。

第一五二二号 昭和五十四年三月十七日受理  
企業管理士法制定に関する請願  
請願者 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第一五二〇号と同じである。

第一五二三号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市北区北二十九条西一〇丁目  
須川文雄外一百七十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五二四号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五二五号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市北区北二十九条西一〇丁目  
高田功外

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五二六号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 桥喜一郎外八百九十三名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五二七号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五二八号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五二九号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 馬場順子外百二十四名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五四〇号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都杉並区西荻南二ノ一七ノ一

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五四一號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 ノ四〇一 中藤盛夫外千九十六名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五四二號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 木弘三外三百三十八名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五四三號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 茂外四百六十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五四四號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 中村武外三百二十一名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六〇號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 水浦徳三郎外九十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六一號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 北海道小樽市花園四ノ一八ノ四  
北飯善吉外三百四十五名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六二號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六三號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 前田直道外百二十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六四號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六五號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 茨城県議会議長 橋田栄一

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六六號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六七號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 松本清外百五十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六八號 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 高杉 駒忠君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六九號 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 高田康彦外七百九十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六一號 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六二號 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 小浜 ヨネ外四百九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六三號 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

寄せられているところである。よつて國においては、現況を十分に理解され、石岡工場を現行体制のまま維持存続されたい。

第一五四九号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六〇号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六一號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六二號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 沢城県古河市中央町二ノ一ノ六

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六三號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 中村武外三百二十一名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六四號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 沢城県古河市中央町二ノ一ノ六

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六五號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 前田直道外百二十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六六號 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六七號 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 高杉 駒忠君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六八號 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 高田康彦外七百九十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六九號 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六一號 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 小浜 ヨネ外四百九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五六二號 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六三六号 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(一通)

請願者 札幌市南区澄川一条三丁目代々木  
莊内 恵田彩子外六百六十九名

紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六三七号 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府富田林市本町五ノ五  
剛造外千百九名

紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六三八号 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(七通)

請願者 北海道小樽市奥沢一ノ一七ノ一九  
山田ミツ子外七百三十九名

紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六三九号 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都練馬区中村南三ノ一八  
崎孟外四百八十九名

紹介議員 小野 明君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六四〇号 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市豊平区西岡一条四丁目 奥  
山熱外百十九名

紹介議員 福間 知之君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六四一号 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(二通)

請願者 茨城県石岡市富田町一、六一四  
生井直明外三百五十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六四二号 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 木村京子外百二十一名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都渋谷区本町二ノ四ノ一二  
城所ゆか外九百十九名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 大阪府伊達市舟岡一四四  
志男外百四十一名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 北海道鹿児島市宇宿二ノ八ノ二  
光雄外百五十名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 鹿児島市宇宿二ノ八ノ二  
米盛一平君

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 小柳 勇君  
志男外百四十一名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 小野 明君  
志男外百四十一名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都練馬区中村南三ノ一八  
神 善外四百八十九名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都板橋区高島平九ノ九ノ一  
岩井竜哉外七百十八名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都世田谷区池尻二ノ一八ノ一  
寺田 熊雄君

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都中央区北一条西一九丁目フ  
アミール第二大通三〇一 齊藤幸子外五百四十九名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 佐藤 三吾君  
子外五百四十九名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都文京区大社文蔵外九十九名  
紹介議員 戸叶 武君

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都中野区上高田五ノ二二ノ一  
岩崎孝子外百八十九名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都世田谷区池尻二ノ一八ノ一  
三 湯川清二外五百三十三名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 千葉県松戸市小山一二 石合泰博  
紹介議員 瀬谷 英行君

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都中央区元町一、二〇五 東四  
案

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都世田谷区池尻二ノ一八ノ一  
岩崎孝子外百八十九名

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都中央区元町一、二〇五 東四  
案

紹介議員 福間 知之君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七二八号 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 竹田 四郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六九三号 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 竹田 四郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七二九号 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七三〇号 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 佐藤 三吾君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七三一号 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 佐藤 三吾君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七三二号 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七三三号 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七三四号 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七三五号 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 吉田忠三郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五一號 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七二一號 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五二號 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五三號 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五四號 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五五號 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五六號 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五七號 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五八號 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五九號 昭和五十四年三月二十二日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案  
十三号の一部を次のように改正する。

第九条中「総裁一人」の下に「副総裁一人」を加える。

第十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項

とし、同条第二項中「総裁を」を「総裁及び副総裁を」に、「総裁に」を「総裁及び副総裁に」に、「総裁が」を「総裁及び副総裁が」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 副総裁は、基金を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して基金の業務を掌理し、総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

第十二条第二項を次のよう改める。  
2 副総裁及び理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

第十二条第一項を削り、第三項を第二項とする。

第十四条に次の二項を加える。

3 総裁は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第十六条第一項中「総裁との」を「総裁又は副総裁との」に、「総裁は」を「総裁及び副総裁は」に改める。

第十九条の二第一項中「行なう」を「行う」に、「借入金」を「長期借入金若しくは短期借入金」に改め、同項を同条第八項に改め、同条第六項中「前各項」を「第一項及び第四項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第二項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。  
第二十九条の三中「借入金の現在額及び」を「長期借入金及び短期借入金の現在額並びに」に、「に相当する額をこえる」を「の三倍に相当する額を」とができる。

入金は、一年以内に償還しなければならない。  
第二十九条の三中「借入金の現在額及び」を「長期借入金及び短期借入金の現在額並びに」に、「に相当する額を」とができる。

超える」に改める。

第二十九条の四 第二十九条の五とし、第二十

九条の三の次に次の二項を加える。

(債務保証)

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律

第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、基金の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀

行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができるとする債務を除く)について保証することができ

る。

第三十八条第一号中「経済企画庁長官」を「内閣総理大臣又は経済企画庁長官」に、同条第三号

中「行なつた」を「行つた」に改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 理事の任命に関する改正後の海外経済協力基  
金法第十一条第二項の規定は、この法律の施行後に行われる理事の任命について適用する。

四月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一七六一号)(第一七六三号)(第一七六四号)  
(第一七七九号)(第一七八一号)(第一七九七号)(第一七九八号)(第一八〇一号)(第一八〇七号)(第一八一號)(第一八一一号)(第一八一五号)(第一八二三号)(第一八三六号)(第一八四六号)(第一八七〇号)(第一八七一号)(第一八七八号)

二、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一七七九号)昭和五十四年三月二十三日受理

請願者 東京都渋谷区本町三ノ一三ノ三

平沢達男外七百七名

紹介議員 小柳勇君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

三、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一七八一號)(第一七八二号)(第一七八三号)(第一七八四号)(第一七九七号)昭和五十四年三月二十三日受理

請願者 木村幸徳外百九名

紹介議員 高杉廸忠君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

四、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一七八一號)(第一七八二号)(第一七八三号)(第一七九七号)昭和五十四年三月二十三日受理

請願者 札幌市豊平区福住一条一ノ一六

紹介議員 嘉津祐子外四百十八名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七六二号 昭和五十四年三月二十三日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(一通)

請願者 東京都練馬区南田中二ノ一三ノ二

四小嶋洋内 田中康友外二百名

紹介議員 大森昭君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七六四号 昭和五十四年三月二十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(一通)

請願者 和歌山市小松原六ノ一ノ五 南

川恵三外九百三十名

紹介議員 世耕政隆君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七七九号 昭和五十四年三月二十六日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)

請願者 日下田サダ子外八十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七八一号 昭和五十四年三月二十六日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(一通)

請願者 新潟県新井市中宿 大塚恵美子外

八十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八一一号 昭和五十四年三月二十六日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(一通)

請願者 東京都中野区弥生町二ノ三一ノ一

八 飯高茂男外四百八十九名

紹介議員 片岡勝治君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八一六号 昭和五十四年三月二十六日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(六通)

請願者 札幌市北区北二十四条西四丁目

松尾嘉夫外六百五名

紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八二二号 昭和五十四年三月二十七日受理  
出版物再販制の廢止反対に関する請願  
請願者 札幌市北区北七条西五丁目 灰野 仁外百二十七名

紹介議員 高杉 健忠君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八二八号 昭和五十四年三月二十七日受理  
出版物再販制の廢止反対に関する請願  
請願者 札幌市西区手稻西野三条四丁目 長谷政男外八十九名

紹介議員 宮之原貞光君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八三三号 昭和五十四年三月二十七日受理  
出版物再販制の廢止反対に関する請願  
請願者 神戸市生田区元町通三ノ一四六 島田誠外十名

紹介議員 矢原 秀男君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八三六号 昭和五十四年三月二十八日受理  
出版物再販制の廢止反対に関する請願  
請願者 札幌市中央区北四条西七丁目 菊地幸雄外百九名

紹介議員 高杉 健忠君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八四六号 昭和五十四年三月二十八日受理  
出版物再販制の廢止反対に関する請願(四通)  
請願者 長野県松本市旭一ノ三ノ二 藤森 晃一外五百十九名

紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八七〇号 昭和五十四年三月二十九日受理  
出版物再販制の廢止反対に関する請願  
請願者 新潟市赤坂町三ノ三、二六五 小仁外百二十七名

紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八七一号 昭和五十四年三月二十九日受理  
出版物再販制の廢止反対に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市根岸一、三四三ノ三 岡田国雄外百九名

紹介議員 川村 清一君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八七八号 昭和五十四年三月二十九日受理  
出版物再販制の廢止反対に関する請願(一通)  
請願者 東京都渋谷区神山町一六ノ四 佐藤静子外二百一名

紹介議員 大森 昭君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八三六号 昭和五十四年三月二十八日受理  
出版物再販制の廢止反対に関する請願  
請願者 札幌市中央区北四条西七丁目 菊地幸雄外百九名

紹介議員 高杉 健忠君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八四六号 昭和五十四年三月二十八日受理  
出版物再販制の廢止反対に関する請願(四通)  
請願者 長野県松本市旭一ノ三ノ二 藤森 晃一外五百十九名

紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第四号中正誤

正誤 集中冷房 集中冷暖房

印刷者 大蔵省印刷局